平成30年田原本町議会第2回定例会

平成30年6月7日 (第2日)

田原本町議会

平成30年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年6月7日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出 席 議 員 (14名)
 - 1番 梶 木 裕 文 君
 - 3番 寺 田 元 昭 君
 - 5番 牟 田 和 正 君
 - 7番 安 田 喜代一 君
 - 9番 西川 六 男 君
 - 11番 吉 田 容 工 君
 - 13番 松 本 美也子 君

- 2番 山 田 英 二 君
- 4番 村 上 清 司 君
- 6番 森 井 基 容 君
- 8番 古 立 憲 昭 君
- 10番 竹 邑 利 文 君
- 12番 植 田 昌 孝 君
- 14番 小 走 善 秀 君
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣 君 局長補佐 森惠啓仁君

1,地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長森 章浩君 副 町長 住井康典君

町長公室長 植田知孝君 総務部長 小林昌伸君

総務部管理監 田中信幸君 住民福祉部長 竹島基量君

産業建設部長 三浦 明君 産業建設部参事 岡部泰也君

上下水道部長 谷 口 定 幸 君 総 務 課 長 森 里 義 則 君 監 査 委 員 米 田 隆 史 君 教 育 長 植 島 幹 雄 君教 育 部 長 持 田 尚 顕 君 会計管理者 松 原 伸 好 君 選挙管理委員会 小 林 昌 伸 君 農業委員会 事 務 局 長 田 邉 義 巳 君

平成30年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月7日(木曜日)

○開 議(午前10時)

○一般質問

- 1. 3番 寺 田 元 昭 議員
 - 1. 自治会に対する支援について 防犯設備(防犯カメラ)設置に係る補助について
 - 2. グラウンドゴルフ場の利用について 利用者の満足度を高める方策について
- 2. 4番 村 上 清 司 議員
 - 1. 町道千代9号線の復旧状況について
 - (1) 地滑りによる道路亀裂の原因について
 - (2) 現在の対策状況について
 - 2. 防災対策について ハード面、活動体制の進捗状況
- 3. 9番 西 川 六 男 議員

子どもから高齢者まで誰もが生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために

- (1) デマンドタクシーももたろう号の廃止と、タクシー利用料金助成制度 の実施について
- (2) 都市基盤の充実した町づくりについて
 - ①五光温泉前の道路の拡張整備について
 - ②田原本線西田原本第3号踏切の拡張について
 - ③旧・第一体育館の土地及び建物の活用について

- ④近鉄田原本駅前・東側の整備について
- ⑤ 近鉄笠縫駅前・西側の整備について
- (3)職員人事について

3年連続で大規模な本年4月の人事の方針は

- 4. 11番 告 田 容 工 議員
 - 1. ゴミ出し支援について
 - (1) 県内の市町村でどのような取り組みをされていますか? 本町は実施されますか?
 - (2) 本町は、どの課が中心に「ゴミ出し支援制度」を検討されますか?
 - 2. 水道事業の広域化について
 - (1) 町の水道会計の実態はどうなっていますか?水道料金の統一はしますか?
 - (2) 本町の購入単価を下げる交渉をしますか?
 - (3) 広域的水道整備計画について詳しく報告されたい。
 - 3. 公共交通対策について
 - (1) 「交通の便が悪い」と感じておられる理由を何と考えていますか?移動制約者の範囲をどうとらえておられますか?総合計画にはどのように反映されていますか?
 - (2) 地方交付税特別交付税でいくばくかの補助はありましたか?
 - (3) ももたろう号をどのように評価されていますか?
 - (4) 移動制約者の利用率がどのように増えるのか?年間24枚のチケット で賄えるのですか?
 - (5) 何故、日曜日、祝日は利用できないのですか?
 - (6) タワラモトンタクシーがどれだけ需要に応えられるのか、町民のみな さんが納得する明確な説明をされたい。
 - 4. 清掃工場解体について
 - (1) これまでの検査でダイオキシン汚染はどの程度の数値が出てきました か?測定場所ごとの数値を示してください。
 - (2) ピットの下、事務所の下を地元の方と確認しますか?建物以外の土地

のボーリング調査をしますか?

- 5. 6番 森 井 基 容 議員
 - 1. 本町が発注する建設工事の請負契約に係る検査及び評価について
 - (1) 本町が発注する建設工事についての検査の実施数、委託検査の実施数、 手直しの指示件数について
 - (2) 田原本町建設工事成績評定要領第1条の目的達成度合について
 - (3) 田原本町建設工事成績評定の通知に関する規程第3条の改正について
 - 2. 都市計画道路の見直しについて 未着手の本町都市計画道路の見直しと廃止の検討結果について
- 6. 1番 梶 木 裕 文 議員
 - 1. 賑わいと活力あふれるまちづくりについて 道の駅「レスティ唐古・鍵」、唐古・鍵遺跡史跡公園の今後の取り組 みについて
 - 2. 住民とともに実現するまちづくりについて

 地域経済分析システムRESAS (リーサス) の活用について
 - 3. 旧清掃工場跡地活用について 基本計画の進捗具合は
 - 4. 安全で快適な暮らしを支えるまちづくりについて 戸別無線受信機の導入について
- 7. 8番 古 立 憲 昭 議員
 - 1. 中小企業対策について
 - (1) 「生産性向上特別措置法」に対する本町の動向と見解
 - (2) 国の追加措置への本町の対応について
 - 2. 透析リスク患者について
 - (1)慢性腎臓病(CKD)予防策は
 - (2) レセプトデータの活用は
- 8.13番 松 本 美也子 議員
 - 1. 通学路の安全対策強化について
 - (1) 小学校・中学校における登下校時の安全確保に向けた対策強化の取り

組みについて

- (2) 通学路における防犯カメラの設置について
- (3) 防犯灯の設置の再考及び「一戸一灯」運動の実施について
- 2. 子育ての願いをかなえるまちづくりのために 不育症治療助成事業の導入について
- ○総括質疑(報第14号より議第38号までの13議案について)
- ○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長(植田昌孝君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。 よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一般質問

○議長(植田昌孝君) 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。3番、寺田議員。

(3番 寺田元昭君 登壇)

○3番(寺田元昭君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

昨年9月より議員としての活動をさせていただいておりますが、これまで町の皆様より多くの意見を伺いました。今回はそのうち2点について町の考えをお尋ねしたいと思います。

まず1点目。ある自治会長さんより伺いました。その自治会では、この1年に同じ並びの三軒のお宅が空き巣の被害に遭われたそうで、私も現場に行きましたが、人の目につきにくい場所ではなく、5メートル幅の道路が一直線で100メートル以上続く場所で、人通りは少ないものの見通しはよく、このような場所で発生するとは思えない場所でした。自治会長さんは、若い住民さんも多く、日中は家に誰もいない世帯が被害を受けています。防犯カメラの設置を自治会として考えたのですが、費用的な面などハードルが高いとおっしゃっていました。

田原本町第4次総合計画には、施策として地域防災体制の充実が掲げられており、主な取り組みとして、防犯活動の推進と防犯灯新規設置補助が示されておりますが、現状の課題の中で住民自身の防犯意識を高めるための取り組みを検討し、地域での防犯体制の強化を図っていく必要があるとされています。住民の皆さんが安心して暮らせる安全なまちづくりは、まちづくりの基本であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

町は、自治会が防犯カメラを設置されるような場合、補助する考えはおありでしょうか。

2点目は、東井上のグラウンドゴルフ場の利用についてです。

ある利用者の方より、日ごろから楽しく利用させていただいているんですが、費用はともかくとして2ラウンド制に制限されているのは何とかならないでしょうか、費用的な違いはあるものの、近隣市町村にある施設はラウンド制限はないということで、もう少し楽しみたいと思うときもあり、他市町村の施設に行ってしまうこともある。できればラウンド制限ではない方法にならないかとのご意見でした。

ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンクなどの軽スポーツを楽しんでおられる方はたくさんおられます。とりわけグラウンドゴルフは、親しみやすさからより多くの方が楽しんでおられるように思います。私も前職のとき、春、秋に行われるこの3種の大会のご挨拶に参りました。グラウンドゴルフは、早朝より百数十名もの方が参加される盛大な大会でありました。高齢者を中心とした大会でありましたが、皆さん、お元気ではつらつとした表情で参加されていたことを今でも覚えております。施設を設置し、多くの方に利用していただくのは、ただ設置しただけではなく、より満足して利用していただくのが設置者としての意義ではないでしょうか。そこでお尋ねいたします。

町は、この2ラウンド制限を改めるなど、グラウンドゴルフ場の利用者の満足度 を高める方策をお考えでしょうか。

以上で檀上よりの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 〇議長(植田昌孝君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 3番、寺田議員の第1番、「自治会に対する支援について」のご質問にお答えいたします。

犯罪における手口は多様化、凶悪化しており、未成年者が連れ去られるなど、若 年層が犯罪に巻き込まれるケースが増加しております。

本町でも、防犯カメラ設置場所といたしまして、町役場に13台、田原本駅前に6台、イベント広場に4台、はせがわ展望公園に18台、道の駅に14台などを設

置しており、各小・中学校合わせまして20台の防犯カメラにつきましては、精度 の高いものに更新しています。また、69台の公用車全てにドライブレコーダを搭 載し、動く防犯カメラとして活用をしています。今や防犯カメラは、犯罪等から大 切な命や財産を守る上で不可欠な設備になってきております。

議員お述べの防犯カメラ設置に係る補助につきましては、県内では、奈良市、生 駒市、香芝市、大和郡山市、桜井市、宇陀市、広陵町、王寺町、平群町、三郷町が 補助事業として実施しておられます。

プライバシー侵害等に対応するため、実施自治体では、プライバシー等のルール づくりなどに対して、防犯カメラ設置、運用管理に関するガイドラインなどを作成 し、補助交付団体に対して周知していると聞いております。

こうしたことから、本町でも地域の安全は自分たちで守るといった防犯意識の向上にもつなげていくため、先進自治体を参考に、自治会への補助事業として通学路への設置を優先的に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 続きまして、2番目、「グラウンドゴルフ場の利用 について」のご質問にお答えをいたします。

利用者の満足度を高める方策についてでございますが、当該グラウンドゴルフ場は平成12年に、しきの道はせがわ展望公園のえのき広場のグラウンドゴルフ場といたしましてオープンしました。開園当初は、県内に類似施設がなかったことや、高齢者の方々が気軽に楽しめる軽スポーツであることから利用者も多かったのですが、近隣の市町村に同様の施設ができたことにより利用者が減少しているのが現状でございます。

現行の利用料につきましては、8ホール掛ける2回を単位といたしまして、中学生以上60歳未満の方が300円、小学生以下及び60歳以上の方が200円、そして町外の方につきましては、それぞれ倍の料金となっております。近隣市町村施設の料金体系は、65歳以上で午前200円、午後200円、全日360円といった区分によるものや、16ホールまたは2時間で100円といった単位、また大会

などで利用する場合の団体料金を設定されている市町村もあり、利用者からは本町 の料金が高いといった声もありました。

議員ご指摘のグラウンドゴルフ場の利用者の満足度の向上のため、利用時間体系及び料金体系について検討するとともに、昨年度から実施しております芝の手入れの充実、また住民福祉部でことしの夏から実施する予定の高齢者の外出機会をふやし、健康づくりを目的とした健康ポイント事業との連携を図りながら、たくさんの方が気軽に無理なく楽しく健康づくりができるえのき広場のグラウンドゴルフ場として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 3番、寺田議員。
- ○3番(寺田元昭君) ご答弁ありがとうございました。

まず、防犯カメラについてでございます。

日ごろより町政にご協力いただいている自治会長さんも、町のことをよく知った ベテランの方もたくさんまだ多くおられるんですが、地域によっては順番制で2年 や1年で交代される自治会もあると聞いております。自治会活動もなかなか大変難 しい時代になってきました。

そこで、防犯活動につきましても、このような状況を考えますと、より積極的に機器を利用する声が今後もふえるように思います。私、答弁していただいたとおり、防犯カメラは犯罪の抑止や、発生時はその検証に非常に有用なものであると考えております。県内でも、既にご答弁でいただきましたようにたくさんの団体が自治会に対しての補助制度を実施されているというところでございますので、本町におきましても、やっぱり防犯を積極的に考えておられる自治会の要請に応えられるよう、準備のほうはよろしくお願いしたいと思います。

防犯カメラについては以上でございます。

次に、グラウンドゴルフ場についてですが、近隣市町村にも施設がありますので、 私はいろんなところで楽しんでいただければ結構だと思っておるんですが、ただ場 所を選ぶときにそれぞれの特徴を利用者が考えられるときに、本町のグラウンドゴ ルフ場にしようと選んでいただけるようなアドバンテージを持った施設にしていた だきたいと考えております。ご答弁の中で利用時間、また体系等を検討するという お答えをいただきましたので、前向きに検討していただきたいと思います。

町長にちょっとお伺いしたいですが、住民の皆様が年齢にかかわりなく、それぞれ適した町内の施設で楽しんで健康を保持し、活用していただくことが大切であると考えておりますが、今後の本町のスポーツ施設等について町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) ご質問ありがとうございます。

まず、グラウンドゴルフは軽スポーツといたしまして高齢者の皆様に楽しんでいただける手軽なスポーツであると考えております。そのためにも、本年7月から予定しております健康ポイント事業を使って外出の機会をふやしていきたい。そこにデマンドタクシーももたろう号にかわるタワラモトンタクシーを使った交通手段をうまく活用し、外出の機会、そして運動の機会をつくっていこうと考えております。高齢者だけではなく、スポーツということでございますが、町内には健民グラウンド、体育館、そして野球場、そして体育館の中にはトレーニングルームもございます。今見ていますと、利用されている頻度が高い施設と低い施設の差があるのではないかなと考えております。そしてまた、奈良県のサッカー協会が運営していただいているフットボールセンター等も、ことしから2面の稼働となります。スポーツ施設が充実する一方稼働率の低いところもありますので、それをしっかり有効利用しながら、町民の皆さんが健康で過ごせる場所づくりも積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、また今後、その有効利用も含めた施策を打ち出してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 3番、寺田議員。
- ○3番(寺田元昭君) ありがとうございました。

町長の言葉の中にもございましたが、やはり使っていただくということと健康保持ということが非常に大事な部分ではないかと私は考えておるんですが、最近新しくスケートボード場等ができましたが、これは高齢者の方はちょっとということですが、いろんな施設が田原本町内にできてきたことは非常にうれしいことだと考えております。

今後も、今お言葉にありましたように積極的にスポーツ施設の活用を進めていた だきたいと考えております。

以上で質問を終わらせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 先ほどのスケートボードのことでございますが、直近の5月で、たしか700人ほどの方がご利用されているという数字が出てきています。私も様子をうかがいに行くんですが、子どもがしている姿を高齢者の方が見ておられる姿があると。子どもたちがこうやって楽しく遊んでいる姿を見るのが楽しいんだということで、こういう有効利用の方法もあるのかということで感心をされている声が聞こえてきております。そういった形で副作用といいますか、いい効果も生まれているのかなと思っておりますので、よい事例として今後また使ってきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、3番、寺田議員の質問を打ち切ります。 続きまして、4番、村上議員。

(4番 村上清司君 登壇)

○4番(村上清司君) 議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

6月に入り、梅雨前線の動きが気になる季節となりました。さて、昨年10月22日の台風21号では、24時間総雨量が過去最大の214.5ミリメートルになる大記録の大雨となり、寺川や飛鳥川は増水し、水害被害が発生しました。さらに、河川の水位が下がった後に堤防護岸の破損や堤防道路の亀裂が発生しており、地域住民の皆様は、次のゲリラ豪雨などで堤防が決壊しないかなど、通常の生活では感じられない恐怖を感じられておられたと思われます。

その台風21号が原因と思われる小阪地区での寺川の護岸破損箇所におきましては、中和土木事務所による修復工事が5月初旬に完了され、地域住民の方々は幾分安心されていると思われます。

しかし、八条地内の墓地南側の寺川に合流しているかがり川右岸、町道千代9号線における道路陥没箇所については、一向に修復工事がなされていない状況であります。この道は、八条自治会や南千代自治会の住民の方が、近鉄笠縫駅まで通勤、通学として利用されていますが、道路陥没後から現在まで立ち入り防護柵などで通

れない状況となっており、地域住民の方などに大変ご不便をおかけしており、今後 想定を超える豪雨により、現在陥没している道路や周辺空き地のさらなる崩壊も考 えられるため、早急な修復工事をお願いします。

まず、根本となる道路陥没の原因及び修復工事が着工されておりませんが、現在 の対策状況についてお答えください。

次に、大雨による浸水被害の対策についてですが、昨年の第4回定例会で水害対策のハード面の取り組みなどについてお尋ねし、飛鳥川からの逆流阻止による対策の検討、浸水地域の貯留施設について、阪手地区にある4つの池などで貯留施設整備、農業用ため池に対する池底の掘削や、公共施設や校庭の利用、水田貯留事業である田んぼダムの推進など、浸水対策事業を進めていく、また水害時の活動体制についてもお尋ねし、道路の冠水や低地浸水に対して活動マニュアルの策定や土のう配布の体制づくり、また内水氾濫時における緊急避難場所の明確化などの答弁をいただいたところでございます。

自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主防災組織を結成し、活動をされている自治会も増えており、災害への被害を軽減するために住民の災害や防災に対する意識の向上が必要不可欠であると同時に、行政による防災対策のさらなる推進も必要であると考えています。

現在、いろんな角度から防災対策などが実施・検討されていると思われますが、 これらの梅雨のゲリラ豪雨や台風シーズンに向けての水害・浸水対策について、ハード面及び活動体制について現在の進捗状況などをお答えください。

以上、質問を終わります。

○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 4番、村上議員の第1番目、「町道千代9号線の復 旧状況について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年10月22日の台風21号を起因とする災害によりまして、町道千代9号線の一部区間におきまして、アスファルトの舗装の道路に21メートルにわたり亀裂が発生し、その間において最大60センチメートルの段差が生じ、かがり川護岸とともに道路が損壊しました。地すべりによる道路亀裂の原因

につきましては、寺川の水位が梅雨、台風シーズン等の集中豪雨で急上昇し、流量、流速も増し、その後水位が下がります。また、寺川は農業用水としても利用されており、井堰の上下に伴い水位も上下します。水位の上下が長年繰り返されることにより、河川護岸の土砂が流出し、町道部で陥没し、亀裂が生じたと考えられます。

土木管理課及び農政土木課では、当該道路の損傷状況を確認し、同年10月25日、道路法第46条第1項第1号の規定により、道路管理者として、当該道路損傷 箇所の道路の通行を禁止したものでございます。

当該道路の修復につきましては、当該町道は1級河川であるかがり川の堤防を近隣住民の利便に供するため、町道としてその機能を持たせている道路でありまして、町道敷地につきましては、1級河川の管理者であります奈良県の中和土木事務所の管轄区域内でございます。

奈良県中和土木事務所は、災害復旧工事として平成30年2月28日に施工業者が決まり契約し、5月31日までに完了する予定でした。かがり川の下流の寺川には5つの自治会が受益地となっている三ヶ所井堰があり、寺川の河川水位を下げることにより災害復旧工事の着手が可能となるため、5カ所の水利関係者に対し工事説明を行われました。中和土木事務所は、ポンプアップによる農業用水の確保に努める予定でしたが、水利関係者が必要とする量が確保できないということで同意が得られず、現状での復旧工事にはかかれず、ことしの11月ごろに工事着手予定となったとの報告を受けております。

土木管理課及び農政土木課におきまして、当該かがり川の護岸修復工事及び道路 修復工事を奈良県中和土木事務所に対し早急な対応を5月9日にも再度要望したも のでございます。

次に、2番目、「防災対策について」のご質問にお答えします。

現在の水害・浸水対策のハード面に関しましては、先の3月議会で答弁いたしました中で、ながす対策としては、先月に奈良県中和土木事務所と協議した中で、再度河川の床下げの河川の成形と木々の撤去等の環境整備の要望を行い、土木事務所と認識の確認をしております。寺川支流の増水による浸水対策としては、奈良県河川課作成の流出解析を参考に、小阪地内での茶屋前橋付近と竹村工務店から西側の寺川への流出水路に対しまして、それぞれ今年度に流入防止ゲートボックスをつく

り、逆流防止弁フラップゲートの設置を考えております。また、飛鳥川から流入防 止の対策として、同様の対策に努めてまいります。

また、ためる対策としては、貯留施設の整備を西竹田地区長池では、昨年度で全長おおむね450メートルのうち200メートル完成し、平成32年度完了に向けて工事を鋭意推進してまいります。阪手地区阪手二丁池につきましては、南西部に自動流入出用ゲートの設置並びに南東部に排水用のポンプの整備を昨年の台風21号の被害を受け、1年前倒しで今年度整備する予定であり、来年度より貯留施設として稼働を目指しております。また、工事が完成するまでの対策としまして、阪手新池について、台風接近などあらかじめ豪雨が予想される場合は前もって池の水位を下げ、その量を貯留できるよう自治会にお願いしているところです。平成27年度より工事を行ってきました十六面新堀池に関しましては、昨年度完了に至り、今年度より貯留施設として稼働いたします。

さらなる貯留対策を進める中で、奈良県とも協議を重ねており、浸水常襲地域上 流部でのため池や公共用地を利用した貯留池や地下貯留の検討を進めていく予定で あります。

さらに、平成24年度より奈良県主導のもと進めておりました田んぼダムにつきましては、地籍調査の進捗を踏まえ、新たな地域拡大検討する予定であります。

なお、ひかえる対策に関しましては、大和川流域における総合治水対策に関する 条例が10月1日から施行されるに当たり、奈良県と協議し、開発事業に対して指 導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 引き続き、第2番目「防災対策について」、ご質問にお答えいたします。

活動体制の現在の進捗状況についてでございますが、まず活動マニュアルの見直 しでは、現行の地域防災計画で定めている指定避難所は、地震被害など町内の全域 から避難者が集まってくることを想定して指定しておりますが、今後は災害の種類、 程度に応じて使用する指定避難所を区分することが必要であると考えております。 このため各自治会の公民館等を避難場所に加えることを検討し、内水氾濫や河川の氾濫の場合には冠水のおそれのない施設を避難場所、避難所として開設するよう検討してまいります。

また、土のうは、毎年500個程度を作成し、出水に備え保管しておりますが、 昨年の台風21号襲来の際には、土のうの要請が殺到し対応に追われました。その ため、浸水常襲地域には、水位が上昇する前に事前に集積できれば被害を軽減する ことができると考えております。

今後は、置き場所や保管要領について地域の皆様と調整する必要があると考えて おります。

さらに、議員がご指摘のとおり、災害への被害を軽減するためには、住民の災害や防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、検討中の防災マニュアルの実効性向上のためには、地域の皆様との情報共有・連携は非常に重要な事項であると考えております。

そこで、今年度は、内水氾濫が頻繁に発生しております地域に防災担当課職員が 出向いて、自治会の方たちと意見交換や地域を歩いて防災上の弱点箇所の確認を行 うことを始めております。

また、防災意識を高めていただくため実施しております防災出前講座は、ことしに入って、田原本町ボランティア連絡協議会、田原本町生活学校、金沢自主防災会、多自主防災会の計4回実施し、また、やどかり市に防災コーナーを開設し、消火器の利用方法を簡単に学んでもらえるよう、水消火器を利用したゲーム感覚での射的や、備蓄食を約300食配布、試食をしてもらうなど、住民の皆様に親しんでもらえる防災啓発を積極的に推進しております。

さらに、本年度は8月5日の日曜日に、健民運動場と中央体育館におきまして、 奈良県の総合防災訓練が本町と共同開催され、水害を想定した訓練を行います。

また、12月には青垣生涯学習センターにおきまして、住民の皆様に気軽に防災 に親しんでいただけるよう自衛隊の音楽隊による演奏や災害関連企業による出店ブ ースを設けた防災フェアを開催する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 4番、村上議員。

○4番(村上清司君) 答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、町道千代9号線につきまして、例年どおりとは言いませんが、かがり川の水が昨年と同様な状況になった場合、一旦陥没した道路が地肌が見えたような状況になっている中で、水かさが増すことにより一層の地山の洗い出しが生じ崩壊へと、現在二十数メートルとお聞きしている陥没の延長が倍以上に広がる、そして民有地へと広がるなど、被害の拡大が懸念されていると考えられますので11月までかかれないとのことでありますが、それまでの対策はどのように考えているのかお答えください。

次に、ながす対策として、河川内の木々の撤去など環境整備の要望を行っているとの答弁でありましたが、環境整備は地域住民の安全安心に直結する事業であり、地域住民のニーズにしっかり対応し、よりよい田原本町を実現するのに必要ではないかと考えております。樹木などによる川の流れの阻害や景観の悪さなど、土木事務所はこの状況をどのように認識されておりますか。そして、対策はどのように講じられているのかお答えください。

次に、今年度に小阪地内で逆流防止弁フラップゲートの設置を考えられているとのことですが、私自身、寺川からの逆流はしないのは想像はつきますが、その上流からの雨水がそれ相応にたまっていった場合、今までと同じように、まずフラップゲートを設置した周辺の住宅地などが浸水し始めるのではないかと考えてしまいますが、どのような状況を想定しフラップゲートの設置での対応をされるのかお答えください。

次に、防災体制についてですが、台風21号のときに、私も元消防団員として現 状を見させていただきましたが、指揮系統並びに個々の役割の認識がなされていな かったのではないかと思います。電話対応を十数人の女性の職員の方がされており、 男性の職員は指揮を待っていて積極的な機動がなされていない状況に見受けられて おりましたので、何とかよりよい防災体制を築いていただきたいと、同じ轍を踏ま ないでほしいと願っております。

そして、女性職員の防災体制について、私は女性職員は管理職だけでもよいのではないかと思いますが、主として男性職員と女性職員で班体制の役割分担を行うなど体制の再構築も必要と思いますが、どのような体制を考えているのですか。

さて、今年度になって2回の警報が発令されましたが、防災班の機動状況はどのようであったか、今後の改善するところはどのようなところか、そして女性職員の防災体制について、女性職員は6名の管理職だけでもよいのではないのか。女性職員の役割分担についてどのような体制を考えられているのかお答えください。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) それでは、町道千代9号線に関しましての11月までの対策でございますけれども、道路管理者であります土木管理課が主として現場確認を行い、人、車の進入ができないように立ち入り防護柵、看板の確認と、道路の状況に異常があれば中和土木のほうに連絡し対応をお願いする方向となります。

そして、河川の護岸に関しましては、中和土木事務所が降雨の状況により現場確認を行っていくと聞いております。しかし大雨時での増水時、陥没箇所の非常時の対応は、水量、水かさがあるため手の打ちようがない、即時の対応はできないと聞いております。

次に、中和土木事務所と田原本町は年に2回から4回程度の会議を持っており、 去る5月9日での会議におきましても、中和土木事務所は、ながす対策として、流 れの阻害や景観の悪さについては認識されており、流れを阻害している護岸ののり 面の成形に関しましては秋以降に考えていきたいというふうにおっしゃっておりま す。さらに、奈良県河川課とも、6月初旬に新規要望事業として浸水対策への新た な検討箇所、それから適地の選考として協議していただき、7月以降での国への新 たな要望としていただく予定でございます。

次に、今年度設置予定の逆流防止弁フラップゲートの設置後の管理対応状況につきましては、議員お述べのように寺川から逆流は考えられません。しかし、上流部からの雨水流入による住宅地への浸水被害の発生につきましては、奈良県の河川課におきまして現地調査による浸水の要因を調べ、減災対策の対策案を検討し、寺川の水位の影響や貯留施設の機能状況を検証し、流出解析が作成されました。現在、水害被害は寺川の逆流による内水によるものと検証されたものでございます。逆流防止弁フラップゲートを設置し、寺川支流上流部における貯留施設の検証、検討も行い、流出解析されたものと解釈しております。しかし、寺川支流上流部におきまして、貯留施設のため池や田んぼダムの管理状況により雨水が貯留されない場合が

あれば、従来と同様の可能性もあり得るのではないかと思われます。 以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 防災体制についてでございます。

今年度は、先ほど議員のほうから言われましたように既に2回の警報が発令されまして、幸いにも1時間余りで解除となり、被害はございませんでした。当時はまだ新たな班体制は検討中でございましたので旧体制での動員とさせていただき、7月15日には16人、5月13日には21人の動員により、河川などの巡回パトロールを行ったところございます。

今回の警報発令時には被害がなかったことで問題はございませんでしたが、先ほど申しましたように避難場所の再検討や浸水常襲地域への土のうの事前配布、また 自治会等への防災出前講座などを行いたいと考えております。

次に、女性職員の防災体制についてでございますが、今までの体制につきましては、女性を含めた主査級以上の職員により5班体制により編成しておりました。警報発令時の活動体制の業務につきましては、女性職員で対応する業務・役割もあり、住民などからの電話対応や状況経過などの記録などがあると考えております。ただ女性職員につきましては、女性の働きやすい職場づくりの観点からも、出産、子育て中などの管理職以外の女性職員につきましては、今後、警報発令時の予備動員から除外した体制での活用も必要であると考えておりまして、今後そういった体制で臨みたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 4番、村上議員。
- ○4番(村上清司君) 答弁ありがとうございました。

最後の質問になりますが、先ほども部長からお聞きしましたけれども、町道千代9号線の11月までの対策については町役場が現場確認を行われ、道路の状況に異常があれば土木事務所に対応をお願いするとお聞きしましたけれども、町道は災害からかれこれ7カ月過ぎており、今までのその町道を通勤・通学で利用されていた、例えば南千代の住民の皆様方、そして隣接しておりますジェイテクトの社員の方が大変ご不便をされているとお聞きしており、ことし11月までの間、そして工事が

完了するまでの期間、更にご不便をかけると思われますが、町長、何とか行政として考えられないのかと思いますが、どうですか。

そして、今回の災害での河川改修や道路の改修などのインフラ関連は、町民の安心・安全確保を考え、防災減災対策を進めることは極めて重要であります。決められた予算内でその他の環境整備も実直に進められていると理解しております。地域のニーズにしっかりと対応していただけるよう、よりよい田原本町の体制づくりに努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、昨年の避難勧告について、地域住民の安全な避難を最優先とし、住民への迅速な避難を促す情報伝達処理などに取り組んでいただいていると思われますが、例えばすぐにでも避難できる場所の確保として一時避難場所の設置、役所施設の数カ所、青垣や町民ホール、イベントホールや、第2段階として二次避難場所の設定、従来どおりの場所など、職員の配置体制を含んだ対応への強化などを検討されていないのか。最後の質問になりますが、町長の今後の考えをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) ご質問ありがとうございます。

先ほどからのご質問の中でかがり川の町道でございますが、私も何度も土木事務所のほうとは打ち合わせをさせていただいております。河川管理者の県、水利の関係、そして町道の関係ということで、3者それぞれの主張がある中で、やはり一番ご迷惑をおかけしているのはそこの住民の皆様であると理解しております。南千代の自治会に私も入らせていただき、その話も聞かせていただき、ジェイテクトの皆様ともこの前打ち合わせをさせていただきました。

一つの案として、迂回路を何とか設定できないかということで私自身も考えております。ただそれは地主の相手があることでございますので、できるだけ町でも動かせていただきますが、地主がだめと言われればなかなか難しい部分もあります。ただ結果を考えるのではなくてまず動こうと考えておりますので、地主の方に、まず迂回路設定で交渉を当たっていこうと考えております。

そして、いろんな形で中和土木という話が出てきますが、奈良県河川課、中和土 木事務所とも常に連携をとって、町の立場も懸案事項もお伝えをさせていただいて おります。その中で今週、三笠のアンダーパスにおきまして、冠水注意という形で 青色の文字を入れていただくことができました。あれも町から要望していくことで 動いていただいた一つの案件でございますので、しっかりと連携をとりながら、そ れぞれの立場でできることを精いっぱいやっていこうと考えておりますので、また これからもご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、4番、村上議員の質問を打ち切ります。 続きまして、9番、西川議員。

(9番 西川六男君 登壇)

○9番(西川六男君) 議長の許可を得ましたので、町民の皆様を代表して質問をしたいと思います。

デマンドタクシーももたろう号の廃止と、タクシー利用料金助成制度の実施について質問いたします。

突然の施策の変更で、町民の皆様の戸惑いと疑問の意見が私に多く寄せられておりますので、その町民の皆様を代表して質問いたします。

交通不便地域である佐味にお住まいの方から、図書館に行くのにも交通手段がない、町で考えてもらいたいとの要望を受けまして、私は平成19年6月議会で移動手段の確保という町政上の課題について提案いたしました。

その後、3年余りかけまして石本副町長が中心となり検討されました。その視点は、費用対効果と持続可能な施策でした。移動手段の確保の方法について全国や県内の様子、利点と欠点、補助金等を検討して、コミバス方式やタクシーチケット方式もあるけれども、デマンドタクシー方式が、田原本町には業者もおり、車両台数もあるなどで、費用対効果と持続可能な施策として適していると地域公共交通活性化協議会で提案され、平成22年に実証運行を開始されました。そして、8年余り実施をする中で、9時、10時台のタクシーの増車、国保中央病院への乗り入れ、予約時間の改善などに取り組まれました。

昨年8月の協議会でも、これまでに一定の利用者数と町民の理解が得られている、 そこで、田原本町では相乗りタクシーの必要性が今後もより一層高まることから、 地域公共交通確保維持改善事業として取り組んでいく考えであると、町の方針を述 べておられます。

このももたろう号は、年間運行経費(運行業務委託料)の予算が966万円ですが、新しく7月から実施される町の一般タクシー利用料金助成方式では月250万円、年間3,000万円の予算を組まれました。ももたろう号の約3倍以上の費用がかけられます。このお金をももたろう号にかけたらどうでしょうか。例えば今の3倍以上に運行の車両台数をふやすこともできますので、町民の皆様の要望に沿って問題点も緩和され、利便性が向上し、実利用者も増加すると考えられます。

さらに、ももたろう号の場合、年に運行費用が966万円と経費が限定されております。しかし、一般タクシー利用料金助成方式では、例えば70歳以上の方は年に最大利用24枚で金額として1万6,320円分の金券が支給されます。このお金はもちろん我々の税金でありますが、申請者が何名になるのかわからず、必要な経費がどれだけになるのか予測がつきません。しかも、ももたろう号の利用者が年々増加してきたと同様に超高齢社会で年金生活者が増加し、申請者がふえていくと考えられ、この事業の費用が増加すると推測されます。

また、ももたろう号では、その都度300円を負担すれば何回でも利用できましたけれども、タクシー利用料金助成制度では最大24枚で月2回、往復で利用すれば1回分です。基本料金以外は自己負担となりますので、病院通いや買い物の回数を減らさざるを得ず、事業の目的である高齢者等の外出促進が影響を受けます。そのことは、高齢者等が外に出かける回数が減り、心身の健康に影響し、つまるところは医療費の負担増にもなりかねません。

阪手にお住まいで、老人福祉センターで開催されている介護予防教室の老人体操に月2回通っておられる高齢者の方が、ももたろう号を利用して往復600円で月2回通っていたけれども、新しい制度では月に1回、しかも初乗り運賃以外のタクシー代を負担すれば往復2,000円ぐらいはかかることになる。年金生活では月1回も通えない、友達に会うのを楽しみにし、健康に気をつけていたんだけどなといった声をいただいています。また、スーパーに特価を狙って買い物に行っていたけれども、ももたろう号だったら片道300円で行けたけれども、これからは初乗り運賃分だけでは行かれないので高い買い物になるな、どこで買い物したらいいんだろうといった声もいただいております。

これらのことを踏まえて、森町長に12点質問いたします。

国、県が提示しているデマンド方式、定時定路線運行方式、タクシー運賃補助方式、その他の方式のそれぞれを、田原本町での費用対効果等、当然いろんな視点で比較検討された結果、タクシー利用料金助成制度に変更されたのだと考えます。 4 つの方式の費用対効果を比較検討されたその結果の報告を求めます。

地域公共交通活性化事業として4つの方式で実施されている全国や県下の市町村 はそれぞれ幾らあるのか。施策を変更されるに当たりほかの市町村の実施状況も当 然、調査研究されたと考えますので報告を求めます。

デマンドタクシーももたろう号については、平成21年5月20日から平成29年8月17日までの8年間、16回の会議で議論と検討を加え、町民の皆様や議会の意見も踏まえ、利便性を拡大し、移動手段として定着をしてまいりました。

昨年の平成29年5月に町民へのアンケートを実施した後の8月17日に開かれた第16回の協議会では、アンケート結果を分析した上で次のように述べられております。「公共交通不便地域から駅周辺地域や町の中心地へのアクセス利便性向上と、高齢者等いわゆる交通弱者に対する移動手段の確保を図る必要がある。「高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援(移動手段の確保)、公共工事と連携した、町づくりによる地域活性化」の方針に基づき、デマンド型の相乗りタクシーももたろう号事業を田原本町では実施しており、これまでに一定の利用者数と町民の理解が得られている。そこで、田原本町では、相乗りタクシーの必要性が今後も一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として取り組んでいく考えである。」と、平成30年度もももたろう号を実施するとして国に補助金を申請することを提案し、その協議会で決定しておられます。

しかし、その6カ月後の平成30年2月の第17回の協議会で、ももたろう号の 廃止を突然提案されましたが、6カ月で今までの主張を突然変更されるに至った理 由は何か。この変更を協議会で十分検討、論議されたのか。なぜ年度途中の6月に 廃止か。8年間余り継続し町民に定着している事業を変更するなら、町民や議会で も時間をかけて論議した上で、町民に周知する時間を置くべきではないか。これら の点について説明を求めます。

運転免許証を自主返納された方で、町からいただいたももたろう号の利用券48

枚を大切に節約して使っておられた方が、突然7月から残りの分が無効になるかも しれないことを5月の広報で知って戸惑っておられる高齢者の方の声も私はお聞き をしております。

4つ目に、タクシー運賃補助制度で予算オーバーした場合の対応はどのように考 えておられるのか、予算枠で打ち切られるのかどうか、お聞きしたいと思います。

協議会では、この事業を実施する目的として、「公共交通不便地域から駅周辺地域や町の中心地へのアクセスの利便性向上のため、高齢者等いわゆる交通弱者に対する交通手段の確保を図る」としておられます。その事業目的である公共交通空白地域(交通不便地域)は、利用券発行の対象にはなっていません。公共交通空白地域(交通不便地域)27地区7,373人に対する施策は実施されないのか。

利用券を使えるタクシー業者はあらかじめ町と契約をしている事業者と規定されておりますが、その事業者の名前と所有台数の報告をお願いいたします。

ステッカーを張っている車両はそれぞれの事業者で何台ずつか、ステッカーを張っていない車両は利用券を利用することができないのか、説明を求めます。

65歳以上で運転免許証の自主返納をされた方は、3月議会の説明では対象者に 入っておりましたけれども、広報では除外されています。対象者から外されるのか どうか。

利用時間として、月曜日から土曜日の午後8時から午後6時とされていますけれども、日曜日の時間外で利用券を運転手に渡された場合のチェックはどのようにするのか。

この利用券を利用できるのは交付を受けた本人とされているが、運転手に渡す利用券が利用者の本人のものであるのかどうか、運転手はどのように確認するのか。 また、利用券が本人のものであるかどうか確認する、そのために写真でも張ることを考えておられるのかどうか。

利用登録証や利用券を譲渡、売買するなどの不正が起こらないよう、どのような 防止策を考えておられるのか。

12番目に、町外への転出者や死亡された場合、利用登録証と利用券の返却を求めるとされておりますけれども、この返却事務を行う担当課はどこかお聞きします。 続きまして、都市基盤の充実した町づくりについて、特に五光温泉前の道路の拡

張整備について質問いたします。

五光温泉付近から宮古池までの区間の道路は狭くなっており、歩行者、自動車の通行にも困難性を伴っております。この問題について私は、平成24年12月議会での質問に対して高村産業建設部長から、昨年概略設計を行い、現在、道路改良工事による国の補助採択を受けるために県担当者と協議をしている、調整をしている。補助採択を受けた場合、実施設計に取りかかり、歩道の整備も含めて道路改良工事を進めたいとの説明がありました。その後6年余り経過いたしますけれども、一部用地の確保を行い整備されてきておりますが、この区間について、将来的なまちづくりの観点からも道路の拡幅、もしくは用水路の暗渠化を住民の皆様、あるいは自治会の水利権者など、関係者のご理解とご協力をいただいて整備すべきではないかと考えますが、町としてはどのように認識されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

この道路地に接続して、新町から宮古、そして国保中央病院へ抜ける道路は拡張整備されておりますが、品川工業所から東のほう、八尾に抜ける田原本線西田原本第3号踏切は狭く、ネックになっており、車の相互通行に支障を来しております。踏切を拡張すれば大変有益な道路になると考えます。拡張すべきと考えますが、町の方針をお聞きしたいと思います。

平成28年6月議会で、旧第一体育館の土地及び建物の活用について質問いたしました。森町長から、「公共施設用地としての利用の可否を含め、さらに検討する。」との答弁でした。その後も今日まで、土地とりわけ建物も放置されたままになっております。旧第一体育館の土地及び建物の活用についてどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

近鉄田原本駅前東側の整備についてお聞きをしたいと思います。

この近鉄田原本駅前東側につきましては、町民の皆様方から、通勤通学時間帯の歩行者、自動車、タクシーなどが入り乱れての混雑を何とかしてほしい、田原本町のいわば玄関先である、最先端で整備をすべきであるといった意見を多くいただいております。

駅前の東側は、確かに土地の所有者や借地、借家や営業権など、利害関係が大変複雑で、営業しておられる商店等の活動が低迷している現状もあり、必要性の認識

に基づき、地道な努力と熱意で整備、開発に取り組むべきだと私は考えます。森町 長のお考えをお聞きしたいと思います。

近鉄笠縫駅前の東側は、これまで自転車の不法駐車などで乱雑となっておりましたが、駐車場を設置し、整備していただいて大変きれいになりました。また、自動 改札機の設置により東改札口は終日利用できるようになり、階段の上りおりをしな くてもよくなり、以前に比べて大変便利になったとのご意見を多くいただいており ます。

私は、現在大部分の土地が更地になっている近鉄笠縫駅の西側は整備のチャンスであるとこれまでも提案してまいりました。近鉄笠縫駅の西側の整備について、森町長の方針をお聞きしたいと思います。

次に、職員人事について質問いたします。

職員の人事権は町長に帰属し、その権限と責任において行われるものだと認識いたしております。森町長が28年1月31日の町長就任後2カ月余りの平成28年4月に実施されました人事異動は、私の11年間余りの議員在職中で最大のものでした。所属部局や組織改編に伴う職務分掌の異動を含めて約92名の異動で、職員数216名の約43%に及ぶ大きな異動でした。

その組織改編に伴うものを除く実質的な異動で、1年前に異動し今回また別の場所に異動した職員が15名、2年で異動した職員が10名、また課長、課長補佐の管理職が同時に異動し、業務に支障があると思われる課が3件ありましたが、町政を推進していく上でどのように考えておられるのかと、平成28年6月議会で質問いたしました。森町長は、「人事異動の数が多い要因は、組織の一部変更や定年退職が多かったことなどが上げられる。」などと説明されました。

1年後の平成29年6月議会で、竹邑議員は次のように質問されました。「町長が就任されてはや1年が経過し、本年4月の異動は町長が人事権を行使され、83名の異動がありました。その中で1年前に異動し、また異動となった職員が14名おります。職務を1年では十分全うできないのに、なぜ、このような人事を実行されたのか疑問符です。」。これに対して森町長は、「多くの部署を経験した、幅広い知識を持った職員の育成が重要であると考えており、職員の勤務経験年数にかかわらず、可能な限り多くの経験が積めるような人事異動を行っていきたい。」と答

弁されております。

そして、本年4月も森町長は大変大規模な人事異動をされました。所属部局や組織改編に伴う職務分掌の異動も含めて約97名の異動で、職員数226名のうちの42.9%に及ぶ大きな異動でした。その組織改編に伴うものを除く実質的な異動で、1年前に異動し今回また別の場所に異動した職員が18名、2年で異動した職員が13名にも及びます。

また、森町長が就任後実施された3回の人事異動で、組織改編に伴うものを除く 実質的な異動で、1年ごとに3回異動した職員が12名、2回異動した職員が32 名おいでになります。また、定年退職をあと1年に控えた職員が3名、これを異動 されました。さらに、課長、課長補佐、係長が同時に異動し、業務に影響があると 思われる課が18件ありましたが、町政を推進していく上でどのようにお考えでしょうか。

森町長はどのような方針で職員人事を行っておられるのかお聞きいたします。 以上、再質問は自席で行います。

○議長(植田昌孝君) 町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 9番、西川議員の第3番目、「子どもから高齢者まで誰もが 生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために」の「職員人事につ いて」のご質問にお答えします。

少子高齢化の進展や人口減少が予測されるなど、自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、国、県の制度や取り組みの流れ、行政サービスの高度化、ニーズの多様化に、市町村の体制は敏感に対応していかなければならない時代となってきております。各自治体でも、地方創生に向けた取り組みへの的確な対応等、積極的な事業推進に取り組みやすく柔軟な体制づくりと人事配置に努めているところで、桜井市、広陵町、川西町でも機構の見直しもあわせた異動が行われており、広陵町では6割近い職員が異動されたところでございます。

そのような中、本年4月1日付人事異動では、第4次総合計画の実現に向け、一部機構の統廃合を行い、業務の効率化を図るとともに、事業、施策に取り組む上で必要な人員の配置を行ったものでございます。

職員人事につきましては、適材適所の配置による組織の最適化と活性化を目指す ことを基本に、職員の評価のみならず、本人の意向や意欲もできる限り踏まえた人 事異動に努めているところでございます。

そこで、お尋ねの職員人事の基本方針でございますが、平成29年第2回定例会の竹邑議員の一般質問に対する答弁でもお答えいたしましたとおり、職員一人一人の能力と適性を基本とし、多様化・高度化する住民ニーズや新たな行政課題に迅速・的確に対応できる体制づくりのため、また効率的で質の高い住民サービスを提供していく上で、多くの部署を経験した、幅広い知識を持った職員の育成が重要であると考えており、職員の勤務経験年数にかかわらず、業務への影響や組織の活性化も考慮し、可能な限り多くの経験が積めるような人事異動を行うことを基本方針としております。

とりわけ女性職員につきましては、出産等によるキャリア形成の中断が生じる職員もあることから、早目の人事異動に留意する必要があるとともに、積極的な女性職員の登用を進めていきたいと考えているところで、平成29年度では、課長級以上の女性職員は1人で2.9%となっておりましたが、今回の異動により、女性課長級職員が4人となり、10.5%と登用率が上昇したところでございます。

また、県等との人事交流をはじめ、行政ニーズに応じた任用形態による専門性の 高い職員の確保を行いながら、柔軟な発想力や専門知識の習得を促進するとともに、 多様な組織との交流に努めネットワークの拡大に努めているところでございます。

なお、議員から、係長以上の職員が同時に異動した課について、業務への影響が 危惧されるとのご指摘をいただきました件につきましては、今回の人事異動で係長 以上の職員が2名以上異動した所属は、お述べのように18課になりますが、実質 異動者で見た純粋な異動という意味では10課となります。

しかし、異動に当たっては、業務への影響を最小限に抑えるため、課内の職員の 状況も考慮しながら、配置する職員の適性、経験も踏まえながら異動を行っている ところでございます。

今後とも、目まぐるしい時代の変化に対応していくため、またタウンミーティング、町政報告会等で頂戴する意見、多様化する住民ニーズに対応していくためにも、組織の改編、体制の強化は必要であり、田原本町政推進のため、職員一丸となり、

課題解決に向け取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 町長公室長。

(町長公室長 植田知孝君 登壇)

○町長公室長(植田知孝君) 続きまして、第1番目、「デマンドタクシーももたろう号の廃止と、タクシー利用料金助成制度の実施について」のご質問にお答えいたします。

本町の相乗りタクシーももたろう号は、高齢者等の買い物、通院といった日常生活の外出支援を目的に、今日まで運行を続けてきたところでございます。今回、移動に制約のある方々の移動支援に係るサービス拡充の検討の中で、コミュニティバス方式につきましては、ももたろう号を導入した当初の検討段階で、本町の道路幅員が狭いという地域的な特徴や、サイズの大きい車両では運行が広幅員道路に限られ、停留所までの距離が長くなり高齢者が利用しづらいといった住民ニーズを踏まえた上でデマンドタクシーが導入されたもので、コミバス方式につきましては拡充の選択肢として考えていないことは、昨年の6月、また本年3月議会でもご説明をしてきたところでございます。

そこで、以前から停留所までの移動が困難であるなど、種々のご意見をいただいておりましたももたろう号でございますが、真に移動支援が必要な方へのサービスとして拡充していくため、満足度や改善点等を見直しの参考とする目的で実施いたしましたアンケート調査では、ももたろう号に登録した理由として「何かの時にあれば安心」との回答が最も多く、改善すべき点として、予約時間の変更、運行日の追加、運行時間帯の変更、運行区域(町外への運行)、予約の手間等が挙げられており、何かの急な外出時に予約しにくいももたろう号では十分に対応し切れていないことがアンケートに寄せられた意見からわかりました。また、運行してほしい移動手段としては、回答者全体で見ると、通常タクシー運賃の一定額助成の希望が最も多いなどの利用者ニーズが再確認できたところでございます。

一方、運行実績では、利用者のうち約84%が70歳台以上、約90%が60歳台以上となっており、ももたろう号を必要とされている方は、ほぼ高齢者となっております。

また、平成28年度の利用者数5,731人に対し、実利用者数が365人で、登録者数2,004人のうち実際に利用されているのは18.2%、町民全体に占める割合は約1.1%と、一部の利用者に偏っている状況でございます。さらに、利用者のうち約85%の方が年間30回以内の利用となっておりますことから、結果として約15%の利用者の方により、利用者数が伸びているという状況となっております。

もともと、ももたろう号は、停留所間に限り乗り合いで運行されているものでございますが、なかなか乗り合いにならない制度上の課題があり、実際の運行は、ご質問にもございましたように、自宅から公共施設、自宅からスーパーなど、大半が1件ずつ、目的地ごとの運行にならざるを得ず、結果として、本来の目的である数人で利用し合う乗り合いタクシーとして機能するまでには至っていなかったところで、利用者1人当たりの負担額も大きくなっていたところでございます。

このような利用者ニーズやこれまでの運行実績から見える課題への対応を検討した結果、運行上の安全性の確保や、そもそも、ももたろう号は、既存の公共交通機関を補完することを目的に、移動に制約のある方々の買い物、通院といった日常生活の外出支援が趣旨でございますので、安い料金で停留所と停留所を乗り合いで運行することで、一般タクシーとのすみ分けを行っている前提があり、今後、この制度に予算の投入を考えたとしても、大きなサービス拡充にはならないと判断したもので、地域公共交通活性化協議会でもご了承いただいたところでございます。

なお、一般タクシーとのすみ分けでございますが、乗り合いタクシーは、バスやタクシーが事業費的に民間参入できない区域があり、生活交通が成り立たない地域で導入されるものでございます。したがって、バス事業や一般タクシー事業が優先されることから、地域協議会で協議が必要なデマンドタクシーが一般タクシー事業を阻害することはできないという前提で、当初からこの原則を前提としているところでございます。これらの検討に係る経緯につきましては、3月定例会でも答弁をさせていただいたところでございます。

そこで、議員お尋ねのデマンド交通方式、タクシー運賃助成方式等の費用対効果の比較検討でございますが、平成28年度のももたろう号の運行経費は、1便当たり3,690円、1人当たり1,490円が町の負担額となっております。新たな

タクシー助成事業の1人当たりの助成経費は、初乗り運賃であることから680円 となっております。

しかし、今回のタクシー運賃助成事業への移行は、費用対効果の比較の観点からではなく、あくまでも利用者ニーズを踏まえて考えると、ももたろう号のサービス拡充には限界があり、完全ドア・ツー・ドアで停留所までの移動の必要がない、予約が容易になる、予約なしで駅からの乗車が可能、全てのタクシー車両が利用可能のため利用できない状況にならない、乗車定員までなら複数人が同額で乗車できる、発着のいずれかが本町であれば町外への移動にも使用可能など、一般タクシーの活用のほうが利便性が高く、対象の方々の利用率の増加につながるものと判断したところで、結果として、同額で複数人が乗車できることから、相乗りが進むのではないかと期待するものでございます。

次に、全国や県下において、それぞれの方式で実施されている公共交通活性化事業は幾らあるのかのご質問につきましては、全国では事例として紹介されている事業はありますが、どの程度の事業件数があるかは運輸局でも確認できていないとのことでございます。県内では、デマンド交通を運行する自治体が本町を含め16団体となっており、ほとんどが区域運行ですが、路線やエリアを定めず市町村域全域を一律運賃で運行区域としているのは、本町と香芝市のみとなっております。コミュニティバスの運行は、県の公表資料で31団体、144路線で運行されているとのことでございます。

また、他の市町村の実施状況を調査した内容をとのことでございますが、本町より対象要件が限定されておりますが、近隣の三宅町等で実施されております。三宅町では65歳以上の自家用車に乗れない方、自家用車の非所有者、運転免許を所有しない方と出産予定者を対象としたもので、利用方法はおおむね本町と同様でございます。登録・利用状況は、対象人数に対する申請率は約21%、チケットの利用率は48枚交付で27.1%、平均で1人当たり13枚の使用という状況であり、交付枚数の参考にもさせていただいたところでございます。

次に、昨年8月の地域公共交通活性化協議会では、平成30年度も、ももたろう 号を実施すると提案されていたが、本年2月の協議会で今までの主張を変更された 理由は何かにつきましては、8月の協議会の段階では今後のサービスのあり方を検 討中であり、国への申請後も並行してももたろう号のサービス拡充を検討する中で、 利用者ニーズと実績から見える課題を踏まえた大きなサービス拡充は困難であり、 一般タクシーの利用が最も適していると判断したものでございます。

また、協議会で十分検討されたのかにつきましては、今回の検討では、できる限り、これまでのももたろう号の課題を解消できるようにと考え、年度末まで時間をかけて、予算も含めて整理したものでございます。その間、ももたろう号の運行主体である地域公共交通活性化協議会の委員の皆様には、協議会の場のみならず、アンケート結果を踏まえて広く意見をお願いし、その上で、2月の協議会で新たな移動支援の方法としてタクシー運賃の助成事業を提案させていただき、新制度の準備、周知のための期間として、ももたろう号の運行事業者に3カ月間の延長運行を委託することもあわせてご賛同をいただいたもので、一定の検討の上、ご理解を賜ったものでございます。

本町といたしましては、地域公共交通活性化協議会でご賛同賜りましたタクシー運賃助成事業への移行について、3月定例会でその実施に必要な経費とともに、ご提案、ご説明をさせていただいたところでございます。お尋ねのなぜ年度途中の6月かにつきましては、移行に係る周知、準備の期間を3カ月いただいたことによるものでございます。

次に、タクシー運賃助成事業で予算がオーバーした場合の対応はとのご質問でございますが、3月定例会でも申し上げましたように、予算がオーバーしたことにより、利用券を交付しないというような対応は考えておりません。

次に、地域公共交通に位置づけている交通不便地域に対する実施はとのご質問でございますが、新たなタクシー運賃助成制度は町内にお住まいの要件に該当する全ての方が対象であり、交通不便地域にお住まいの対象者についても、要件に該当すれば当然対象となるものでございます。議員お尋ねの地域公共交通確保維持改善計画に位置づけられた交通不便地域は、最寄駅等から半径1キロメートルの圏内に含まれない地域とされておりますが、高齢者や出産を予定されている方々等、移動支援が必要な方々の駅周辺地域や町の中心部へのアクセスの利便性向上と移動手段の確保を図るという意味では、これまで以上に利便性が向上するものと考えております。今回、町の医師会とも業務連携に関する協定を締結させていただきましたが、

締結式で医師会からは、これまでのももたろう号は行き届かなかった面もあったが、 新制度はすばらしい制度となって、協定の締結に関して医師会の全ての先生方が快 諾であったと、大きな期待を寄せていただいているところでございます。

次に、利用券を使えるタクシー事業者と所有台数及びステッカーを張ってある車両台数はとのご質問でございますが、本町が利用料金助成事業に係る事務に関し契約を締結するタクシー事業者と所有台数は、町内に事業所を有する株式会社サミット5台、田原本タクシー株式会社5台、西村タクシー有限会社8台、有限会社富士8台の4事業者となっており、全ての車両にステッカーが張られ、利用可能となる予定でございます。

次に、高齢者運転免許自主返納支援事業を中止し、対象者から外すのかとのご質問でございますが、引き続き新たなタクシー運賃助成制度においても利用券の無料交付を行います。また、ももたろう号の乗車券の残枚数がある場合についても、新たな利用券と交換をさせていただく予定でございます。なお、自主返納支援事業に係る利用券については、有効期限がない利用券となっており、券の色を緑色に変え、わかりやすくしております。しっかりと広報に努めるよう、住民福祉部とも連携してまいりたいと考えております。

次に、日曜日や時間外に利用券を提示された場合のチェックはとのことでございますが、利用日時は本事業の実施要綱により、日曜日、祝日を除く午前8時から午後6時までとなっております。利用者の方々には配車時または乗車時にタワラモトンタクシー利用券を使う旨伝えていただくようお願いしており、各事業者には、利用時間内で適正に運用いただくものでございます。

次に、利用登録証、利用券が本人のものであるかどうかの確認、並びに登録証、利用券の譲渡、売買の防止策についてのご質問でございますが、現在のももたろう号については、登録証の確認によりご乗車いただいており、今のところ、不正利用があったという報告は把握しておりません。タワラモトンタクシーの利用者にも、同じように運賃支払い時に乗務員に登録証を提示し、及び利用券を提出するとされており、登録証と利用券及び乗務員による氏名の聞き取りなどのコミュニケーションも交えて本人確認をさせていただく予定をしております。

利用者は、登録証、利用券を他人に譲渡し、または貸与することはできません。

また、不正な手段による利用券の受け取りや利用には、不正利得の返還を要求するとともに、不正利得者、利用券を利用させた者ともに、以降における当制度の利用及び利用券の交付はできないこととしております。これらについては、登録証の裏面で注意を促すとともに、申請時に利用者に説明、周知も行っており、利用者にしっかりと認識をいただくよう周知を徹底し、不正利用の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、転出や死亡された場合の登録証と利用券の返却を担当する課はどこかのご 質問でございますが、タクシー運賃助成事業の担当課である総合政策課でございま す。

以上、長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 続きまして、第2番目、「都市基盤の充実した町づくりについて」の「五光温泉前の道路の拡張整備について」のご質問にお答えいたします。

本町におきましては、五光温泉を通る町道根太黒田線ほか3路線は、京奈和自動車道と国道24号を東西につなぐ重要な道路でございます。特に五光温泉前の道路根太黒田線は東西を結ぶ路線の中で狭隘な箇所となっており、車両の対向が困難になっており、ボトルネックとなっている箇所でございます。

当該道路におきまして、本町は平成25年度に道路詳細設計が完了し、平成27、28年度で特に狭隘な三差路東部の用地買収が完了し、平成29年度に五光温泉西側から交差点までの区間におきまして道路拡幅工事を実施いたしました。

以前は道路形態がカーブし、道路際まで家屋が隣接し見通しが悪く、車の対向が 困難な場所でありましたが、施工後歩行者及び車両の通行に関し、少しではありま すが改善されました。

本町といたしましては、今後も引き続き狭隘部の道路拡幅整備を進めていく考えであり、拡幅が完了した以東の五光温泉の整備を計画していく予定でございます。 しかし、道路拡幅整備に伴い建物が支障となり、改築後の作業により休業となる見込みとなっております。所有者におきましては、浴場営業を生業とされております。 営業補償があるといえども、休業による営業再開後の集客の影響を所有者は懸念されておりますことから、権利者の状況等を配慮しつつ、公共下水道への未接続の問題、田原本町老人入浴料金助成事業等の問題もあり、慎重に道路拡幅事業を進めていきたいと考えております。

また、三差路西の水路の暗渠化への整備につきましては、現在、用地買収に向けた土地境界等の調査を実施しているところでございます。今後、水路の暗渠化に伴う管理方法についても関係する水利組合と調整する必要がありますので、引き続きこれら調整を実施し、整備に向けて検討していきたいと考えております。

次に、「田原本線西田原本第3号踏切の拡張について」のご質問にお答えいたします。

田原本線西田原本第3号踏切は、平成23年度以前歩道のない踏切道であり、通 学路や歩行者の安全対策として、平成24年度に西田原本第4号踏切を閉鎖する近 鉄の条件で、踏切道の歩道拡張整備を実施し、歩車道の分離ができた安全安心な歩 道が完了いたしました。しかし、車道部におきましては、現在の幅員は4.4メー トルであり、踏切内での余裕のある離合が困難な状況のままとなっております。

本町といたしましても、当該道路は京奈和自動車道と国道24号線を結ぶ主要な道路であり、踏切道の拡幅整備を進めたいところでございますが、近鉄からの条件では、幅員量に見合う分の他の踏切道を閉鎖することとなっております。残念ながら、現在、本町における閉鎖できる踏切道はないため、西田原本第3号踏切の拡幅は困難な状況でございます。

また、平成29年6月17日に西八尾地区を対象にタウンミーティングを実施しており、そのときにも地元住民から踏切道の拡張のお話をいただきましたが、近鉄側の条件の説明を行い、西田原本第3号踏切道の拡幅は困難な状況を説明し理解を求めたところでございます。

次に、「近鉄田原本駅前・東側の整備について」のご質問にお答えいたします。

駅西側に駅前広場ができた現在におきましても、通勤、通学の送迎や西田原本駅からの田原本駅の乗りかえ、それに加え道路も狭隘で通勤、通学の時間帯になりますと大変混雑している状況です。

近鉄田原本駅前の整備に関しましては、平成3年に戎通1丁目自治会ほか6自治

会におきまして、田原本駅東側の再開発について反対の決議となり、駅前整備を西側に移行した経緯がございます。

しかし、昨年5月に駅周辺地区のまちづくりについて、持続的発展や活性化のために、奈良県と町がお互いに情報や意見の交換に努め、その方針が奈良県の方針と合致するプロジェクトについて連携するものとして、包括連携協定を締結したところです。

本年におきましては、包括連携協定の趣旨を踏まえた基本的なまちづくりの指針となる基本構想を策定する計画です。また、商店の多くが閉店していることなどから、景観にも配慮しながら、懐かしい町並みが残る商店街として、やどかり市などのイベントを活用し、にぎわいの創出を図りながら駅周辺の活性化に引き続き取り組んでまいります。

次に、「近鉄笠縫駅前・西側整備」につきましては、平成24年第4回定例会及 び平成25年第3回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、都市計画 区域区分の見直し時に笠縫駅前周辺を市街化区域に編入し、駅前の基盤整備の検討 を行ってまいりましたが、地元同意を得ることができないという経緯もありました が、課題であると認識をしています。

現在、計画はございませんが、周辺の土地利用状況、乗降客数、通行車両の東西への移動状況、近隣公共施設の利用状況、近隣企業従業員などの移動状況を調査探求し、笠縫駅西側整備の必要性が勘案されれば、今後検討したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 引き続き、第2番目、「都市基盤の充実した町づくりについて」の「旧・第一体育館の土地及び建物の活用について」のご質問にお答えいたします。

平成26年第2回定例会及び平成28年第2回定例会の一般質問にもご質問いただいておりましたが、旧第一体育館の場所につきましては、都市計画法第1種住居地域で、大規模な店舗等の建築を制限する地域であり、道路幅も狭く大型車の通行

が厳しい地域でございます。

しかし、昨年度に田原本駅周辺地区まちづくりとして、奈良県と田原本町とのまちづくりに関する包括協定を締結いたしましたので、今後のまちづくりの課題の一つとして、建物の解体の時期を含めまして、公共用地の有効利用として協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 9番、西川議員。
- ○9番(西川六男君) 私が質問いたしましたけれども、質問していない内容についても答弁をいただきまして、正対した答弁でない部分が多かったように思います。 大変長い答弁をいただき、お聞きしたい点も多くありますが、これで終わっておきます。
- ○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、9番、西川議員の質問を打ち切ります。 続きまして、11番、吉田議員。

(11番 吉田容工君 登壇)

○11番(吉田容工君) それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。 今回、私は、4点について質問させていただきます。

まず第1番目、ゴミ出し支援について質問させていただきます。

本町の人口構成は、人口減少が続く中、少子化と高齢化が進み、65歳以上の高齢者が4人に1人となっています。そして、10年後には3人に1人という状況になると見込まれています。その上、核家族化の進行とともに高齢者だけの世帯が増加しており、高齢者のみ世帯は1,890世帯、高齢者単身世帯は1,101世帯にもなっております。高齢者がいきいきとした暮らしを楽しむまちたわらもとを実現するために、自助、共助、公助のシステムをつくっていくことが求められています。日常生活でゴミ出しは必要不可欠です。ごみステーションに持っていくことが高齢者にとって大変苦痛になってきています。若いときは簡単に持っていくことができたものであっても、台車に載せてごみステーションまで持っていくなど工夫されています。つえをつきながらステーションまで持って行っている、こけるのが心配という声も届いています。離れて暮らす家族が週末にお世話に来る、ご近所の方が手助けをする等により対応されておられる方もあります。中にはヘルパーさんに

持って行ってもらっているという方や、ヘルパーさんに頼みたいので要介護認定を 受けたいという方もおられます。

今、多くの自治体がゴミ出し支援に取り組んでおられます。その中でこのような 報告がされています。2つ例を挙げます。

例1、職員が声かけをしたが応答がなく、雨戸側から会話にならない応答があり、 緊急連絡先の看護師に連絡したが安否確認ができず、長男に連絡して交番に連絡す る了解を得て訪問し、声かけをしたが変わらなかったため、窓ガラスを割り入った。 利用者は転倒しており、救急車で搬送し、命に別状はなかった。

例2、訪問したとき外出している目印がなく、呼び鈴、電話に反応がなかった。 テレビがつけっ放しだったが、人の気配はなかった。介護担当部署が安否確認をし たところ、風呂場で亡くなっているのが見つかった。

ゴミ出し支援は、単なるごみ収集を確実にするだけではなく、高齢者の生活質の 向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みと位置づけられています。

そこで質問します。

県内の市町村でどのような取り組みをされていますか、本町は実施されますか、 よく調べて答弁願います。

これからは、自治体との関係が疎遠になっているなど社会的に孤立されておられる方がふえていくことが予想されます。ゴミ出し公的支援がないとごみ出しができなくなる、その結果、住環境が不衛生になる、社会的孤立を深めるという悪循環になります。分別ができなくなり、不適切なごみ出しがふえると近隣住民とのトラブルにつながります。高齢者のごみ出しは、収集、運搬への支障、集積所でのトラブルなど廃棄物分野で扱われる課題と、高齢者の生活や住環境、社会的孤立やセルフネグレクトなど福祉分野で扱われる課題が存在し、両者は相互に関係しています。

そこで質問します。

本町はどの課が中心にゴミ出し支援制度を検討されますか、答弁を求めます。

町長も、高齢者の方々が安全安心して暮らすには見守り支援が必要であると認識 されておられることから、多くの事業所と協定書を交わしておられると思います。 その一環としてゴミ出し支援制度を位置づけることが今、求められています。

次に、水道事業の広域化について質問します。

現在、磯城郡の水道事業広域化に向けて準備室が立ち上がり、着々と広域化が進められています。上水道は私たちの命に直結するもので、極めて重要な役割を果たしています。水道法には、第2条に地方自治体の責務として、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」と明記されています。磯城郡水道事業の広域化統合は、当初、中和10市町村の話し合いが不調に終わり、磯城郡3町が興味を示した結果、進められることになったそうです。ところが広域化の内容はほとんど示されていません。大変心配です。

そこで質問します。

3町の水道会計の実態はどうなっていますか、水道料金の統一はしますか、答弁 を求めます。

今年度から県水100%に移行したと聞いています。本町が県から水を購入する単価は、50.5%は1立方メートル当たり130円でそれ以外は90円と聞いています。三宅町は約80%が1立方メートル当たり90円で購入していると聞いています。3町で県からの仕入れ価格がばらばらの状態です。

そこで質問します。

本町の購入単価を下げる交渉をしますか、答弁を求めます。

広域化に当たっては県が調整役を果たしておられると聞きます。奈良モデルの先行事例と位置づけて進められている磯城郡広域化事業です。ぜひ単価引き下げを実現されることを求めます。そして最後に、広域的水道整備計画について詳しく報告されることを求めます。

3点目に移ります。公共交通対策についてです。

今年度の予算審議で、ももたろう号を廃止してタワラモトンタクシーを実施する 旨の説明がありました。大変突然の提案で驚きました。そこで、本町の公共交通に 対する認識を尋ねます。

移動の可能性を確保することは、あらゆる人がいきいきと社会的に、あるいは個人的な活動を展開できるための前提条件です。通勤や通学、家庭生活を保障するものです。この移動の可能性に制限のある方を移動制約者と言います。国土交通省が

定義している移動制約者とは、高齢者、障害者よりは広い枠組みで捉えた、交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、さまざまな移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動が困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々を指します。具体的には、乳幼児、児童、高齢者、障害者、けが人、重い荷物を持った人等とされています。第4次総合計画策定時に実施されたアンケートでは、「本町が暮らしにくい」と答えられた方の50%以上が「交通の便が悪いから」と答えられました。これは断トツの1位です。このことを重く受けとめる必要があります。

そこで質問します。

交通の便が悪いと感じられる理由を何と考えていますか、移動制約者の範囲をどう捉えておられますか、総合計画にはどのように反映されていますか、答弁を求めます。

ももたろう号の利用者は、年間約6,000人と聞いています。総運行費用約1, 200万円で町の補助金は約850万円と聞いています。

そこで質問します。

地方交付税特別交付税で幾ばくかの補助はありましたか、答弁を求めます。

ももたろう号については、予約するのが面倒、雨の日は停留所まで歩くのが大変、運転手の対応がぞんざい等の理由で利用を敬遠された方もたくさんありました。しかし、各人が工夫をされながら年間6,000人もの利用があったことは定着していたと考えます。実際に廃止されたら困るという声も伺っています。

そこで質問します。

ももたろう号をどのように評価されていますか、答弁を求めます。

タワラモトンタクシーの運行に当たり、町からは移動制約者の利用率が増えると 考えると説明をいただきました。

そこで質問します。

移動制約者の利用率がどのように増えるのか、年間 2 4 枚のチケットで賄えるのか、答弁を求めます。

タワラモトンタクシーは、午前8時から午後6時までの運行で、日曜日、祝日、 12月29日から1月3日の間は利用できないとなっています。ももたろう号のよ うに特別に運行する必要のないタワラモトンタクシーの場合、運行制限をする理由 を見出せません。

そこで質問します。

なぜ日曜日、祝日は利用できないんですか、答弁を求めます。

移動制約者にどのように移動の可能性を確保するかは、これからのまちづくりの一番重要な課題です。その課題にどう対応するかを決めていくその過程も大切です。ももたろう号運行のときは、活性化協議会で協議を重ねて試行運転した上で実施運行に入りました。今回のタワラモトンタクシーの運行については、議会には全く説明がありませんでした。町民の皆さんに説明がなかったということです。総合計画には、基本目標6に「住民とともに実現するまちづくり」というのがあります。

「住民主体のまちづくりを積極的に進めるためにも、効果的で、迅速に住民に伝わるように、行政情報提供の充実を図るとともに、住民のニーズの把握に努めます。」と書かれています。今回の制度変更について、この基本目標6の姿勢は全く見当たりません。町が一方的に変更したという状態です。制度変更することに説明できない問題があるのかと疑われます。

私は、3月議会で、今年度は両制度を並行運行して実証運行するよう予算組み替えを提案しました。残念ながら委員会で否決されましたが、期待した効果が出るのか確認することは当然だと思います。ももたろう号よりタワラモトンタクシーがどれだけ需要に応えられるのか、町民の皆さんが納得する明確な説明をされることを求めます。

最後に、4番目として、清掃工場解体について質問させていただきます。

昨年から清掃工場の解体が行われています。今年度と2年にかけて解体されます。 既に煙突はなくなりました。解体工事に2年もかけるのは、ダイオキシン等汚染が どれだけ進んでいるのか確認し、除染しながら進めているからと聞いています。

そこで質問します。

これまでの検査でダイオキシン汚染はどの程度の数値が出てきましたか、測定場 所ごとの数値を示してください。

清掃工場は昭和60年に完成しました。それまでは、昭和57年水害の災害廃棄物が埋められていました。それ以前は、大型ごみ等の処分がされていたと聞いています。老人福祉センター建設時、焼却場の余熱利用のパイプを設置した際にはさま

ざまなごみが出てきたとも聞いています。昨年12月議会で同僚議員の質問に対して、清掃工場の地下5メートルまで掘削してあるので問題ないと答弁がありました。ピット床下や事務所床下があらわれた際には、地元の方にも立ち会って確認していただくことが安心につながります。また、跡地利用は防災公園と伺っています。子どもたちが元気に遊ぶ公園、災害時安心して避難できる公園として活用するには、地下に汚染物質がないという確信が必要です。

そこで質問します。

ピットの下、事務所の下を地元の方と確認しますか、建物以外の土地のボーリン グ調査をしますか、答弁を求めます。

- 一度確認すると、以後不安なうわさは立ちません。住民参加の町政に近づけるためにも積極的な対応を求めて、質問を終わります。
- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 11番、吉田議員の第1番目、「ゴミ出し支援について」のご質問にお答えいたします。

まず、「県内の市町村でどのような取り組みをされていますか、本町は実施されますか」につきましては、現在、高齢者等のごみ出し支援制度には大きく分けて2つの方法があります。1つは、自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集の職員、または市町村に委託された事業者が高齢者のごみを戸別に収集する直接支援型と、自治会やNPO等の支援団体が運営実施するごみ出し支援活動を行政が支援するコミュニティ支援型がございます。

現在、奈良県では、ごみを戸別に収集する直接支援型のふれあい収集やまごころ 収集を既に実施されてる市町村があり、奈良県環境政策課が実施した平成28年度 廃棄物減量化実態調査の中の高齢者・障害者を対象とした戸別訪問収集の実施状況 によりますと、平成28年12月現在で8市5町が実施されております。その後1 市2町が実施されたと聞いております。

制度の概要について例を申し上げますと、隣接の橿原市ではふれあい収集を実施されており、高齢、障害などの理由により、一般家庭ごみ、不燃ごみや粗大ごみなどを指定場所に出すことが困難な世帯のために、係員が玄関先でのごみ収集をし、

希望により収集の際には、安否確認のための声かけも行っています。

対象となる世帯は、要支援または要介護の認定を受けている方、もしくは総合事業を利用している方を含む65歳以上の方だけで居住している世帯及び身体障害者手帳の交付を受けた方だけで居住している世帯、並びに70歳以上の方だけで居住している世帯であり、本人または代理人から申し込みを受け、市の担当職員が訪問調査を行い、サービスの適否を確認しているとのことでございました。

高齢化や核家族化の進展に伴い、ごみ出しが困難な高齢者等が増加している中、 議員お述べのとおり、自助、共助、公助のシステムの構築が求められており、既に 構築されている地域の住民同士の助け合いの関係や介護保険等の仕組みを損ねるこ となく、地域と調和した直接支援型の戸別収集の方法について、先進自治体の状況 等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「本町は、どの課が中心に「ゴミ出し支援制度」を検討されますか」につきましては、ごみ出し支援制度の導入には、本町の中でごみ出し支援が必要な高齢者世帯等を確認し、制度の利用を促し、見守りを行い、ごみ出し支援制度の円滑的な運営を図るためには、廃棄物の収集、高齢福祉、地域コミュニティ等との連携が不可欠でありますので、環境管理課及び長寿介護課が中心となり、人員や車両の確保、また関係機関等と協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「清掃工場解体について」のご質問にお答えいたします。

「これまでの検査でダイオキシン汚染はどの程度の数値が出てきましたか、測定場所ごとの数値を示してください。」につきましては、清掃工場の解体工事は平成29年度から30年度までの2カ年で工事を実施いたします。

既に工場外壁の塗装の剝離、ランプウエイの解体・撤去、工場棟内及煙突の洗浄 除染作業が終了し、煙突の解体工事までが完了しております。現在、清掃工場内の コンベア及び焼却炉等の設備の解体を順次進めているところでございます。

議員がお述べのように、ダイオキシン類については、設備ごとにサンプリング調査を実施し濃度分析の結果により、保護具選定に係る管理区域を決定する必要がございます。

ご質問のダイオキシンの分析でございますが、平成28年度に解体工事実施に伴 う仕様書作成時に施設内の焼却炉本体、ガス冷却室、電気予熱器、煙突等の分析を 行っております。

測定結果の設備ごとの分析でございますが、焼却炉本体のダイオキシン類による汚染の濃度は0.00038ナノグラムから0.065ナノグラムで、ガス冷却室は0.45ナノグラムと0.74ナノグラムで、電気予熱器は1.60ナノグラムと2.40ナノグラムで、煙突は5.3ナノグラムから23ナノグラムでありました。基準値の3ナノグラムを超えている煙突につきましても、除染洗浄後に測定したダイオキシン類の濃度は0.10ナノグラムで、煙突以外の洗浄除染前から基準値の3ナノグラム以下の各設備は、洗浄除染後にはさらに大きく基準値を下回っております。

また、解体中のダイオキシンの飛散及び洗浄除染の影響を調査する周辺環境の土壌調査では、試験土壌を工場敷地境界4カ所に設け、洗浄除染終了後に測定した結果、判定基準値1,000ピコグラムに対し、0.045ピコグラムから0.36ピコグラムで、基準値を大きく下回っており、現在のところ、解体に伴うダイオキシン類の汚染はないものと判断をしております。

次に、「ピットの下、事務所の下を地元の方と確認しますか、建物以外の土地のボーリング調査をしますか」につきましては、解体工事が竣工し引き渡しを受けるまでは、施工業者の管理下において安全かつ事故の防止に取り組むことになっており、工場棟解体の機器、設備、建屋の解体工事期間である平成30年8月末までは、関係者であっても安全装具を備えた者でないと立ち入ることができません。9月に実施します基礎部解体工事中の安全性が確保できるタイミングで、解体施工者、地元の方、田原本町との日程調整がまとまった場合には、ピットの下や事務所の下の確認を行っていただくのは可能であると考えております。

ボーリング調査につきましては、田原本町清掃工場を建設するに当たり、昭和5 8年に設計に先立ってボーリング調査を実施いたしました。

ボーリング調査は、地層や岩体の分布及びそれらの相互関係や地質構造などを知るために行う調査で、建設する建物を支えるための基礎工事の強度性の確認に用いられる調査でありますので、今回の解体工事にはボーリング調査は入っておらず、また改めて建物以外の土地のボーリング調査を実施する予定は現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 上下水道部長。

(上下水道部長 谷口定幸君 登壇)

○上下水道部長(谷口定幸君) 続きまして、第2番、「水道事業の広域化について」のご質問にお答えいたします。

水道事業におきましては、人口の減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新 や耐震化対応による費用負担の増加等が大きな課題となっており、これらの課題に 対応するため、厚生労働省を中心に水道事業の広域化についての検討が重ねられて きました。

平成25年度には、奈良県の取り組みとして、本町は参加しておりませんが、中和10市町村をモデル地区として、県域水道ファシリティマネジメント懇話会が設置されまして、県営水道と市町村水道の施設及び業務の共同化が検討されましたが、現在に至らなかったと聞いているところでございます。

このような状況の中、本町におきましても、経営の合理化及び業務の効率化を図り、将来も継続して安定的に安全でおいしい水道水を供給できるよう、平成26年度から磯城郡3町での広域化に向けた検討を開始いたしました。

平成28年7月には川西町、三宅町並びに奈良県と、磯城郡における水道事業の 広域化に関する覚書を締結いたし、平成28年10月には磯城郡3町並びに奈良県、 奈良県水道局による磯城郡水道広域化推進協議会を設置いたし、広域化に向けた検 討を進めてまいりました。そして、本年4月に磯城郡3町において広域的に水道事 業を経営する事業体の設立を目的といたしまして、磯城郡3町並びに奈良県、奈良 県水道局による磯城郡広域水道事業体設立準備協議会を設立したところでございま す。

そこで、お尋ねの3町の水道会計の実態はどうなっているのかにつきましては、 本町の平成28年度水道事業会計決算は、収益的収入が約8億8,000万円、支 出が約8億5,000万円で約3,000万円の黒字となっており、資本的収入で は約5,000万円、支出が約2億円でありました。資本的収入額が資本的支出額 に約2億1,000万円不足しておりますが、消費税の資本的収支調整額、減債積 立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補塡いたし、おおむね健全な 経営状況となったところでございます。

川西町、三宅町につきましても、現在の経営状況はおおむね健全な状況にあると聞いておりますが、全国的な課題でもあります水需要の減少、施設の老朽化等によりまして、3町とも今後の水道事業の運営は厳しくなることが予想されておりますので、広域化に向けた検討を重ねてまいったところでございます。

次に、「水道料金の統一をするのか」につきましては、現時点での磯城郡3町が協議しておりますのは、同一の経営主体が複数の事業を経営する経営の一体化でございます。これは、経営主体は1つでありますが、経営統合後も各町の水道会計は独立となりますので、必ずしも料金の統一が必要となるものではございません。水道料金の統一につきましては、今後の設立準備協議会におきまして協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「本町の県水購入単価を下げる交渉をするのか」につきましては、磯城郡の水道事業広域化事業につきましては、今後の県域水道一体化に向けた先行モデルとして位置づけられておりますので、広域化のメリットの一つとして、県水料金と供給規定県水率の引き下げを検討していただくよう奈良県及び奈良県水道局に既に要望しているところでありまして、今後も継続して要望していきたいと考えているところでございます。

次に、広域的水道整備計画につきましては、今年度において、組織体制、財政計画の検討や今後の課題分析を行い、設立準備協議会において、広域化に向けた方向性を取りまとめた計画を作成する予定でございます。この計画が今後の方向性を示すものとなりますので、この計画に基づき詳細な検討を行い、広域化の準備を進めていくことになると考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、磯城郡広域化は平成34年度までを 目標といたし、それを踏まえ、平成31年度に基本協定を締結し、平成33年度中 に一部事務組合設立に向けた法整備等を行い、平成34年度から一部事務組合によ る事務を開始することを目標に協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 町長公室長。

(町長公室長 植田知孝君 登壇)

○町長公室長(植田知孝君) 続きまして、第3番目、「公共交通対策について」の ご質問にお答えいたします。

まず、第4次総合計画策定のためのまちづくりアンケートで、「交通の便が悪いとの回答が多かった理由は何と考えていますか、移動制約者の範囲をどうとらえておられますか、総合計画にはどのように反映されていますか」とのご質問でございますが、この回答は「暮らしたい」で約29%、「暮らしたくない」で約51%と、両面で交通の便がその理由として出てまいりました。町といたしましては、広域的なアクセスはいいが、町内の移動などに不便さを感じている意見であると認識をしております。そのような移動に制約のある、主に高齢者などの買い物、通院といった日常生活の外出支援のための交通手段として、ももたろう号の運行を行い、交通弱者への対応を図ってきたところでございます。

そこで、移動制約者の範囲をどう捉えているかでございますが、移動制約者につきましては、タワラモトンタクシー利用料金助成事業の実施要綱で、高齢、障害等により安全な移動が困難な者と定義しており、具体的には、高齢者、障害者、障害・疾病等により自主的な移動が困難な方、就学前の児童、出産予定の方等を移動の制約がある方として事業の対象者と規定しているところでございます。今後、一層、移動に制約のある方々の移動の利便性向上を図るため、総合計画の政策の中でも「高齢や障害などにより移動に制約のある方が、買い物、通院等の暮らしに必要な移動ができるような交通環境の整備」を位置づけ、施策の中でも「ももたろう号の運行による移動手段の確保に努めているが、機能強化についての検討が必要」との課題を踏まえ、移動に制約のある方々のニーズに合った交通環境の整備を主な取り組みとして反映しているところでございます。

次に、「特別地方交付税でいくばくかの補助はありましたか」とのご質問でございますが、特別交付税全体の中でどの程度算入されているかは確認できませんが、毎年、国の地域公共交通確保維持改善事業の対象となるバス事業等に係る経費として、国へ経費額の報告を行っており、特別交付税の算入に入っているものと考えているところでございます。しかしながら、運輸局からは、国の公共交通確保維持改善事業の乗り合い率の対象要件が厳しくなりつつあり、乗り合い率の低いももたろう号にとっては大きな課題であるとの指摘を昨年度に受けていたところでございま

す。

次に、「ももたろう号をどのように評価されていますか」についてでございますが、本町では、高齢者等の買い物や通院など、駅周辺地域や町の中心地へのアクセスの利便性向上と移動手段の確保を図るため、ももたろう号の運行を行ってきたところで、登録者数、利用人数がともに伸びており、町民の方々に一定の理解が得られてきたものと考えております。しかしながら、利用人数は伸びてきたものの、西川議員への答弁でも申し上げましたとおり、利用者のうち約90%が60歳代以上で、ももたろう号を必要とされている方はほぼ高齢者であり、平成28年度の利用者数5,731人に対し、実利用者数が365人と、登録者数2,004人のうち実際に利用されているのは18.2%、町民全体に占める割合は約1.1%と、一部の利用者に偏っている状況で、実際の運行は乗り合いによる効率的な運行には至っていなかったところでございます。

また、昨年度実施いたしました利用者等へのアンケートでは、予約時間、運行日、 運行時間等について、約7割の方々が改善を望んでおられ、停留所までの移動についても多種の要望がある中、運行してほしい移動手段としては、回答者全体で見る と、通常タクシー運賃の一定額助成の希望が最も多いなどの利用者ニーズが再確認できたところでございます。

これらの課題やニーズに対応したサービス拡充を検討するに当たっては、デマンドタクシーと通常タクシーのすみ分けの前提や運行上の安全性などを考慮すると、大きなサービス拡充は事実上望めず、これらの状況やニーズ調査の結果を踏まえて考えますと、一般タクシーの利用が最も適していると判断したものでございます。

次に、タワラモトンタクシー制度への移行で「移動制約者の利用率がどのように増えるのか、年間24枚のチケットで賄えるのか」のご質問につきましては、本町のももたろう号は、高齢者等の買い物、通院といった日常生活に必要な外出支援と、町外への移動は既存公共交通機関により対応することを前提に、停留所間に限り数人で利用し合う、乗り合いで運行してきたものでございます。

今回、タクシー運賃助成制度に移行することで、一般タクシーの利点がフルに活用できるようになり、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアが可能となるなど、 高齢者や出産予定、子育て中の方など、移動支援が必要な方々の利便性の向上が図 れること、また1枚の利用券で乗車定員まで利用できることから、結果として、本 来目指すべき乗り合いタクシー的な役割をより担えると考えられることから、登録 される方々に占める実利用者数は確実にふえるものと考えております。

ももたろう号は、利用者の約9割が高齢者でございますが、高齢者へのタクシー利用券交付枚数の24回を上回る、ももたろう号の利用が30回を超える利用者は約15%となっており、この方々にとっては移行による影響はありますが、逆に、これまでのももたろう号が、これら一部の方の利用により、利用が増加していたところに大きな課題があったと考えております。今後の利用見込みは、予測が困難な部分はありますが、ももたろう号の実績から見込みますと、年間の平均利用回数15から24回までの利用が一般的な利用と考えているところでございます。ただ30回を超える方々への移動支援の必要性は理解しておりますので、おおむね二、三年間は実証的に運用しながら、全体的な利用の状況も見て、交付に係る精査をしていく必要はあると考えております。

次に、「何故、日曜日、祝日は利用できないのですか」のご質問でございますが、ももたろう号は、平日の9時台から17時台に限って運行しておりますが、当初から土、日、祝日は家族等の送迎により移動が確保されると思われるため、運休とされていたものでございます。アンケート結果でも改善点として上げておられたことから、高齢者が主に利用されるタクシー助成制度でございますので、新しい制度では、通院に利用できるよう土曜日も利用日に含め、朝の利用開始時間を1時間早めているところでございます。ただ日曜、祝日は、移動支援の必要性が他の曜日に比べると低いと考えられることから、今回実証的にスタートするに当たっては、利用日に含めていないものでございます。

次に、ももたろう号より「タワラモトンタクシーがどれだけ需要に応えられるのか」のご質問でございますが、一般タクシーでは、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアが可能となり、停留所までの移動の負担がなくなること、利用者の予約したい時間にすぐに予約ができる、登録証と利用券があれば予約なしで駅からの乗車も可能、発着のいずれかが本町であれば町外への移動時にも使用可能、利用者の多い時間でも、町内全ての事業者のタクシーが利用でき、利用できない状況にはならないこと、そして一般のタクシーであることから、乗車定員内なら同じ料金であり、

町外の方が高齢者の介助や乳幼児との同乗も可能となります。また、移動制約者として高齢者だけでなく、出産予定の方や就学前児童などを対象とさせていただき、出産、子育て世代の方々が必要なときにタクシーをご利用いただけるよう応援し、子育て環境の充実にもつなげていきたいと考えており、支援の必要な方の利便性の向上を図っていくということでございます。

なお、今回の移行に際しましては、町の医師会とも業務連携に関する協定を締結させていただきましたが、締結式で医師会から、これまでのももたろう号は行き届かなかった面もあったが、新制度はすばらしい制度となって、協定の締結に関して医師会の全ての先生方が快諾であったと、大きな期待を寄せていただいているところでございます。

先ほど西川議員のご質問にも答弁させていただきましたように、今回の検討では、できる限り、これまでのももたろう号の課題を解消できるようにと考え、2月まで時間をかけて、予算も含めて整理したものでございます。その間、ももたろう号の運行主体である地域公共交通活性化協議会の委員の皆様には、アンケート結果を踏まえた意見をお願いし、その上で、2月の協議会で新たな移動支援の方法としてタクシー運賃の助成事業を提案させていただき、新制度の準備、周知のための期間として、ももたろう号の3カ月間の延長運行を委託することもあわせてご了承をいただき、3月定例会でその実施に必要な経費とともに、ご提案、ご説明をさせていただいたところでございます。

先月21日から受け付けを開始しておりますが、申請者の方々に、移動支援が必要な方々への利便性の向上を図るため、タクシー運賃助成制度に移行するものであることにご理解をいただくよう、ご説明に努めているところでございます。また、ももたろう号の利用はほぼ高齢者に限られていたことから、子育て環境の充実の観点からも、町内幼稚園、保育園でのPR、住民保険課の届け出窓口、こども未来課の相談窓口でも、新しい制度の周知を行ってるところでございます。ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) まず、1番目のゴミ出し支援について答弁をいただきまし

た。ゴミ出し支援については、議会でも何回か同僚議員が質問をしています。7年前に質問された方や去年3月にされた方がおられます。それに対して積極的な答弁をいただいています。特定戸別回収につきましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心安全に生活していく上で有益であると考えていますと答弁されましたね。支援世帯からのニーズも含め、庁内関係各課とも連携をとって研究してまいりたいと。研究した結果がこれですか。何も研究していないということ、今調べてこういうことですと言っているだけで、田原本町としてどうやっていくかというのが全然なかったじゃないですか。橿原市や桜井市、三宅町、川西町、やっておられますね。たくさんのところが実施されているんですよ。田原本町はいつから実施するんですか、今から始めても来年の4月でしょう。その辺の本気度、これについて答弁をいただきたい。

次に、清掃工場の解体ですけれども、ダイオキシンを洗浄したということは川に流したということですね。それについて、確認したいんですけれども、ちゃんとダイオキシンを別途処分したんじゃなくて、洗浄したということは川に流したということだと思うんですけれども、そうじゃないですか。それについて答弁をもう一回求めます。洗浄とおっしゃいましたんでね。

それと、やはり公園にするとなったら、その地域の、土地の安全性というのを立証すると、証明するということが町には必要になってくるんだろうと私は思っているんですよ。それに対してどう対応されるか、答弁を求めます。

2つ目、水道事業について質問させていただきます。

全然中身がわからないんです。質問のときにも言っていますけれども、3町の統合がどういう結果をもたらすのかということがわからないから質問をしたわけで、それについては、経営の一体化でございますというような答弁ですよね。経営の一体化が何なんだというのがわからない。しかも3町の財政状況については田原本しかわからないという答弁でしょう。おおむね順調ですと。三宅、川西の具体的な数字が全然ない。その点では、田原本町の県水を買う単価を要望してるだけで交渉するのかと、下げるのかというところの姿勢を示していただきたいのと、水道事業について心配しているのは、水道事業法がまだ改正されていないのかなと思うんですけれども、官民一体の運営を目指すという改正をされようとしているところが心配

です。田原本町から磯城郡3町に、磯城郡3町になったら、次は奈良県で一つになりますよという方向が示されているでしょう。一つにしたら、あと民間に任せますよということでは、町民の方に安心できる水道水を供給できないと私は思っていますので、その点は磯城郡3町の中ではどう位置づけられるのかという方向性を示していただきたい。

最後に、公共交通対策についてです。

田原本町は、田原本町だけでこういうことをやっているんではなくて、地域公共 交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、田原本町地域公共交通活性化協議 会をつくってやっておられる。地域活性化協議会は、地域交通総合連携計画という のをつくっておられ、それに基づいてももたろう号を運行されてきたと。そこはど う書いてあるかというと、「自家用車に頼らない移動の手段の確保と地域の活性化 が課題となっていることから、新たに持続可能な公共交通を導入し、高齢者等の移 動手段を確保するとともに、外出機会の増大を目指す。併せて、既存公共交通との 連携により来訪者の巡りやすさ向上を図ることにより交通促進を目指す。」と。こ れがももたろう号というか、地域活性化協議会の目的なんですね。何をやっている かといったら、デマンドタクシーの導入と観光地めぐりを支援する交通サービスの 導入と、国保中央病院線の利用促進と公共交通利用促進に向けた情報提供・PRの 実施、これが協議会の中身ですよね。今回はどこをどうされたのかと、この連携計 画をどう変えられたのかというところが全然見えてこない。そして、デマンドタク シーを導入するに当たっては、60歳、70歳、80歳、この60代以上の方が外 出係数が少ない傾向にあるということで導入さたんですね。ところがタワラモトン タクシーは、60歳代はカットですよね。ももたろう号を利用されている73%は 70歳以上で、反対に27%は70歳未満と、今回のタワラモトンタクシーではこ こをカットされたんですね。

その点では、今回のタワラモトンタクシーの導入は、利用者を制限し、そして利用者への負担をふやして町の支出を減らす、それによって利用を抑制する。そんな制度じゃないかと私は思うんですよ。田原本町の高齢者、移動制約者、この方々が外出しやすい、田原本町を年配の方も体の不自由な方も本当に外出しやすい町として活気のある町にする。その目的と反しているんじゃないかと。田原本町が費用を

削る、それだけに徹しているような気がしてならない。その点では、地域公共交通 総合連携計画というのをどう変更されたのかというところを中心に答弁願います。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) それでは、まずふれあい収集、ごみの問題につきま してお答えいたします。

まず、現在関係各課で特別に集まってその協議をしているわけではございませんけれども、それぞれ個々のケースにつきまして情報を共有し、対応しているというところでございます。 (「いつできるんですか、それを聞いているんです」と吉田議員呼ぶ)

今年度中には検討して。(「来年に」と吉田議員呼ぶ)

に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、清掃工場ですけれども、解体のときの洗浄した水を川に流したのではないかと。(「洗浄って言われたので」と吉田議員呼ぶ)

はい。ということでございますけれども、この解体工事におけるダイオキシン、アスベストの対策ですけれども、これは基本的に法律に適合した処理をしております。どういう状況であるかといいますと、まずシートを全部かぶせまして、密閉して高圧洗浄で洗浄します。その洗浄した水は、機械でダイオキシンを法的な濃度まで減少させて、それで外へ搬出するというふうな形になってございます。

それと、公園の設備の安全性でございますけれども、これにつきましては28年第2回の定例会の答弁と同じになりますが、先の御所市クリーンセンターの解体工事に準じた方法で、解体終了後、土壌汚染などの調査を本体工事完了後、速やかに地元協議の上、実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口定幸君) 質問は4点あったかと思います。

1点目、一体化とは何かというご質問だったと思います。

経営統合を目指しておりますが、現在検討しておりますのは、システムの統合、 そしてメーターの検針、取りかえ業務など閉開栓業務を踏まえて、包括業務委託が 組織として一体化になることを目標に協議をいたしているところでございます。 2点目は三宅、川西の決算数字が見えないというご質問であったかと思います。

三宅町の平成28年度決算ベース、収益的収支の差し引きにつきましては、収入 支出差し引き約3,000万円弱の見通し、川西町につきましては28年度決算に おきまして収益的支出差し引き約4,100万円の黒字となっております。

過去3年間の決算状況、3町の状況でございますが、収益的収支については、おのおの黒字が継続して続いているという現状でございます。

3点目は県水、単価を下げるのか、そして4点目の県域一体化も踏まえまして水 道事業が民営化になり、料金が上がるのではないのかというご質問だったと思いま す。

県域水道一体化につきましては、県水道のファシリティマネジメントとして協議、 検討を重ねております。本年4月におきましては、県内の水道事業の一体化につい て検討を行うための県域水道一体化検討会が設置されまして、今後、県域水道一体 化に向けた覚書を締結し、38年度に経営統合することが目標となっております。

この構想につきましては、人口減少になる水需要の減少とか老朽化施設の更新などの水道事業が抱える課題に対応するために、システムの業務の統合、効率化、ダウンサイジング等の最適化の水資源の適正化を図るものでございます。将来的な料金の大幅な値上げを避け、安定した水道事業を維持することを目標に検討を進められているものでございます。単独で水道事業を継続することと比較して、広域化により、料金が上昇することはないと考えているところでございます。

今後、検討会におきまして詳細な検討がなされ、財政シミュレーション等も実施されると思いますが、それらの検討内容を把握し、県水の購入単価の引き下げの要望等の意見を出すところは出して、しっかりと検討し取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) 今いただきました連携計画についてどう変更したのか というご質問でございます。

確かにおっしゃいますように、多くの高齢者が日々の生活において家族による送 迎に頼らざるを得ない状況にあって、買い物や通院に不便を来している。そういう 状況の中で、それを契機に、駅周辺地域のアクセス利便性の向上と地域の再生が期待されるということで地域公共交通総合連携計画が策定されまして、これまで高齢者等の買い物、通院といった日常生活の外出支援、それから公共交通と連携したまちづくりによる地域活性化に取り組んでまいりました。それはおっしゃるとおりでございます。

この連携計画なんですが、連携計画に基づいてもちろん地域公共交通を運行していくわけなんですけれども、タクシー運賃の助成制度ということに移行しますと、地域公共交通活性化協議会の協議案件ということではなくなります。そもそも協議会の中では、連携計画にももちろん沿いながら、買い物や通院に不便を来している移動制約者が安全安心に気軽に利用していただけるよう、移動支援のために何ができるかということを協議しております。今回、利用者ニーズとかももたろう号の制度的な課題を踏まえまして、提案をさせていただきましたタクシー運賃の助成という手法の変更に、協議会のほうでもご賛同をいただいたところでございます。

ですので、事業の性格は、この中に書いてありますデマンドタクシーから変わりますが、事業の性格といたしましては公共交通活性化事業に近いものと考えております。ですので、今後も、例えば協議会での承認案件ではありませんけれども、当面は実証的な実施と位置づけておりますので、協議会を新しい公共交通の活性化事業、このタワラモトンタクシー助成事業に対する意見をいただく、サービスの充実を図る機会にしていきたいと考えております。ですので、連携計画の考え方から全く違う方向に進んでいるとは考えておりません。(「新しい連携計画の資料をくださいね」と吉田議員呼ぶ)

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、11番、吉田議員の質問を打ち切ります。 暫時休憩いたします。再開は午後1時半といたします

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、森井議員。

(6番 森井基容君 登壇)

○6番(森井基容君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただき ます。

まず、第1番目にお聞きしたいのは、本町が発注する建設工事の請負契約に係る 検査及び評価に関することであります。

本町が発注する建設工事については、田原本町建設工事検査要綱に基づき検査が 実施されているかと思いますが、検査の実施数は年間何件程度あるでしょうか。設 計金額500万円以上と500万円未満のそれぞれについてお教えください。

また、検査対象が特殊な場合に町職員以外に委託できる仕組みとなっていますが、 委託は年間何件程度あるのでしょうか。

さらに、要綱第10条には手直しの指示についての規定がありますが、年間何件 程度ありますか、それもお教えください。

次に、田原本町建設工事成績評定要領に基づく評定は、施工体制、施工状況、出来形及び品質・できばえ、その他の4項目についてなされることとなっていますが、一方、設計金額500万円以上の工事請負者には評定点のみ通知される仕組みとなっています。

第1条に、この要領は、本町が発注する建設工事の成績評定に必要な事項を定め、 もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに請負者の指導、育成に資すること を目的とするとあります。

この方法で請負者の指導、育成に資するという目的は十分達成されているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

私は、この請負者の指導、育成という観点から、次のような提案をしたいと思います。

それは、田原本町建設工事成績評定の通知に関する規程第3条、評定点の通知、 請負者に評定点を速やかに工事評定点通知書により財政課長が通知するものとする の条文について、第3条、評定点等の通知とし、請負者に評定点及び所見を速やか に工事評定点等通知書により財政課長が通知するものとするに改正するものであり ます。

本提案の目的は、請負者の育成の観点に立てば、所見においてよりよい工事を請

負者に実施していただくために、どのように工夫すればより評価が高くなったのか、 どの点において不足があるのか等を指摘することにより、請負者のモチベーション を高める効果が期待できるものと考えるからであります。請負者の方々にとっても 足らざるを知ることにより努力しなければならない項目の把握につながり、向上に 結びつくものと考えるからであります。

本提案についてのお考えをお聞かせください。

次に、第2番目の質問に移ります。

私は、平成22年第1回定例会において、未着手の都市計画道路の扱いをどうするのかについて質問をさせていただきました。また、平成24年第3回定例会においては、吉田議員が質問されました。私が質問させていただいてから8年、吉田議員の質問から6年を経過いたしました。

そこで、長期未着手路線についての見直しと廃止についての進捗状況及び検討結果についてお伺いいたします。

見直しについては、自動車の交通機能の観点からの必要性、歩行者等の安全確保の観点からの必要性、自治体のまちづくり計画との整合性の観点からの必要性の3 観点から検証するとのことでありました。また、都市計画道路の見直し検討は重要課題と認識し、今後も引き続き、県担当課及び隣接市町村の動向を踏まえた上で適切に対応していきたいとの答弁をいただいてまいりました。

長年検討いただいてきたものと思いますので、めど等について具体的にお答えい ただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(植田昌孝君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 6番、森井議員の第1番目、「本町が発注する建設工事 の請負契約に係る検査及び評価について」のご質問にお答えいたします。

本町の昨年度の建設工事の検査数につきましては113件であり、うち設計金額500万円以上は52件、500万円未満は61件であり、検査の外部委託及び工事の手直しの指示につきましては、どちらもございませんでした。

次に、田原本町建設工事成績評定要領についてでございますが、まず、建設工事

の竣工後の流れをご説明させていただきます。

工事担当課の監督員による事前検査が終了し、請負者から竣工届を提出され、担当課から財政課に検査依頼を提出してもらいます。それを受けまして、財政課が担当課もしくは担当係以外の職員を検査員として指名し、工事の完成を監督員、請負者の立ち会いのもと確認する検査が竣工検査であります。その検査には、書類検査と現地検査があり、建設工事につきましては全て行うものとなっております。

この検査結果について、設計金額が500万円以上の建設工事については、平成20年度から奈良県の契約検査担当課が実施していたものを利用し、工事種類別に細かな項目までチェックする採点表を用いながら施工体制・状況、できばえなどを評定した点数を評定点合計として請負者に通知しております。設計金額が500万円未満の建設工事につきましては、工事検査報告書に基づき、80点以上は優秀、70点から79点は良好といったように簡易な工事成績をつけておりますが、請負者には通知をしておりません。

全ての建設工事につきましては、施工期間中において、日々の監督員による請負者との立ち会い等で改善点等を話し合い、必要なときには指示しており、また、担当課による事前検査時においても、説明・指導等を行っており、検査員による最終竣工検査においても、それまでに十二分に説明等を行った後で実施しております。このことから、請負者への指導、育成はできているものと考えております。

次に、田原本町建設工事成績評定の通知に関する規程第3条の改正についてですが、設計金額500万円未満の建設工事に関しては、500万円以上のものと同様に、検査員の事務量増大や工事内容の被評価性等を考慮しつつ、評定点通知を行うか検討したいと考えておりますが、規程第3条に所見を付加する改正につきましては、先ほど申しましたように、日々の監督員による請負者との立ち会い等で、改善点等の話し合いや必要時には指示等により所見は請負者に伝わっているものと考えることから、現状のままで対応してまいりたいと考えております。

地元の請負者に対しましても、請負契約金額の多寡にかかわらず、モチベーションの維持・高揚に寄与するために、担当課がアドバイス、指導等を行うことにより、これからも指導、育成、技術支援できるよう努めてまいりたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。 ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 続きまして、第2番目、「都市計画道路の見直しに ついて」のご質問にお答えします。

本町の長期未着手の都市計画道路におきまして、田原本学校前線、田原本阪手線、田原本小阪線、田原本駅前線の4路線があり、高度経済成長期における都市の拡大を前提に昭和39年12月に決定されたものであります。

平成22年7月に奈良県においての都市計画道路見直しの検討試行についてのガイドラインでは、都市計画道路の必要性を検討し廃止することもあるとなっています。

都市計画道路の計画決定から半世紀以上も経過し、社会経済情勢の変化や人口が減少傾向により、当時の見通しから大きく乖離が生じていることから、本町は、平成27年度より都市計画道路の必要性についての検討を開始いたしました。

長期未着手の都市計画道路の見直しの進捗の報告につきましては、平成27年度 から平成29年度におきまして、都市計画道路の見直し方針の策定及び見直し素案 を作成し、パブリックコメントを実施し、都市計画決定図書の原案の作成まで完了 いたしました。

また、長期未着手の都市計画道路の見直しの方針につきましては、田原本駅周辺 地区で奈良県と田原本町とのまちづくりに関する包括協定を平成29年5月29日 に締結しており、現在、まちづくり基本構想を策定しているところでございます。

基本構想の策定に当たり都市計画道路の変更が少なからず影響を受けますことから、都市計画道路の変更を再度精査しているところであり、変更の可能性も若干ございますが、都市計画道路決定後、53年余り当初計画のままであったことからも、現時点では田原本学校前線、田原本阪手線、田原本小阪線の全区間廃止、田原本駅前線の一部を廃止する方向で進めているところでございます。

これまで、都市計画道路の事業計画によりまして、田原本駅周辺地域において土 地利用等に制約がありましたが、都市計画道路の事業計画の見直しにより、住みよ いまちづくりを計画実施することが可能となります。

今後の予定といたしましては、まちづくり基本構想の策定の進捗により都市計画

道路の変更を告示する時期が変動する可能性もございますが、本町は平成31年度 末までに都市計画道路の変更の告示を目標に鋭意努力して進めていきたいと考えて おります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 6番、森井議員。
- ○6番(森井基容君) ご答弁ありがとうございました。

まず、手直しがないということでしたが、それはご答弁の中にあった施工期間中におけるご指導の結果であろうと思いますし、それはそれで結構だと思うんですが、ただ、私が提案させていただいた趣旨は、請負者の方に高い意識づけを持ってよりよいものをつくっていただくということが目的でございます。ただ、町としてはその部分には今までどおりでいきたいということでありました。

この質問をするに当たって要領等見せていただき教えていただく中で、多岐の項目にわたっておのおの加点、減点によって評定点をつけて、その合計点で総合的な評定点が出て、それを業者の方に通知されるという仕組みだというふうに伺いました。

工事の途中でそこをなおしてください、こういうふうにやってくださいという指摘はできるでしょうけれども、採点後の、減点になるケースというのは当然存在すると思うので、その減点の解消につながるような取り組みについてはどう考えておられるのか、結果として、その業者さんが指摘を受けながら仕事はしたけれども、採点上は減点されていると。こんな指摘はあったなと、それに対してよくやりましたねという言葉があるのかないのか、後はそれは個別の事案になると思いますけれども、仕組みとしては評定点を通知すれば完了していると思われますので、減点解消のための手だてではないように思うんです。日ごろの指摘だけでは。

完了した後に、減点対象になったものは何か、全部の項目を教えなさいという意味では全くありません。その業者が何を努力すれば一番よかったのかということぐらいは所見としてあったらいいのではないかと。もしくは、よかった、プラス、加点になった分、それは褒めて育てるじゃないですけれども、それも教えたほうがいいのではないかと思うんです。よいところを伸ばしながら悪いところを改善していただくと、そのような処置のための所見と。

だから、実際のやり方としてはいろいろあると思うんです。都合に合うようにやっていただければいいんですが、評定したことがフィードバックすることによってよい方向に進むというふうに考えているんです。

その点について、減点解消のための、工事請負完了後、その減点に関して町としてどう考えておられるのか、お答えいただけないかと思います。

実際にこういう質問するに至った理由として、指導に従ってやったにもかかわらず、思った点にならなかったというふうな、もっと伸びたかなと思っていたのに来た点数はそれだったみたいな感じの話を聞くことがあったものですから、余計に何をしたらその方々にいい仕事をしていただけるのかと。疑義申し立ての仕組みも当然あるんですけれども、やっぱり業者の方にしてみたら、事を荒立てているみたいな、そういう雰囲気もあってなかなか申し出がないんではないかと思うので、ぜひそういう所見の工夫をいただければなというふうに思うので、お考えをもう一度お願いいたします。

それから、都市計画道路の件ですが、平成31年度末までにやりますと、やれるということで計画に乗ったということで、半世紀を越えて過ぎたものですから、必ずやり遂げる、31年度末までにやり遂げる気概を持って取り組んでもらいたいと思います。

このことだけにかかわらず、いろんなことで本気になるのに53年かかったんですよね。エンジンかかるのに。だから、そういうふうな意味では、今後もいろんな計画、政策が立案され、ただ、絵に描いた餅になっている部分も今後も出てくる可能性があるんですよね。そういったときに、早くエンジンをかけてスピード感を持ってこういう対応をしていただければというふうに要望を申し上げて、この件に関しては答弁は結構であります。

さきの所見のことに関してだけ、部長、よろしくお願いいたします。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) ありがとうございます。

所見の指導、育成につきましては、先ほど申しましたように、日々監督員による 事業者との話し合い等により十分伝わっていると思っております。

また、最終の竣工検査時におきまして、検査員が減点部分につきましても十分話

し合いをしており、指導、育成はできているのかなという考えでおります。

ただ、所見といいますか他の自治体のほうでは、評定点が通常より優秀であった場合、模範としてホームページ等に掲載して、そういったことでやる気を起こすといったところもございますので、そういった手法のほうも考えながら、指導、育成を今後考えていきたいと考えております。

- ○議長(植田昌孝君) 6番、森井議員。
- ○6番(森井基容君) 褒めるという部分、積極的に考えていただけたらいいと思う んです。

ただ、減点のことに関してだけちょっと思うんです。そこで、言葉で指摘しても、結果としては75点とか80点とかという点数しか出てこないんですよね。ほんとうに引かれているんだろうか、加点してもらったんだろうかというのはわからないということがあるので、ぜひ、実現できるかどうかは別にして、検討を加えていただきたいと思うんですけれども、もうちょっと時間をかけて考えていただければと思うんですが、その点について、最後にちょっとお聞きして終わりたいと思います。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 先ほど申し上げましたように、どこが減点されているか ということをわかるように最終検査で説明する等、そのあたり検討させていただき たいと考えております。
- ○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、6番、森井議員の質問を打ち切ります。 続きまして、1番、梶木議員。

(1番 梶木裕文君 登壇)

- ○1番(梶木裕文君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。
 - 1、賑わいと活力あふれるまちづくりについて。

道の駅レスティ唐古・鍵、唐古・鍵遺跡史跡公園の今後の取り組みについて質問いたします。

平成21年度より本格的な工事の着手から9年、先日4月17日に国の史跡に指定されております唐古・鍵遺跡史跡公園の開園、3日後の4月20日には全国1,134番目、奈良県内では14番目の道の駅として誕生いたしました道の駅レステ

ィ唐古・鍵のオープンから約2カ月が経過しました。

オープン後には大型連休もあり、多くの方に道の駅、史跡公園を訪れていただき、 田原本町にも活気が出てきたなと感じております。

地元の皆様をはじめ、県内、近畿、全国各地からたくさんの方に足を運んでいただき、奈良県中南和地域の玄関口、活気あふれる田原本町の観光拠点になっていただきたく期待するところです。

ぜひ、これからもたくさんの方に来ていただくために、ほかにはない特色を打ち 出し、魅力ある道の駅、史跡公園になっていくことを期待しております。

このエリアからまちの活性化につなげ、まちを盛り上げていき、そして田原本町の重要な資源となっていくためには、観光に関するさまざまな分析を行い、現状と課題を把握することが重要です。そして、観光客による消費を地域産業へと波及させることが田原本の発展につながると考えます。そのためには、リピーターの確保と情報発信、情報収集が利用者拡大のテーマになると考えます。

以上のことを踏まえ、1つ目の質問をいたします。

これまでの期間中にどのようなアンケート調査を実施されたのか、そしてどのような意見が多くあり、その意見を参考に今後どのように取り組んでいかれるのか。

来訪者に町内にとどまっていただくために、どのような取り組みを考えているのか。

情報収集を行うための調査手法にアンケート調査は大切です。集計して結果を分析し、今後の施策を検討し、課題があれば早急に解決していかなければならないと思います。

オープンしてしばらくは観光客がたくさん来られると思います。たくさん来られている今だからこそ、来ていただいた方に満足していただいて、また次も行きたい、そう思ってもらえるよいイメージを持って帰っていただいてリピーターの確保を図り、よい口コミを増やしていかなければならないと考えております。

続きまして、住民とともに実現するまちづくりについて。

地域経済分析システムRESASの活用について質問いたします。

国全体として少子・高齢化、人口減少が進む中、経済産業省と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局は平成27年4月21日より地方創生のさまざまな取り

組みを情報面から支援するために、地域経済分析システムRESAS、いわゆるビッグデータを活用した地域経済の見える化システムを提供しています。自治体職員の方や地域の活性化に関心を持つさまざまな分野の方によって、効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに広く利用されています。

RESASは、官公庁のデータだけでなく、さまざまな民間企業が持つデータ、例えば帝国データバンクが有する全国の企業情報、ソフトバンク系データ企業が有するスマートフォンユーザーの位置情報等も含まれ、個別の企業間の実際の取引関係やきめ細かな人の移動の情報を知ることができます。

こうしたビッグデータに基づき、地域におけるヒト・モノ・カネの流れを地図やグラフ等で見える化し、誰もがその地域の現状や未来、強み・弱みを把握することにより、データに基づく客観的なまち・ひと・しごと創生総合戦略を立案し、施策の実施・検証に役立てていくとされているRESASの活用は、今後の地方の生き方を大きく変えるツールになると考えます。

RESASでは、観光客がどの地方から一番多く来て、どのくらい滞在して、幾らお金を使っているのか、逆に、田原本町の人はどのようなところに出かけているのか、人口流出があるとしたらどこの自治体に引っ越しているのかなどが全てデータ化されています。これらのデータをもとに、民間の方もデータを活用し積極的にまちづくりに参加でき、経験や勘や思い込みで反対されていたことが、実はデータでは逆だったということも十分に起こり得るわけです。

そして、常識や経験にとらわれることなく、持続可能なまちづくりを行政主導から民間活力の活用に転化していかなければならない時期に来ていると考えます。私は、まちづくりは行政と町民が一緒になって協力してつくり上げていくべきではないかと考えます。

そこで質問いたします。

行政運営全般においても同システムを積極的に活用すべきと考えるかどうか、お 示しください。

続きまして、旧清掃工場跡地活用について質問いたします。

前回、3月の定例会で質問いたしました中での答弁では、跡地活用については、 1カ月間ホームページで意見募集をし、その意見を参考にして、それから清掃工場 跡地検討委員会で検証していきたいとおっしゃっておられました。

そこで質問いたします。

意見募集をされた結果、何人の方の募集があり、その後、検討委員会ではどのような話し合いをされてこられましたか。

30年度中に基本計画を完成させ、31年度には実施設計に入っていくとお聞きしております。現時点での基本計画の進捗ぐあいをお聞かせください。

続きまして、安全で快適な暮らしを支えるまちづくりについて、戸別受信機の導 入について質問いたします。

本町は、地域防災体制の強化については、予期せぬ災害に対して地域の結びつきを強め、災害への備えが日常的になされているように、住民や関係機関と連携して地域防災体制を強化するとおっしゃっておられます。

5月18日の奈良新聞には、県が昨年10月の台風21号に伴う浸水被害を踏まえ、大和川の流域市町村と連携し、ため池や水田、雨水施設などの貯留施設を適地に整備する治水対策を新たに進める方針を打ち出しました。県と市町村による新規事業で、国の支援を受けながら5年後に大和川流域での浸水被害ゼロを目指す事業で、緊急内水対策、ためる対策を推進する事業です。

いつ河川が氾濫してもおかしくない時代が来ており、防災対策は少しでも早く取り組まなければならない事業の一つです。国や県の支援をいただき取り組んでいかなくてはなりません。

私は、その取り組み、治水対策を進めながら、並行して防災行政無線等の戸別受信機の導入を進めるべきと考えます。

有事の際に、特に必要としているご家庭へ、特に浸水の多い地区等に戸別受信機の整備が必要と考えます。防災行政無線が聞こえにくい地域、いざ避難しようにも少しおくれると避難が難しい地域をピックアップして、まずは早急に必要としている地域のご家庭に戸別受信機の導入を進めるのが必要だと考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

町が取り組んでいる防災対策、情報伝達とは別に、戸別受信機導入の必要性についての考えをお聞かせください。

2017年4月に実施された総務省の調査では、全国の1,741の市区町村を

対象に戸別受信機の整備状況のアンケートを実施した結果、回答自治体1,275のうち防災行政無線を整備している自治体は1,034の約81%で、そのうち戸別受信機を全戸配布しているのが265団体、一部配布しているのが570団体で全戸・一部配布を合わせると約81%の自治体で整備されていることになります。

近年の豪雨では、従来の屋外スピーカーの音声が想定範囲に届かなかったり、高齢者世帯等では聞きづらいなどのご意見が少なくなく、戸別受信機の導入の必要性が重要だと考えます。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 1番、梶木議員の第1番目、「賑わいと活力あふれるまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

道の駅レスティ唐古・鍵、唐古・鍵遺跡史跡公園の今後の取り組みについて、議員お述べの、これまでの期間中にどのようなアンケート調査を実施されたのか、そしてどのような意見が多くあり、その意見を参考に今後どのように取り組んでいかれるのかにつきましては、道の駅レスティ唐古・鍵、唐古・鍵遺跡史跡公園はオープン以来約2カ月が経過し、5月末で道の駅には約6万3,000人の方が、史跡公園には約2万2,000人の方々に訪れていただき、県中南和地域の玄関口として活気あふれる観光拠点となっていくものと考えております。

道の駅及び史跡公園では、お客様の声を参考に観光等の情報発信施設として効果的かつ継続的に運営するため、道の駅及び史跡公園を一体とした活用、また課題等の改善に向け、道の駅及び史跡公園の指定管理者並びに田原本町の3者で合同会議を開催しています。実際業務に携わる従業員等が来訪者の要望・意見等を記録し、その内容を3者会議の中で協議しているところです。

協議の中での課題事項等を分析し、業務の改善、また季節に応じたイベント等を 提案し、来訪者の増加に取り組んでまいります。

次に、来訪者に町内にとどまっていただくために、どのような取り組みを考えているのかにつきましては、道の駅及び史跡公園の指定管理者を含め、企業等の民間活力を活用しながら、現在、実施しているやどかり市、十六市等のイベントの活用

や、周辺の観光拠点のスタンプラリー、道の駅でのイベント及び史跡公園での体験 教室や弥生のムラまつりin唐古・鍵などとあわせ、夏休みにはご家族で一日中楽 しめる両施設の共同事業の実施も考えております。また、先日オープンしました唐 古・鍵考古学ミュージアムとも連携しながら、ホームページやSNS等で情報を発 信し集客に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3番目、「旧清掃工場跡地活用について」のご質問にお答えいたします。 平成29年6月から田原本町清掃工場跡地の活用方策に関し総合的に検討するため、田原本町清掃工場跡地利用検討委員会を設置し、委員会でご意見をいただき検討された結果をホームページで紹介するとともに、平成30年3月6日から4月6日までの期間に、町民の皆様に親しんでいただける施設にするため、防災機能を備えた公園施設について意見募集を行いました。

意見募集の結果、田原本町在住の男性1名の方よりご意見をお寄せいただきましたが、このご意見につきましては、直接跡地利用に係る意見ではございませんでした。

今後の清掃工場跡地利用検討委員会は、今月下旬に開催を予定しており、防災機能を持たせた、スポーツなど多目的に利用できる防災公園として検討するべき多くのご意見を、例えば、防災機能では備蓄倉庫や避難拠点といった機能である施設規模の設定、スポーツ機能では2020年の東京オリンピックの正式種目に選ばれているボルタリングをはじめフットサルやローンボウルズ等の施設設備の整備などを取りまとめ、最終検討段階に入っていただこうと考えています。

次に、基本計画の進捗状況でございますが、議員お述べのとおり、平成30年度 に防災機能を備えた公園整備について、基本計画を策定する予定であり、現在、委 託業者の選定に向け取り組んでいるところでございます。

先ほどもご説明させていただきましたように、次回の清掃工場跡地利用検討委員会でのご意見も踏まえ、限られた敷地を有効かつ最大限に活用できますよう、基本計画に盛り込んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 町長公室長。

(町長公室長 植田知孝君 登壇)

○町長公室長(植田知孝君) 続きまして、第2番目、「住民とともに実現するまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、RESASにつきましては、産業・人口・観光・農業など、さまざまな官民ビッグデータをわかりやすく見える化し、地方自治体による地方創生をはじめとするさまざまな取り組みを情報・データ面から支援するため、平成27年4月より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部及び経済産業省が提供しているシステムで、産業、観光、人口、自治体比較の4つのマップで構成されているものでございます。

国におきましては、官民データ活用推進基本法が制定され、RESASをはじめとした官民データの利活用が推進されているところで、既に他の自治体で利活用されているところがあり、県内では奈良市や生駒市等、オープンデータに取り組んでいる自治体もあるなど、統計情報の整理、利活用を推進されているところも出てきているところでございます。

本町におきましては、現在のところ、国や県が実施するRESASの操作や活用に関する研修に一部職員が参加しているものの、業務や計画等の立案に活用し切れていないというのが現状でございます。とりわけ、人口減少時代に立ち向かうまち・ひと・しごと創生事業においては、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、まちに活力を取り戻す取り組みが求められており、本町の現状と課題を整理し、地域課題の解決策を検討する上で、RESASは基本目標やKPIなどの設定に非常に便利なツールであると考えております。

また、本町では、客観的なデータにより、本町の実情や将来性を踏まえながら、目指すべき成果が具体的に想定され、検証を行うことができるよう、統計データを重視した施策の展開が求められていることから、今年度で、本町をより皆様に知っていただくために、本町の特徴を明確に示す統計データをわかりやすく解説した資料の作成を予定しております。それは、奈良県が発行する「奈良県のすがた」の田原本町版と言えるもので、「奈良県のすがた」とは、奈良県の人口、観光・文化、経済・産業、健康・医療・福祉、教育など広範な分野にわたる主要な統計について、グラフを用いて詳しく解説したものでございます。この「田原本町のすがた」と言える資料の作成におきましても、RESASの活用は不可欠であると考えておりま

す。

本町では、道の駅や史跡公園がオープンし、今後、田原本町への誘客のための取り組みを推進していくことが大きな課題となっております。例えば、RESASの人口流動データを利用した本町への新しい人の流れをつくるための観光プロモーションの検討により、本町の観光戦略に大きな効果が期待できるなど、RESASデータを利用した施策の実行及び検証は、これからの本町にとりまして大きなメリットを生み出してくれるものと期待できるところでございます。

議員ご指摘のように、RESASの活用は、これまでの経験や勘や思い込みに基づく政策決定ではなく、データに基づく客観的・中立的な政策意思決定を織り込むことで、エビデンス(実証)を根拠とした政策運営が可能となるものとのお考えは、町といたしましても同じ認識をいたしているところでございます。

今後におきましては、統計を重視した行政運営に対する意識の向上を図る中で、 RESASを積極的に本町の行政にも活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 続きまして、第4番目、「安全で快適な暮らしを支える まちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

現在、本町ではデジタルMCA同報通信システムによります防災無線を使用しております。これは平成24年度から運用を開始し、気象警報発令時の周知や、避難情報、開設避難所情報などを届ける重要な役割を果たしています。

しかしながら、同システムの屋外スピーカーは、大雨等の天候条件や建物の構造 等に左右され、屋内にいる人が聞こえにくい場合があります。

この解決手段として戸別受信機が有効な手段であるとの議員のご指摘でございますが、戸別受信機の導入につきましては、技術革新がなされ、従来に比して受信機 1 台当たりの価格は下がってきているものの、まだまだ高価であること、また、既 に導入している無線機との連接に係る技術や調達、更新やメンテナンスなどの課題 も多く、導入に当たっての検討や研究が必要であると考えています。

また、気象条件により防災無線屋外スピーカーが聞きこえにくい場合を想定し、 防災行政無線のフリーダイヤルの増設や田原本町安心安全メールの導入など伝達手 段を工夫しているところであり、新たな伝達手段の利用に関する周知も重要である と考えております。

そのため、事前登録が必要な田原本町安心安全メールの利用について、町の広報紙やホームページによる周知だけでなく、防災出前講座やイベントなどでの啓発により、より多くの住民の皆様に利用していただくことが重要であると考えております。

また、高齢者等の避難につきましては、自治会など地域の皆様の協力を得て、情報の伝達や避難等の手助けをしていただくことも必要であると考え、避難行動要支援者情報の活用等について検討してまいりたいと考えております。

今後とも自助・共助の観点から、地域のマンパワーをおかりし、地域と町が協力 しながらさまざまな角度から減災につなげていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 1番、梶木議員。
- ○1番(梶木裕文君) 幾つか質問いたします。

まず、道の駅、史跡公園の今後の具体的な検討に当たっては、これからも指定管理者と一緒にさまざまな取り組みを考案していただきたいと思います。

道の駅竣工式では、荒井知事がご挨拶の中で、道の駅、史跡公園に来ていただいた方をどのようにして田原本町にとどまっていただくのかがこれからの課題だとおっしゃっておられました。

道の駅、史跡公園を田原本町の観光の拠点として、ここから町内全体に観光客誘致を図っていき、町全体を活気づけていただきたいと思います。

1回目の質問でも述べさせていただきましたが、利用者拡大には情報の支援、情報の収集がとても大切だと考えます。

まず、近隣のどこにどのような方がたくさん訪れていて、その皆様をどのように 呼び込むか、どのようにPRしていくのか、ここ道の駅、史跡公園にはどの年代の 方が来られているのか、そしてどこから来られているのか、田原本町内のどこの場 所に人がたくさん集まっているのか等を調べていくと、今まではこの場所にはこの 年代の方がたくさん来ていただいていたと思っていたのが、また違っていたり、この時期にはどこどこの地域の方がよく来られていたりと、例えば近隣で滞在者数が多い場所を探し、そこをうまく誘導するためのパンフレットなどをつくれないかとか、さまざまな情報収集をすることで人を呼び込んでこられると考えます。

まず、私が考えますのは、史跡公園の東側数百メートル先に奈良県フットボールセンター、サッカー場があります。この施設には、選手で月平均5,000人、1年間で約6万人、そしてそこに応援に来られるご家族やご友人を入れますと年間約9万人の方がここに来られているとお聞きいたしました。大変人気のあるサッカーですが、担当者によりますと今は少子化の影響もあり、少しずつではありますがサッカー少年の数も減っているとのことですが、それでもいろいろあの手この手で選手を増やすことを考えて取り組んでおられるフットボールセンターです。子どもの数が少しずつ減ってはいますが、そのかわり40歳代前後のシニア世代がふえていて、平日、休日、昼夜と年間通して利用者がたくさん来られているとおっしゃっておられました。

また、間もなくもう一面コートも増え、さらに6月には世界の強豪、FCバルセロナサッカースクールが開校し、サッカー教室が開かれ、さらなる利用者の増加が見込まれ、今後もいろいろなイベントを考えていき、サッカー人口の裾野を広げていきたいとおっしゃっておられました。

そして、このグラウンドは人工芝のため、サッカーだけじゃなくほかの競技スポーツや障害スポーツ等にも利用活用できるすぐれた施設になっています。

そういった施設でありますので、サッカー利用者だけでなく他競技の方やご高齢者の方、土日はもちろん、平日にも高い集客力を誇る施設となっています。特に土日になると試合があり、選手はもちろんですが子どもの試合を見にくる親御さんに、お孫さんのプレーを楽しみに見にくるおじいちゃん、おばあちゃんがたくさん来られています。そのために、近隣にある幾つかのコンビニでは多くの方がお弁当を買いに来られるので、土日はお弁当がすぐに売り切れてしまうので数を増やしたともおっしゃっておられました。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

私の考えとしましては、今後のさまざまな取り組みとあわせてこの人の集まる人

気のあるサッカー場に来ていただいている年間9万人もの方々を対象にした史跡公園、道の駅、町内全体に足を運んでいただく取り組みを検討していくべきと考えますが、町としての考えの中では私の思うようなところは入っているのか、お聞かせください。

次に、地域経済分析システムRESASについては、本町も活用すべく、所要の手続を行っていると答弁をいただきました。ぜひ、積極的な活用をお願いしたいと思います。

本町の若い職員の皆様に使える環境を用意していただいて、全庁挙げてこのビッグデータを活用していただき、職員のスキルアップにもつなげていただきたいと思います。

これまでの地域の情報源は、主に行政側から提供されてきました。これからは、 町民の方がこのビッグデータを利用し、フェアな情報を直接収集できるため、みず から計画、立案し、実行することが簡単になります。しかも、町民の方がそれぞれ の立場で田原本町の未来を語り合えるような場の提供ができれば、町民協働のまち づくりにも発展していく可能性が開けると思います。

行政の仕事は昔とは違い、行政改革が進められて、また業務が多様化し、より専 門的な知識も必要となってきております。

今回、このように国から詳細なデータが提供されているので、町民の方にこのビッグデータの存在を知っていただく中で、協働の視点から町民の方にも積極的に参加していただく仕組みを考えるべきではないかと思います。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進室は、経済産業省の協力を得てRESASを活用している地方公共団体に産業、観光、人口等の分野の有識者を派遣し、RESASを用いた分析へのアドバイスを行うとともに、RESASを活用した政策立案等に関して地方公共団体職員等と議論を行うワークショップも開催しております。本町としても、ぜひ積極的に応募していただいて、先駆的なRESASの活用を期待しております。

これについての答弁は結構です。

続きまして、旧清掃工場跡地活用についてですが、先ほど答弁いただきました中で、1カ月間の募集期間で1名だけ募集が来たと。その間、検討委員会は検討して

いないということでよろしいですか。

前回の定例会での答弁では、町民の皆様に意見を求めて、その意見を参考にして 検討委員会で検討していきたい、その周知方法としてはホームページに掲載して幅 広く住民に周知していきたいとおっしゃっておられました。

そこで質問いたします。

1カ月ホームページで意見募集をしたから、今後はもうしないで検討委員会のみで基本計画を完成させていくおつもりか、それとも、今回とは別の周知方法で意見募集をしていかれる予定はおありか、意見募集の結果を踏まえ、今後、どのような募集をされていくのか、お聞かせ願えますか。

そして、戸別受信機の導入についてですが、災害から国民の命、財産を守るためにも、防災情報の迅速かつ確実な伝達は急務であり、特に高齢者や障害者の方々等の災害弱者の方々への情報伝達手段として、防災行政無線の戸別受信機は防災情報の重要な伝達手段の一つであります。

戸別受信機の整備や年間の維持管理費用の負担が大きく財政的な問題があると思いますが、調達、整備、維持管理方法の工夫により費用の抑制に努められると思いますので、ぜひ全戸整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) まず、1点目でございますけれども、唐古・鍵遺跡 史跡公園、それからレスティ唐古・鍵にフットボールセンターの来場者を引き込め ないかというお話だったと思いますけれども、奈良県フットボールセンターにつき ましては、議員お述べのように年間9万人ぐらいの来場者があると聞いております。 なおかつ、奈良県フットボールセンターでは、新たなグラウンドの増設、それから 駐車場の拡大が行われておりまして、ますます集客数が見込めるということでございます。

今後、道の駅、史跡公園のパンフレットなど情報提供ができるもの、さまざまなアイテムを使いまして、また動線を確保するということで、道の駅、それから史跡公園の看板等の設置につきましても、今後、検討してまいりたいと考えているところです。

次に、清掃工場跡地の件でございますけれども、議員お述べのように3月6日から1カ月間、パブリックコメントで意見を募集しましたところ1件ということでございまして、これにつきましては、その前から委員会の議事要旨等をホームページに掲載して周知を図ってきたところでございます。

今後、どうするかということでございますけれども、今月末に委員会を開催させていただきまして、その委員会終了後、基本計画に取りかかるわけでございますけれども、素案ができ上がりましたら、また委員会でその内容についてご検討いただく、住民の皆様には、先ほども申しましたように、第1回、第2回の議事要旨を掲載して、その後にパブリックコメントを求めたということですので、ご意見の募集はもうしないということで考えております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 戸別無線につきましては、議員お述べのように必要な箇所に設置する、また全戸設置するとなりますと非常に膨大な費用が必要となります。また、長い年月をかけて全世帯へ無線を設置するとなりますと、古くなってきたものを更新する等、入れかえが必要となってくることも考えられることから、設置するとなれば計画的に設置する必要があると認識しております。

これらのことから、今後、導入に関しましては、24年度設置しましたMCA同報無線がございますので、その辺と連携できるかもあわせまして、さらに調査研究する必要があると考えております。

- ○議長(植田昌孝君) 1番、梶木議員。
- ○1番(梶木裕文君) まず、道の駅、史跡公園についてですが、近年、ほかの人と 自転車をシェアして必要なタイミングで自転車を利用するというシェアサイクルが 急速に普及しています。

簡単に説明させていただきますと、自転車シェアリングの特徴として、一定区域 内にある複数のステーションのどこからでも乗ることができ、借り場所ではなく最 寄りのステーションに返すことが可能で、利用者の回遊性を高めることができます。 ウエブや携帯で事前登録するだけでいつでも利用できる利便さもあり、観光だけで なく通勤やちょっとした買い物やお出かけにも利用できる使い勝手のよいシステム です。GPSで管理された自転車の使用料金はオンラインで決済することができ、 日本では環境にやさしい移動手段として自転車シェアリングの導入が地方自治体ご とに始まっています。

導入の目的としては、交通機関が十分でないエリアでは公共交通機関の補完として期待されており、ほかにも観光戦略や地方活性化を意図した自治体も増えています。ことしの3月には奈良市で、5月には関西2例目となる大阪市でも自転車シェアリングが始まりました。大手企業もこの事業に力を入れており、最近ではNTTドコモも市場に参入してきています。

自転車シェアリングは、利用者、提供者の双方にとってメリットを共有できるシェアリングエコノミーサービスと言えます。公共交通機関よりも安い金額から同程度の料金体系で、ちょっとした買い物や通勤通学手段、健康づくりに利用できます。

一方、提供者は収益が上げられるだけでなく、ステーションには人を配置する必要もなく人件費がかかりません。また、利用者が事前に登録や決済をするので、窓口を設置して申し込みの手続や支払いなどのランニングコストがかかりません。

タクシーでお金をかけるほどの移動ではない、レンタカーを借りるほどの距離で もない、そういった交通事情を解決してくれる自転車シェアリングを導入すること で、観光客がいつでもどこでも気軽に移動することができます。

日本国内で公共団体、民間事業者、行政などが70都市以上で自転車シェアリングを運営しています。収益は自転車の利用代のほか、広告料があり、観光促進、地方活性化に一役買っています。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

私は、道の駅、史跡公園への誘客、田原本町に来られる観光客の移動、回遊性向上、また、地域住民の日常の交通手段として活用できる自転車シェアリング事業は地域に根差した移動手段、地域観光の活性化になり得ると考えますが、本町としての見解をお聞かせください。

そして、旧清掃工場跡地についてですが、もう今後募集はしないとお聞きいたしましたが、それで住民と一緒につくるまちづくりになるんでしょうか。

何のためにこの意見募集をして、1人しか来ない状態で、さらに募集をしないで 次に向かって進んでいくと言えるのかが、ちょっと僕にはわからないんですけれど も、その点について、もともとホームページを見た方だけへの意見募集になっていたと思うんですけれども、ホームページを見た方も、どこで跡地活用について意見募集していますよというのがトップページにも出てきていないし、そのバナーもないと。それでは意見募集、周知しているということにはならないと考えます。

以上を踏まえて、それについてもう一度ご説明お願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) ご質問ありがとうございます。

まず、観光事業における連携でございますが、先ほど、議員述べられたように、 奈良県フットボールセンターに年間9万人来ております。この6月9日に2面目の 竣工式を迎えまして、6月17日に町民ホールでバルセロナの入校式が行われると いうことで、数多くの方が来られるというふうにお聞きしております。

奈良県フットボールセンターとも道の駅、史跡公園が連携をいたしまして、もちろんチラシの配布もしております。そして、フットボールセンターに大型バスが入れないということでございますので、道の駅に大型バスを置きながら、必ずフットボールセンターに行っていただいた方には道の駅で買い物していただくなりお土産を買っていただけるような仕組みを今つくる方向で動いております。

また、フットボールセンターに道の駅の割引券を置いていただく等、せっかく来 ていただくので、しっかりとそれを受けとめられるようにはしていきたいと考えて おります。

また、田原本町は、今まで観光という形でデータ、オープンデータにもあるんですが、どこに何人ぐらい誰が来ているかという数字をはっきりと収集をしていませんでした。特に、観光客に関しましてはできていなかったという状況でございます。それをしっかりと収集することで、どこから誰が何を目的に来られているのか、そしてそれをどうつないでいくかということを、今年度、考えてまいりたいと考えております。

特に、健民グラウンドでも、土日はかなりの人が来られて駐車場が足りないという声も聞いております。そこに、例えば朝市なり青空市をして農産物を売るという方法もあります。今、サッカー協会から、せっかく来ていただいているんですから、その中で田原本町の特産物を売ってくれないかという話も来ておりますので、しっ

かりと受けとめていきたいと考えております。

また、シェアサイクルでございますが、シェアサイクルの可能性は私も認識しております。奈良市の入れられたMobikeに関しましても、今、資料を取り寄せております。平城宮跡では、NTTドコモさんがやられているということで、その資料も取り寄せ、ただ、奈良市の規模でもようやく来たというふうにお聞きしておりますので、1町ではなかなか観光を一日で回るだけのコンテンツがないという話も聞いておりますので、ここはしっかり連携をとりながら、橿原、高取、明日香、そして磯城郡、天理、桜井を巻き込みながら、このシェアサイクル事業は何とか進めていきたいなと思っている事業でございますので、こちらも前向きに進めてまいりたいと思います。

また、清掃工場の跡地の意見募集でございますが、ホームページだけではなかなか来なくて1件ということでございました。しっかりとそこは募集をするインフラといいますか、整備もしないといけないんですが、タウンミーティング等、また自治会回りもさせていただきますので、その中で意見を募集するなり、例えば若い世代の方が集まられるところに行きまして、清掃工場の跡地で防災公園をどうしたらいいんだろうということで意見聴取をするというのも一つ手でございますので、決して意見が来たから断るということではなく、前向きに意見を受け入れる体制は整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、1番、梶木議員の質問を打ち切ります。 暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時33分 再開

○副議長(竹邑利文君) 再開いたします。

8番、古立議員。

(8番 古立憲昭君 登壇)

○8番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていた だきます。 まず最初に、本町の中小企業対策についてお聞きいたします。

ご承知のように中小企業の業況は回復傾向ではありますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向け足かせとなっております。

今後、少子・高齢化や人手不足、働き方改革への対応などの厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の 労働生産性の飛躍的な向上を図る必要があります。

国では、今の通常国会で生産性向上特別措置法案を提出し、5月16日に参議院本会議で成立し、6月初旬に施行というスケジュールで、今後3年間で中小企業の設備投資を促し生産性向上を図ることを目指しております。

具体的には、1番目の条件として、市町村が市町村内の中小企業が3%以上の労働生産性の向上を見込める新規の設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということを盛り込む導入促進基本計画をつくり、その計画への経済産業大臣の同意を得ることとなっております。2番目の条件として、その市町村にある中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画をつくり、市町村の認定を受けること。3番目の条件として、固定資産税の特例の率を市町村が定めることとなっております。この3つの条件を満たした場合には、ものづくり・サービス補助金及び持続化補助金、サポイン補助金、IT導入補助金という4つの補助金が優先的に受けられる制度となっております。

そこでお伺いをいたします。

本町でもこの制度を活用して町内の中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを支援すべきと思いますが、本町の見解をお聞かせください。

次に、4つの補助金について、既に締め切りが終わっておりますが、本町においては中小企業から申請があったのか、お伺いいたします。

また、今後、生産性向上特別措置法案の成立を受けて、ものづくり・サービス補助金とIT導入補助金については追加の申請受付があると思いますので、積極的に制度の活用を図るべきと考えますが、本町の見解をお聞かせください。

次に、透析リスク患者の対応についてお聞きいたします。

透析リスク患者というのは、まだ透析に至っていない一歩手前の、そういったリ

スクがある人のことを透析リスク患者と言います。

ご承知のように高額な医療費がかかる人工透析を減らそうと、予備軍である糖尿病の患者を早目に見つけ、予防する取り組みが全国の市町村で始まっております。 国では、人工透析の患者は30万人を超え年間1.6兆円という莫大な医療費が費やされております。国保を運営する市町村にとって、糖尿病性腎症から透析に至る患者を減らす取り組みは最重要課題の一つであります。しかし、慢性腎臓病になると腎臓移植か透析、この2つのうち1つしか治療はありません。

患者さんの苦悩をやわらげ、長生きするために、この透析は必要であり、また増加傾向であります。しかも日本の透析医療レベルは世界一と言われております。

このような透析治療は、一般的には週3回行われ、月間にかかる医療費は約40万円、年間400万から500万円程度必要と言われております。高額な医療費ですが、患者の経済的な負担が軽減されるよう公的助成制度が確立されております。

奈良県において、透析患者数は28年度では3,214人で、医療費1人年間500万円とすると約161億円、そして、本町の人工透析に係る医療費は26年度で232件、1億600万円、27年度で252件、2億2,700万円かかっております。本町の総医療費から比較すると、透析医療は、大変大きな費用を占めております。今後も件数及び医療費は増加すると思われます。

述べましたように、透析にならない、つまり一歩手前の透析リスク患者をどのように探しリスクを減らすか、国保を運営する市町村の重要課題であります。

そこで、本町は、田原本町国民健康保険保健事業実施計画というのがございまして、いわゆるデータヘルス計画と言われておりますが、においてはこのように述べられています。

慢性腎臓病(CKD)予防対策事業、重症化への取り組みとして、1つは、短期目標、29年度の目標として、特定健診の受診率を向上させ、腎機能検査の実施率を向上します。2つ目、特定健診とレセプトデータより、受療勧奨や訪問による保健指導を実施し、透析患者数の減少を目指します。これが短期目標でございます。

そして、その具体的な方法として、糖尿病、慢性腎臓病に関するハイリスクの方に対して、前年度特定健診結果とレセプトデータより対象者を抽出します。そして、対象者へ必要に応じてかかりつけ医や腎臓専門医への受療勧奨と訪問による保健指

導を行いますという2つに取り組まれておられます。

そこでお伺いいたします。

このように透析にならないようにデータヘルス計画で述べられている短期目標と 具体的実施方法について、どのように実施されたのか、またその結果をお答えくだ さい。

そして、このレセプトデータ活用を、どのように考えておられるのか、お答えを お願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○副議長(竹邑利文君) 産業建設部長。

(産業建設部長 三浦 明君 登壇)

○産業建設部長(三浦 明君) 8番、古立議員の第1番目、「中小企業対策について」のご質問にお答えいたします。

生産性向上特別措置法に対する本町の動向と見解につきましては、本法は中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性があることから中小企業庁が進めているところです。

本町といたしまして、中小企業及び小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることは大変重要であると認識しております。

そのため、生産性向上特別措置法の関連の税制支援の条例案を今定例会で提案させていただいているところでございます。

この固定資産税特別措置の適用条件として、市町村が策定する導入促進基本計画 を経済産業大臣に協議・同意を経た後、申請事業者が策定する先端設備導入計画を 市町村が認定する必要があります。本町が策定する導入促進基本計画につきまして は、6月中をめどに国に協議し、同意を得られるように進めているところです。

国の追加措置への本町の対応につきましては、事業者が中小企業団体連合会、日本商工会議所、経済産業省等、それぞれの提出先に申請するもので、補助金の申請時に町を経由しておりませんので申請者の数は把握できておりませんが、追加申請の受付があれば、積極的な制度の活用に向け商工会等に周知してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(竹邑利文君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 竹島基量君 登壇)

○住民福祉部長(竹島基量君) 続きまして、第2番目、「透析リスク患者について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、慢性腎臓病は予防対策の重要性が指摘されており、本町では平成25年度から慢性腎臓病(CKD)重症化予防対策事業に取り組んでまいりました。

この事業は、かかりつけ医、腎臓専門医、保健師及び町担当職員による地域医療 連携システム構築を目指したもので、共同研究をしてきた中和保健所が去る6月1 日に開催された近畿公衆衛生学会で本町の事例を発表されたところでございます。

この事業では、特定健康診査を受診された後期高齢者医療及び国民健康保険加入者の健診結果、レセプトデータからCKDの疑いがある対象者を抽出して、本人及びかかりつけ医の同意を得られた人に対してかかりつけ医が疾病を継続管理し、腎臓専門医が病態に応じた薬剤の調整や生活療養指導を行い、保健師が訪問、電話等による保健指導と、必要に応じて翌年度以降にフォローのための指導を実施しており、この3者と町は連携手帳で相互に情報を共有しています。

また、事業の企画評価や進捗管理における相談、専門医や医師会等の関係機関との連携、委託訪問する保健師の人員確保などを中和保健所に支援いただいております。

お尋ねのデータへルス計画における実施方法については、ただいま申し上げたとおりでございますが、平成29年度事業の結果はまだまとまっておりませんので、平成28年度事業について申し上げますと、国保・後期を合わせて1,723人の特定健診受診者のうち対象者が23名で、事業参加者として9名が同意をされ、26年度から引き続きフォローしている人が12名ありますので合計21名でございました。

次に、レセプトデータの活用につきましては、事業の継続実施、とりわけフォロー指導していくためにはレセプトデータは必要不可欠であり、今後は経年的なフォロー体制の確立及び推進体制の充実強化が課題となりますので、レセプトデータを活用して課題解決に努めてまいります。

また、CKD重症化予防対策事業の対象者を、現行の特定健診の受診者だけではなく、40歳から74歳までの特定健診の対象者全てのレセプトデータに拡充することについては、非常に膨大な量となることなどから今後の検討課題としたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(竹邑利文君) 8番、古立議員。
- ○8番(古立憲昭君) ご答弁ありがとうございます。

中小企業の関係で少しお聞きしたいんですけれども、本町が策定する導入促進基本計画を6月中旬をめどに国と協議するとご答弁されておられるんですけれども、この補助金はもう1次は締め切られているんですね、現状。例えば、ものづくり・サービス補助金は4月27日、持続化補助金は5月18日、それからIT導入補助金は6月4日、もう一つのサポイン補助金は5月22日と、もう締め切られてしまっているんです。

今ごろこんな導入促進計画をつくってもどういう対応をするのですか、そこをお 聞かせ願いたいんです。

追加がもしあれば、補助を活用していけるということなんですけれども、もう既に1次の分は締め切られてしまっているので、なぜ対応されなかった、できなかったのかということを、お答え願います。

それと、透析関係なんですけれども、なぜ私がこれを取り上げたかというと、透析患者の医療費が非常に高い、1人当たり年間、500万以上かかってくるわけです。

かかってしまった方に対しては、何とか治療していただいてちょっとでもよくしていただきたいと思うんですけれども、その一歩手前の方に、やはり真剣にやってあげないと毎年どんどん増えてくるんです。そうすると、国保の医療費が大変な状況になってくると思うんです。

それで、1つ例がありまして、四国の八幡浜市、ここが人口3万5,000人の市らしいんですけれども、特定健診や糖尿病患者の状態をデータベース化して症状の進行度を把握して対策に生かしておられるらしいんです。そして、ここでは腎機能の目安となる数値について、3回以上の検査をもとに専用ソフトで低下率を計算

し、その患者が透析が必要となる時期を予測するんです。そして、それが5年以内である患者を対象として絞り込み、その方を中心に、指導をされるんです。そうすると、リスクがあって保健指導を受けた方が22人おられまして、そのうち16人が透析になるだろうという予測が、4人に抑えられたということで、その医療費が単純計算で1億円以上かかるだろうと思われていたのに減らすことができたということが述べられているんです。

そういった意味において、国保の医療費、今度は県の統一化になってくると思うんですけれども、抑えていかなきゃならない、そういう意味でこの透析データ、特にレセプトデータを活用していただきたいということで質問させていただいたんですけれども、今、21人が田原本町では対象者になっておられるということをお聞きしたんですけれども、この人たちに対してどういう対応をされておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

以上です。

- ○副議長(竹邑利文君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) まず、導入促進基本計画でございますけれども、これにつきましては、今の生産性特別措置法の関連でございまして、これを国に協議しまして、同意を得、そして先端設備導入計画を事業者さんから申請をいただき、認定をすると固定資産税の免除があるということでございますので、その目的のために導入促進基本計画を策定し、国へ協議し同意を得る計画となっております。
- ○副議長(竹邑利文君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) 先ほど申し上げましたとおり、特定健康診査の結果から、28年度については28名が該当の数値に至っておられましたので、その方々のご意向を調査し、そのうち9名が事業参加者として同意をいただいたものであります。

それと、26年度から引き続きフォローしている方が12名ありまして、28年度については21名でございまして、この方々に対してかかりつけ医は疾病管理をするわけで、腎臓の専門医が専門的な治療を行います。さらに、保健師は必要に応じて電話等による指導、訪問も行いますが、そういう指導を行って、その方の病状を翌年度以降も管理しておるわけでございます。

以上でございます。

- ○副議長(竹邑利文君) 古立議員。
- ○8番(古立憲昭君) ありがとうございます。

今おっしゃった中小企業の件ですけれども、導入促進基本計画をつくったとして も該当するのはものづくり・サービス補助金とIT導入補助金だけですよね。2つ に追加にあった場合は、その機能が生きてくるわけでしょう。そういうことですよ ね。

ですから、もう締め切った分に関しては田原本町はどうだったのかということを聞きたいんです。

それと、こういった部分の広報はどのようにやっておられますか。お知らせ。こういう補助が国から出ますよと。事細かく国から出ています。これについて幾ら、これについて幾ら、それから、該当企業は資本金は幾ら以上とか出ていますので、そういうお知らせを町としてはどのようにやっておられるのか、お聞きしたいんです。よろしくお願いいたします。

あと、透析のほうなんですけれども、今、21名やっておられるんですけれども、 町としてしっかりと追跡調査をしていただきたい。お医者さんにお任せするんじゃ なくて、追跡調査していただきたいと思うんですけれども、可能かどうかお聞かせ 願えますか。

- ○副議長(竹邑利文君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) 導入促進基本計画、6月中旬に国のほうに出すということで、それ以前の事業者に対する補助金はどう考えているのかということだと思うんですけれども、まず、国のほうの導入促進基本計画に対する指針というものが先に示されて、それをもとに導入促進基本計画を町が策定するわけでございます。その指針というものが先日示されたものでございまして、それを受けまして導入促進基本計画を策定するということになっております。それで、その後、追加募集がある分に関しましては優先的に採択されるというところでございます。

それと、そういった補助金の周知でございますけれども、これは当然、事業者さんは商工会等加入者でございますので、商工会と連携しながらPRをしているところでございます。

以上でございます。

- ○副議長(竹邑利文君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) CKD事業の入り口は特定健康診査でございます。

この受診率が、平成27年度は27.4%だったものが、28年度は30.6%、29年度は33.2%と徐々にではございますが増加しております。

それに伴いまして、この事業の参加者も、26年度が9名であった方が、27年度には14名、28年度には21名となっております。

それに伴いまして、事業後の人工透析の患者数でございますが、26年が18名、27年が21名、28年、29年も21名と増加しておりません。事業の効果があらわれてきていると考えております。継続して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長(竹邑利文君) 以上をもちまして、8番、古立議員の質問を打ち切ります。 続きまして、13番、松本議員。

(13番 松本美也子君 登壇)

- ○13番(松本美也子君) 議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。
 - 1、通学路の安全対策強化についてお尋ねをいたします。

初めに、新潟市西区の痛ましい、悲しい事件につきまして、亡くなられた女子児 童に対しまして心から哀悼の意を表します。

この事件を受けて、政府は5月18日、子どもの登下校時の安全確保に向けた対策強化を検討するため、関係閣僚会議を首相官邸で開催、会議で菅官房長官は事件について、大変に痛ましく怒りを禁じえないと述べられ、通学路の安全点検の徹底や不審者情報への迅速な対応を指示され、防犯教育の充実やスクールバスの活用など、学校や自治体への支援強化も要請したと伺っております。今後は、局長級の会議を開催し、これまでの取り組みの検証などを行い、1カ月程度で再発防止策をまとめる方針も示されたようです。

通学路の安全対策については、本町においても全国各市町村と同様に集団登下校 や地域の方々の協力で見守りの支援の取り組みや通学路の安全点検、警察と協力の 青色回転灯を装備した車によるパトロールでの見守り、子どもが駆け込める子ども 110番の家等と、さまざまな対策が講じられてきました。子どもたちがみずから の身を守るための指導や学習も実施していただいていますが、登下校中の児童・生徒を狙った犯罪はなくなりません。女性が帰宅途中で、また、下校途上の児童・生徒が見知らぬ人から声をかけられた等の不審者情報も毎日報道されています。去年までの5年間で12歳までの子どもが連れ去られる事件は毎年100件ほど発生しているとも伺っております。

文部科学省からの全国の登下校時の安全確保に関する取り組み事例の中で、特に 印象に残った事例を一部抜粋して紹介をさせていただきます。

「安全に『絶対』はない! 一命を守るためにできること―」と題して生徒に安全対策シートを作成させて、保護者とともに通学方法、下校方法について考えていただき1人になる区間をなくすための実施とともに、教職員、PTAによるパトロールも実施している安芸市立の安芸中学校の事例を紹介させていただきます。

取り組みのきっかけは、平成17年12月、安芸警察署少年係の方から、全国の 事件も対岸の火事ではない。安芸市の生徒を取り巻く環境も、今、大変危機的な状 況である。犯罪者は数日前からターゲットを絞り、その生徒を数日間尾行し、その 生徒の帰宅方法、経路や帰宅時間、自宅の場所まで調べた後、ここで連れ去れば大 声を出しても誰も助けられないなどの計画を十分に練った後、犯行に及ぶという周 到な用意による計画的犯行がふえているとの話を聞く中で、何かあってからでは遅 い。我々の大切な子どもたちは帰ってこないとの思いが強くなり、警察の方が帰ら れたその場で、管理職と生徒指導主事とで、登下校の安全確保に対する取り組みを 検討し、骨子を作成。その日の昼休みに臨時職員会で骨子を提案・検討。放課後に は、全校女子生徒を対象に、防犯に関する集会を実施。きょう、本校の生徒が被害 に遭うこともあり得るとの危機感のもと、その日のうちに手を打ち、警察から得た 安芸市防犯の危機的状況についての情報を女子生徒にすぐ伝えようというのが取り 組みのスタート。各部活で工夫をし、最後の1人を女子生徒にしないように、最後 の2人から1人になる場合は保護者の迎えをお願いする、分かれ道から家まですぐ だからということで徹底できない生徒もいましたが、教職員が団結し、素早くその 日のうちに手を打てたことは本校にとって大変意味のある第一歩だと述べられてお ります。

防犯に関する集会の生徒の様子から、そういった事件は自分たちに関係のないもの。自分の周りには起きるはずがないとの意識が感じられ、保護者も、同じ意識ではないだろうかと考えました。我々教職員も警察の方から話を聞くまでは生徒と同じ意識でありました。何かあれば保護者の方は、送迎など万全の安全対策をとるであろう。しかし、何かあってからでは遅い。被害の上に立つ防犯体制ではなく、悲しい犠牲者を出さないとの強い思いの上に立つ事前の防犯対策のシステムづくりが大切との校長の思いを保護者にも強く訴え、絶対後手にならないようにとの考えの中で生まれたのが「登下校安全シート」でした。

できる限り100%に近い形での1人きりでの登下校(特に下校)という状況をなくしたい。仕事や家庭の事情で家族だけの対応が難しい場合は、学校もできる限りのバックアップ体制をとっていくのでご相談くださいとの安全シートの作成の意図を明確にして、各家庭で登下校コースを詳しく書いていただく。

その登下校安全シートをもとに、一人一人の登下校ルートの確認のための個人面談を実施。帰る道筋を地図上で確認をし、危険な場所を話し合い、安全確保ができにくい場合はコースの変更も生徒に指導。塾帰りや不審者の出没の多い休日や昼間であっても気をつけるよう指導。

PTAや地域の方々に呼びかけ、部活帰りの生徒たちが一番多く帰宅する時間帯 (6時から7時)に保護者、教職員、地域補導員、地域安全ボランティアの連携による夜間パトロールを始める。暗くて遠い夜道の多い地区は、青色パトロールの車で巡回を行っている。

通学路の状況は、9割の生徒は安芸市の中心部から通学。商店等が多く、人通りは多いが死角となる路地や見通しのよくない公園も多い。1割の生徒は、農村部から通学。夜間は真っ暗になる道路や道路沿いに民家が全くない場所も多くあり、通学路としては防犯上危険な箇所が多い地域であると紹介をされています。

次に、札幌市立西岡小学校では、学校への不審者侵入を想定した1次避難訓練、不審者侵入が始まった後の2次避難訓練、子ども110番の家に避難したときの模擬訓練。「子ども110番の家」協力員模擬訓練では、学校と地域、関係機関の3者による結びつきがより強まり、「子ども110番の家」発見オリエンテーリング

では、自分の家から学校までの周辺の地域を回り、見つけた子ども110番の家を安全安心マップに記入し、実際に子ども110番の家を把握することや、訪問して挨拶の手紙を渡すことで地域の方と顔見知りになり、挨拶することを目的として行ったと報告されていました。

他の小学校では、防犯体制段階の区分と基準として、レベルゼロ、平静な状態からレベル1、学校区内で不審者情報が相次ぎ差し迫った危険はないが注意を要する状態、レベル2、学区内で実害を伴う事件または市内で重大な事件が発生し危険が予想される状態、レベル3、学区内で人身に係る事件が発生し、他の児童が新たな被害に遭うおそれがある状態まで、ゼロから3までの4段階に区分をして、犯罪の基準によって対策本部や児童、学校職員、PTAの行動を決めて、速やかに対応できるように整備をしている学校も紹介されていました。

少し長くなりましたが、これから質問に入らせていただきます。

本町における、1、通学路の安全対策強化のために、(1)小学校、中学校における登下校時の安全確保に向けた対策強化の取り組みについて、(2)通学路における防犯カメラの設置について、(3)防犯灯の設置の再考及び「一戸一灯」運動の実施について質問をいたします。本町のご見解をお聞かせください。

続きまして、2、不育症治療費助成事業の導入についてお尋ねをいたします。 以前にも質問させていただきましたが、再度質問をさせていただきます。

妊娠はするのですが、おなかの赤ちゃんが育たずに2回以上連続して流産、死産を繰り返す状態を不育症と言います。不育症は、特殊な場合を除いて適切な検査・ 治療によって80%の方が無事に赤ちゃんを授かっていると言われています。

不育症治療に効果があるヘパリン在宅自己注射は保険適用になっていますが、医療保険が適用されない不育症の検査・治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減のために、そして子育ての願いをかなえるまちづくりのために、不育症の治療及びその治療に係る検査に要した費用の一部を助成する事業の導入についての本町のご見解をお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 〇副議長(竹邑利文君) 教育長。

(教育長 植島幹雄君 登壇)

○教育長(植島幹雄君) 13番、松本議員の第1番目、「通学路の安全対策強化について」のご質問にお答えいたします。

まず、小学校・中学校における登下校時の安全確保に向けた対策強化の取り組みにつきましては、本町の小学校では毎日の登校・下校時に地域ボランティアの皆様による見守り隊の活動や青色パトロール車による巡回活動により、子どもたちの安全確保にご尽力を賜っております。

また、犯罪抑止と万が一の場合の緊急避難場所として「こども110番の家」に つきましては、田原本町青少年健全育成協議会のPTA活動部会で推進いただいて おり、町内約440の家庭、そして店舗及び事業者の方々にご協力いただき、地域 ぐるみで子どもの安全確保を進めているところでございます。

また、警察と連携しての不審者対策といたしましては、学校では防犯標語の「いかのおすし」により、行かない、乗らない、大きな声を出す、すぐに逃げる、知らせる、これを使っての指導をしており、幼稚園では、ぬいぐるみを使った寸劇による安全教室を開催し、幼いころから危険な犯罪から身を守る実践的な指導に取り組んでおります。

不審者情報につきましては、田原本町安心安全メールを利用してメールを配信し、住民の皆様の注意喚起に役立ててまいりたいと考えております。

次に、通学路における防犯カメラの設置のご質問につきましては、現在、本町の学校施設では、小学校・中学校の校門付近に精度の高い機器に更新をした防犯カメラを複数台設置し児童・生徒の安全確保に努めております。

また、昨年度に全ての公用車にドライブレコーダーを取りつけ、事故時の状況記録や安全運転の意識の向上として利用するだけでなく、走行中、車外の映像も記録されますので、移動する防犯カメラとしても役立つものと考えております。

このほか、今後の町内のタクシー会社との見守り活動協定により、子どもの異変や不審者に関する情報提供を受けることにより安全の確保の向上が図られるものと考えております。

通学路に防犯カメラを設置することにつきましては、児童・生徒をはじめ地域住民の方々の安心感を高め、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪抑止に大きな効果があるなど、防犯上有効であるとされております。ただ、一方で、住居付近が撮影

されることによるプライバシーの懸念という課題もあるところでございます。

このようなことから、庁内の関係課と連携を図りながら、例えば、午前中、寺田議員のほうからご質問がありましたように、いわゆる防犯設備の設置に係る補助、これは総務課のほうから答弁があったと思うんですけれども、そういう関係各課と連携も図りながら、あるいは学校ともいろいろ相談しながら、通学路を中心とした安全向上の有効策として、防犯カメラの設置に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(竹邑利文君) 総務部長。

(総務部長 小林昌伸君 登壇)

○総務部長(小林昌伸君) 引き続き、第1番目、「通学路の安全対策強化について」のご質問にお答えいたします。

まず、「防犯灯の設置の再考」につきましては、本町では、自治会が必要と判断 した場合に防犯灯を設置され、その設置費用の一定額を限度に助成を行い、整備を 進めているところでございます。

自治会間の外周部等の集落と集落の間の道路につきましては、距離が長いことや、 どちらの自治会に該当しているのかなど設置には課題がありますが、そのような場 所でも防犯灯の設置が必要となる場所がございます。改めまして現地を調査し、地 元自治会と協議し、防犯灯設置補助金を活用した防犯灯の設置を進めてもらえるよ う自治会に働きかけを行いたいと考えております。

次に、「一戸一灯」運動につきましては、各家庭や事業所など広範囲にわたり地域ぐるみでの協力が必要です。「一戸一灯」運動を行うことで、地域全体の防犯意識を高めることができ、犯罪抑止効果が期待できます。そういったことから、当運動の趣旨・目的を町広報紙やホームページで啓発を行っていきたいと考えております。

また、自治会へ出向き行っております防災出前講座などの際にも、防犯の観点から自治会での「一戸一灯」運動を進めていただけるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(竹邑利文君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 竹島基量君 登壇)

○住民福祉部長(竹島基量君) 続きまして、第2番目、「子育ての願いをかなえる まちづくりのために」についてのご質問にお答えいたします。

不妊及び不育症の治療費助成制度につきましては、平成25年第2回定例会において、議員からご質問をいただいており、また、住民の方々等からのニーズを受け、調査検討を重ね助成制度の導入に取り組んでまいりました。

まず、平成27年4月には、不妊に悩むご夫婦が受けられる不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を導入し、平成29年8月からは、特定不妊治療を除く不妊治療に要する費用の一部を助成する一般不妊治療費助成事業を導入いたしました。

お尋ねの不育症治療費助成事業につきましては、現在、県内で3市2町が導入されておりますので、これらを参考に、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(竹邑利文君) 13番、松本議員。
- ○13番(松本美也子君) ご答弁ありがとうございました。

幾つか再度質問させていただきたいと思います。

まず、1、小学校・中学校における登下校時の安全確保に向けた対策強化の取り 組みについてでございますが、登下校の見守りにつきましては、保護者や地域住民 の皆様のご理解、ご協力の上に成り立っていることは重々承知をしておりますし、 日々のご支援の活動に感謝をしております。

下校途上、子どもたちだけで帰宅しているところも見受けられますが、小学校 5 校についての見守り体制の支援の現状について、お聞かせいただきたいと思います。

2点目として、小学校はほぼ見守り体制もできているかと思いますが、5校聞かせていただいた上に、中学校2校についての登下校時の安全確保への取り組みについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

そして、友人と別れて、最後1人になる児童・生徒についての現況と対策について、教育委員会で把握されている現況で結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

万が一、教育委員会で把握されていなくても学校で把握されているということで あれば、その点も踏まえてご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

通学路における防犯カメラの設置でございますが、防犯カメラの対象となる皆様のプライバシーの保護を図るとともに、撮影された画像を適切に管理するための小・中学校通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を整備していただくための検討を早急にしていただいて、第4次総合計画にもありますように31年度よりの設置を強く求めたいと思いますので、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

そして、防犯灯の設置の再考及び「一戸一灯」運動の実施について、ご答弁いただいたんですけれども、自治会で設置をしていただいたらいいんですけれども、自治会と自治会の間の外周部等の集落と集落の間の道路についての防犯等におきましては、できれば何度もお願いをしておりますが、町で負担の方向で検討していただけないか、この点について再度お聞かせいただきたいと思います。

そして、防犯灯の再考でございますが、改めて現地調査を行っていただけるとの答弁をいただき、心強く思っております。地元自治会と協議をするとの答弁をいただきましたが、自治会だけでなく、自治会、保護者、学校、教育委員会とともに協議をしていただきたいと考えておりますので、この点についても再度お聞かせください。

そして、一戸一灯につきましては、町民の皆様のご協力をいただけるよう啓発していただけるとの答弁に対して、期待をしております。

最後に、不育症についてのご答弁をいただき、不育症の治療費の助成事業においては導入に向けた検討と明言をしていただきましたので、心強く期待をしておりますが、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

市町村によりましては、不育症の治療に関しては助成事業はなされているんですけれども、治療に係る検査に要した費用には助成していただけない市町村もございます。本町におきましては、不育症の治療及び治療に係る検査に要した費用の一部も助成する、あわせて助成をしていただくように前向きに考えていただきたいと思っています。この点について、確認をさせていただきたいので、ご答弁をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○副議長(竹邑利文君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) まず、各学校の登下校の見守り活動での現状ということでございますが、まず小学校につきましては、各校とも登校のタイミングでは見守りをしていただいておるんですが、ただ、自治会によりまして下校時には子どもで集団で下校するというような形でございますので、全ての自治会でそういう見守りの保護者の引率というのがあるかということにつきましては、全てではないということでございます。

それから、田原本中学校につきましては、登下校の見守りはないということでございますが、北中学校につきましては、同じく登下校の見守りが実施されておるということでございます。これも自治会によって差が生じるということでございます。それから、友人と別れた後の家までの区画の帰宅の状況の把握ということでございますが、申しわけございませんがそこのところまでは把握はできておりません。

それから、防犯カメラの31年度設置というふうなご意見といいますか、31年度にできるかということでございますが、年度につきましては、現段階で限定はできませんけれども、先ほど答弁申し上げましたように検討をしてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

- ○13番(松本美也子君) 中学校2校の取り組みは。
- ○教育部長(持田尚顕君) 中学校につきましては、北中学校は見守り活動がされて おりますけれども、田原本中学校につきましては集団での登下校ということで把握 しています。
- ○13番(松本美也子君) 中学校は……
- ○副議長(竹邑利文君) 中学校は集団ではないでしょう。
- ○教育部長(持田尚顕君) すみません。中学校につきましては、友達同士とかという形でございますので、特に田原本中学校につきましては見守り活動という定期的な活動はされておられないということでございます。
- ○副議長(竹邑利文君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 集落間の街灯ということでございますが、先ほど、集落

間につきましては、距離が長いこと、また、そのような道路が複数存在するという ことで、危険場所につきましては防災担当課のほうで現地調査をまずさせていただ くということで説明させていただきました。

それと、町といたしましては、現在、自治会に協力いただきまして防犯灯の整備を進めているところでございます。したがいまして、先ほども申しましたように、現地を確認した後、自治会のほうに働きかけをさせていただきまして、そういった防犯灯の設置補助金制度を活用していただきながら、防犯灯を設置したいと考えております。(「やる気ないの」と吉田議員呼ぶ)

- ○副議長(竹邑利文君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) 不育症治療費助成につきましては、現在、県内で桜井市、生駒市、天理市、上牧町、斑鳩町が実施されております。

先ほどお尋ねのありました検査費用についても、これらの先進地の事例を参考に、 今後、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○副議長(竹邑利文君) 13番、松本議員。
- ○13番(松本美也子君) そしたら、最後の質問をさせていただきます。

総務部長からご答弁いただいたんですけれども、自治会で、今までもそうだった んですけれども、集落から集落まで離れているところはどちらが負担するのかとい うことで、自治会も積極的になっていただけないところがあります。

でも、このような時代の中で、子どもたちの安全確保に向けた取り組みとしては、防犯灯が必要だなというところも、先ほどご答弁をいただきましたので、もし、自治会でなかなかそういうことが進まない場合は、私が先ほど申しましたように町で負担をしていただくという、橿原市さんは早くからやられているんですけれども、このことも検討課題として入れていただきたいと思いますので、それが1点。

そして、中学校の子どもたち、生徒の帰りなんですけれども、多分皆さんも子どもたちも、今までそんなに危機的状況になかったのでそんなに怖がってないとも思いますし、危機的な感覚もないかもしれません。

でも、不審者は出ているんです。下半身を露出したりとかいろんな状況で、中学 校の帰りに出たりしているのは事実なんです。 先ほど安芸市の状況をお話させていただきましたけれども、安全シートをつくっていただいて、田原本町におきましても、西と東は農村部で真っ暗な田んぼの横を通ったり、今は7時になってもまだ日が長いので明るいですが、これが冬場になりましたら5時以降、真っ暗になります。クラブから帰る生徒たちにはお願いをして、安全反射たすきをつけていただいていますが、もう少し子どもたちの登下校時の安全確保に向けての取り組みをお願いしたいと思います。

小学校におきましても、登校時は支援の方がいて下校時はいないということを、 今、部長からも答弁いただきました。下校時がやっぱり大事なことだと思いますし、 帰る時間によっては集団でなかったり学年ごとだったりというのもございます。

地域の皆様に支援をしていただくことになりますが、地域の皆様にお声がけをしていただいて、皆さんに協力、理解をしていただいて田原本町の子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、また被害者も加害者もつくらないとの観点から、もう少し具体的に取り組みを小学校も中学校もお願いしたいと思いますので、この2点について、答弁をお願いしたいと思います。

- ○副議長(竹邑利文君) 教育長。
- ○教育長(植島幹雄君) ありがとうございます。

確かに議員おっしゃいますとおり、この時代ですので油断するととんでもないことになるというのはよく理解できております。

特に小学校に関しましては、今、おっしゃったように下校時が少し手薄かなという気はしております。これ、北小学校の例なんですけれども、北小の場合は、かなりきちっとやっていただいておって、この前もちょっと集会に出させてもらったときに、とにかく先生があるところまで連れていって、子どもが1人にならないように最終的には保護者の方に誰か出てきていただいて、そこでバトンタッチをすると、そこまで気はつけているということで、そういった非常にありがたい取り組みをしていただいておりますので、私もそういう場所へよく出ていきますので、そういった形でまた地域の方にもお伝えできたらなと思っております。

それから、もう一点、これも実例なんですが、新潟の事件が起こった後、もちろん本町としましても警察へ出向きましてパトロールも強化していただいたんですが、 ありがたいことにある自治会の方からお年寄りの方中心なんですけれども、下校時 に用事はないけれども庭へ出ようと。用事はないけれども、その時間帯、散歩しようというようなことで話し合っていただいて、町のほうでそういう腕章であったりとか、いわゆるベスト型のビブスみたいなもの、それが余っていないかというようなことを聞きにきていただいて、早速準備しているところなんです。

やはり子どもの安全・安心が一番基本かなと思いますので、そういったところで 自治会の方にどんどんこちらからもお願いしていけたらなと思っております。

あわせて、学校のほうにもその辺は周知徹底したいと思っております。

- ○副議長(竹邑利文君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 先ほどの防犯灯の件でございますが、自治会をまたぐとどっちの自治会だというところがあると思います。余りしゃくし定規にならずに融通がきくような形で何かできないか、まず、橿原市さんが今やっておられるとお聞きしておりますので、調べさせていただき何かいい方法がないか、前向きに検討させていただきたいと思います。
- ○副議長(竹邑利文君) 以上をもちまして、13番、松本議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は45分からお願いします。

午後3時31分 休憩

午後3時45分 再開

○議長(植田昌孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑(報第14号より議第36号までの13議案について)

○議長(植田昌孝君) 続きまして、総括質疑を議題といたします。

今期定例会に一括上程いたしました報第14号、田原本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第36号、財産の取得についての13議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

なお、質疑については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、同一の議題について3回を超えることはできません。

質疑ありませんか。9番、西川議員。

○9番(西川六男君) 議長の許可をいただきましたので、議第25号、平成30年 度田原本町一般会計補正予算(第2号)につきまして、総括質疑をしたいと思います。

これまでのいわゆる百条委員会あるいは監査委員の報告、そして先般理事者側から説明を受けましたが、そのときの資料、そして私が開示請求いたしました報告書等に基づいて質問したいと思います。

平成27年度の実績報告につきまして説明資料をいただきましたが、その中の別添3の表の中にある、愛和会が提出した平成27年度分の実績報告につきまして、 偽装分の金額は幾らか、それから保育材料費として実績報告した金額は幾らか、人 件費として実績報告した金額は幾らか、水光熱費として実績報告した金額は幾らか。

そして、今回精査をしていただきましたが、精査をした結果の返還の金額は幾らか、保育材料費の金額は幾らか、それから人件費の金額は幾らか、水光熱費は幾らか、お教えいただきたいと思います。

それから、地域子育で支援拠点事業(宮古)で76万1,816円の5枚の架空の取り引きによる実体のない領収書が確認され、人件費・水光熱費の見直しを含めて合計326万12円の返還を求め、納付済みであり、今回の調査により返還額からは除外したというふうに明記をされてありますが、このことに関連して質問したいと思います。

昨年の12月議会で、私の質問に対して中屋敷住民福祉部長は、「平成27年度で1名分について専任が認められない事実が明らかになり、人件費254万円の返還を求めた」と答弁されましたが、その返還金を愛和会は既に返還したのか。また、もし返還されたとするならば、その返還金をどのように処理されたのか、報告をお願いいたします。

それから、愛和会の森 和俊元理事長の逮捕の発端となりました、偽造した3通 分約46万8,000円、これは既にお返しいただいたのか、またその返還金はど のように処理をしたのか、これもお聞きをしたいと思います。

今回の返還金以外にこれまで愛和会から返還金は幾らになったのか、その内容と

金額を報告お願いいたします。

病児保育事業に関連して、実体の確認ができない領収書55万6,000円(3枚分)が添付されていたと報告されておりますが、地域子育て支援拠点事業76万1,816円の5枚の実態のない領収書とあわせて、愛和会からの実績報告書には実体の確認ができない領収書が合計8枚、合計131万8,416円の提出があったということになっておりますが、再確認のためにお聞きをしたいと思います。

今回の精査で出てきた、偽造されていた、実体の確認ができない領収書の枚数と その金額は幾らか。

次に、議会が設置した百条委員会で指摘した次の事項について、どのように対応 されたのか報告をお願い申し上げます。

町は、保育所運営費補助金交付要綱を改定し、補助金を増額したが、平成24年度の一般管理費補助金維持管理費を述べ床面積1平米当たり1,000円から1,500円に増額をした。また、対象となる保育所について、宮古保育園に加え宮森保育園、こどもの森阪手保育園の2園も補助対象に追加をした。これに対する補助金は、それぞれ年間幾ら増額になったのか、またこれの補助目的に沿って適正に使用されていたのか、精査の結果を報告いただきたいと思います。

平成26年度に電気料金につきまして、7月から9月、11月から2月であった 補助対象期間を、通年に交付要綱を改定されましたが、この電気料金に対する補助 金が年間幾ら増額になったのか。また、補助目的によって適正に使用されていたの か、精査の結果の報告を求めます。

平成27年度に、2歳未満児保育事業の追加で、当事業に従事する保育士の増員を行った場合、増員分の人件費を補助いたしました。この人件費に対しての補助金は、年間幾らの増額になったのか、また補助目的に従って適正に使用されたのか、精査の結果報告をいただきたいと思います。

次に、宮古保育園の園舎の建てかえにつきまして、宮古保育園増改築補助金交付 要綱を新たに定め、約1億円の補助金が町から支出をされました。この補助金が補 助目的に沿って適正に使用されていたのかどうか、精査の結果報告をいただきたい と思います。

平成23年度以前の対応について質問いたします。

平成9年度から愛和会に委託し、宮古保育所で地域子育て支援拠点事業のうち、 今回は平成23年から28年度の一部ですけれども返還を求められています。関係 書類が3年から5年保存で、平成23年度以前の分については廃棄等で返却請求は できないと判断していることについて、質問いたします。

平成23年度から平成26年度以前までは実績報告書に領収書の添付もなく、総事業費の内訳の記載もないことから、適正と判断できる総事業費及び補助対象経費の範囲を推計して返還額を確定している。その手法と同じように、地域子育て支援拠点事業を愛和会に委託した平成9年度から平成22年度の14年分について、平成20年度以降の支出命令書が残っており、さらに平成19年度以前の決算書も残っており、これらの書類をもとにして町が支払った委託料や補助金から推計して返還を求めるべきではないかと私は考えます。平成23年度から27年度までの5年間は、一部28年度を含んでいるようですが、約8,382万9,101円余りの返還を求めておられます。数字上で平均いたしますと、返還額は年に1,676万円余りになります。また、平成23年度では返還額は984万1,599円であると報告をいただいております。

これらのことを勘案して、平成9年から平成22年度までの残り14年分について、町が支払った委託料や補助金から推計して町民の税金である公金の返還を愛和会に求めるべきであると考えますが、町長の方針をお聞かせいただきたいと思います。

ちなみに愛和会の登記記録によりますと、平成24年5月28日登記では、資産が11億7,075万2,353円、そして4年後の平成27年5月29日登記では、資産が14億8,492万1,684円となっております。1年間に1億円の資産がふえており、多くの資産をお持ちであります。町としていろんな手法で努力をいただいて、最大限の返還金を求めていただきたいと思います。

5つ目に、平成9年度から宮古保育所で地域子育て支援拠点事業等を委託しておりますが、平成9年度から平成22年度までの支出命令書など、廃棄されなかった関係書類で確認できる委託事業費及び保育所運営補助金等の田原本町から愛和会に支出された年次別の金額を、報告を求めます。

最後に、私が開示請求いたしました調査結果の報告書を見ると、非常に多くの時

間と労力を費やしていることがわかります。大変ご苦労さまでございました。

お聞きをしたいと思います。この精査をされた担当課、ここはどこでしょうか。 監査委員が指摘しているように、今回の精査について、町としてプロジェクトチームをつくったのかどうか。また、外部の会計士等の専門家の方もお入りをいただいたのか、ご報告をお願いいたします。

以上です。

- ○議長(植田昌孝君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) それでは、第1番目の、愛和会の平成27年度分の 実績報告についてのご質問から、順にお答えをいたします。

まず、偽造の領収書についてのお尋ねでございますが、後ほど出てきます他の項目でもございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

1点目の、保育材料費として実績報告された金額については、委託事業に係る合 計額で1,400万3,419円でございます。

2点目の、人件費として実績報告された金額については、同じく合計額で2,3 86万1,668円でございます。

3点目の、水光熱費として実績報告された金額については、同じく合計額で24 2万3,684円でございます。

続きまして、今回調査した結果についてのご質問でございます。

1点目の、返還金額については、委託事業の合計額で963万7,988円でございます。

2点目の、保育材料費については、委託事業に係る合計額で582万2,030 円でございます。

3点目の、人件費については、同じく合計額で2,581万769円でございます。

4点目の、水光熱費については、同じく合計額で397万2,949円でございます。

なお、実績報告額の合計額4,028万8,771円と今回の調査により適正な 総事業費の合計額3,560万5,748円との差額は、468万3,023円で あり、返還額963万7,988円とは異なるものでございます。これは、今回の 調査が適正な事業費の算定や支給要件の確認などにより適正な委託料を求め、既に支払われているものとの差額を返還させたことによるためのものでございます。

続きまして、2番目の、今回以前の調査により返還を請求した項目、金額、返還の状況及びその処理についてのご質問でございます。

1点目の、平成27年度地域子育て拠点支援事業の返還額については、昨年12 月議会での部長答弁にあります人件費254万円は、平成29年9月1日に既に返還され、雑入として処理をしております。

2点目の、偽造と言われる領収書3通分、約46万8,000円については、平成27年度地域子育で支援拠点事業の実績報告書に添付された、5枚の実体の確認できない領収書のうちの3枚と思われます。これについては、先ほどと同じく平成29年9月1日に返還された約326万円に含まれており、これも雑入として処理しております。

3点目の、今回の返還金以外のこれまでの返還金については、この326万円だけでございます。

次に、平成27年度の実績報告書に添付された領収書について、今回の精査により確認した実体の確認できない領収書の枚数及び金額については、添付された領収書731枚のうち、委託料の算定に影響を与えたものは8枚、124万6,748円分でございます。

続きまして、3番目の、議会が設置された百条委員会で指摘があった事項についてのご質問でございます。

1点目の、保育所運営費補助金交付要綱の改定のうち、平成24年度の一般管理 費補助事業維持管理費の改定の影響については、対前年度と比べ537万円の増額 になっております。

使途については、一般管理費補助事業維持管理費として、電気設備保守点検、保育室のエアコン設置、建物定期検査などの目的で使用されており、適正な使用であったものと考えております。

2点目の、平成26年度の電気料金に係る要綱の改定の影響については、対前年度と比べ311万円の増額になっております。

なお、電気料金については領収書が提出されており、適正な報告がなされていた

ことを確認しております。

3点目の、平成27年度の2歳未満児保育事業の追加の影響については、この事業は新設でございますので、875万円の増額でございます。これについては、1歳児クラスに加配した1名の職員の人件費であり、当該職員の実在を確認するとともに賃金を確認し、適正な報告がなされていたことを確認しております。

4点目の、宮古保育園園舎の建て替えに係る補助金については、検察当局による 捜査案件でございますが、事件性があるとは伺ってはおりません。

続きまして、4番目の平成23年度以前の対応についてのご質問でございます。

今回の調査において、平成23年度から28年度分について返還を求めましたのは、議員がお述べの推計ではなく、適正な総事業費等を算定するための根拠資料が存在していたことから行ったものでございます。

議員お述べのとおり、本町における実績報告書等の関係文書の保存期間は5年とされており、平成23年度以降のものしか残されておらず、法人においても保育関連書類の保存期間が3年から5年とされていることから同様の状態であり、適正な事業費等を算定するための根拠資料が存在しない状況でございます。

平成23年度分については、今回事件が発覚した平成28年11月時点で関係書類が存在しておりましたので、担当課において廃棄しなかったことから残されていたものであり、その時点における委託要件及び補助要件についても確認できたことから、推計で返還額を算定したものでございます。

議員お述べのとおり、平成9年から平成22年度までについては、決算書及び支 出命令書で支払い額は把握できますが、根拠資料となる関係書類が残されておらず、 当時の支給要件等につきましても不明であることから、行政弁護士とも相談すると ともに第三者委員会にも報告して、返還を求める方策を検討いたしましたが、適正 な総事業費及び補助金の額を確定することができないことから、返還を求めること は困難であると判断をいたしました。

続きまして、5番目の、平成9年度から22年度までの間に法人に対して支出された年次別の金額についてのご質問でございます。

平成9年度から19年度については、決算書におきまして保育所運営費補助金と して支出額を把握することができますが、当時存在していた委託事業名や国及び県 の補助率についても明確ではなく、年度によって変遷を繰り返していることから、 その詳細をご報告することができません。

なお、ご質問の平成9年度から22年度までの間に法人に対して支出された委託 料及び保育所運営費補助金の年次別の金額については、詳細は不明ではございます が、決算書において確認できる支出額を申し上げます。

まず、平成9年度が5,201万7,450円、平成10年度が5,871万2,467円、平成11年度が5,592万2,897円、平成12年度が6,152万3,654円、平成13年度が6,107万2,450円、平成14年度が7,024万5,753円、平成15年度が8,405万8,130円、平成16年度が9,237万161円、平成17年度が8,377万5,141円、平成18年度が8,328万7,107円、平成19年度が9,134万6,607円でございます。

平成20年度からは委託費と補助金の内訳がわかっておりますので、申し上げます。平成20年度が委託費2,876万5,000円、補助金6,032万8,998円、合計8,909万3,998円、平成21年度が委託費2,496万6,900円、補助金6,082万4,455円、合計8,579万1,355円、平成22年度が委託費2,698万円、補助金6,366万2,395円、合計9,064万2,395円でございます。

ちなみに、平成28年度の委託費は1,022万3,027円であり、これに対する国及び県の補助金は821万9,000円となっております。

続きまして、6番目の、このたびの調査報告についてのご質問でございます。

1点目の、法人に対する関係書類の提出指示など、この精査の窓口となりましたのは、こども未来課でございます。

2点目の、監査委員ご指摘のプロジェクトチームの設置については、プロジェクトチームと銘を打ったものではございませんが、こども未来課だけではなく住民福祉部として精査を行ったものでございます。

3点目の、外部の会計士等の専門家については、参加していただいてはおりませんが、調査の過程において行政弁護士にも相談しながら調査を進め、また第三者委員会の委員である弁護士や公認会計士の方々にもご報告をさせていただいていると

ころでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 9番、西川議員。
- ○9番(西川六男君) 大変ありがとうございました。

この後、細かい部分についてはそれぞれの委員会でまた論議されると思いますので、私のほうからは2点、全体的なことでお聞きをしたいと思います。

今回愛和会の実績報告書、今お話ありましたように、精査をいただきまして返還金を請求されまして、保育所の運営の適正化にご努力をいただいているところであります。事業を委託している田原本町として、今後も愛和会に対して法に照らして適正な保育所運営が行われるように、また保育サービスに影響が出ないように、今後とも町としてお取り組みをいただきたいと思います。この点について、後でお考えをお示しいただければ大変ありがたいと思います。

それから、森町長にお聞きをしたいと思います。

愛和会の森 和俊元理事長が領収書を偽造したとして、有印私文書偽造・同行使の容疑で平成28年11月20日ごろに逮捕されました。その偽造した領収書は3通分、約46万8,000円でした。今回の精査で合計8枚、合計131万8,416円、不明な領収書があったことが明らかになりました。そして、平成23年度から27年の5年間、一部28年度も入っているようでありますけれども、不適切であるとして8,382万9,101円返還を求めておられます。これは数字上で平均いたしますと、年に約1,676万円余りになると思います。

今回の精査によって明らかになった架空の取り引きによる、実体のない、確認ができない領収書を偽造して多数の返還金を請求されるような不正な運営、不適切な会計処理をしていた愛和会に対して、その委託料、あるいは補助金など、公金を支払われていた田原本町として、当然法的にその責任を明らかにすべきであると私は考えます。田原本町の町長である森町長の、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(植田昌孝君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) 保育所の運営につきましては、法人に対して再発防 止等について継続指導するとともに、保育サービスが低下することのないよう、指

導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 法的にどうするかということでございますが、第三者委員会からもご指摘いただいているように、今回の案件に関しましては、決して法人側だけではなく、町側もずさんな事務処理があったということをご指摘いただいております。それに伴って事業報告書の精査を再度依頼したわけでございますので、法人側だけでなくて町側もやはりしっかりとしていかなくてはいけないということを認識しております。ですので、本来順番でいけば精算事務、そして刑事事件でございますが、今回は刑事事件になってからの精算事務という形になっております。ですので、今回に関しましては、今後刑事訴追等は考えておりません。精算事務をすることでの返還金を求めたというふうに考えております。
- ○議長(植田昌孝君) 9番、西川議員。
- ○9番(西川六男君) その点につきまして町長のお考えをお聞きいたしたわけですが、最終的に町民の皆さんが判断をされるんだと私は思います。終わります。
- ○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、9番、西川議員の総括質疑を打ち切ります。

質疑ありませんか。2番、山田議員。

○2番(山田英二君) 総括質疑いたします。

議第25号、先の西川議員と若干かぶるところもありますが、私は私の視点で3 点質問したいと思います。

先般5月30日、理事者側から町が社会福祉法人愛和会に対して委託した、地域 子育て支援拠点事業をはじめとする各保育所委託事業の委託料及び保育所運営補助 事業の補助金について、不適切とした支出金の返還を求め、法人からの返還を受け て国及び県へ支出金を返還するといった説明がありました。それに伴う町が法人に 交付した補助金、それに係る関係書類を過去数年にさかのぼり、調査等に精査され た行為については、大変ご苦労されたことと想像するところでございます。

そこで質問ですが、今後国及び県に支出金を返還するに当たり、国及び県の各担 当者と協議されることとは思いますが、不適切な支出金に関係した部分についての 返還金に加算金が発生した場合、どのような取り扱いをされるのか、お聞きいたします。

また、6月2日付新聞報道により、約8,400万円の返還金が納付されたとの 記事がありました。大変高額な金額です。この返還金が納付されたことにより、法 人の本来の保育事業に支障をきたすことがないよう、町としてどのようなことを注 意されますか、お伺いします。

園児等への保育サービスに影響が出ないよう、お願いしたいと思います。

次に、2点目として、地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会及び田原本町補助金等適正執行調査委員会からの指摘事項を受けて、町行政において改善されたこと、また今後の予算執行の適正化を図るためどのように取り組み、再発防止策の検討を図っておられるのか、お伺いしたいと思います。

3点目として、提案理由の説明の中で、今回の返還に至る要因として、ずさんな精算事務として終了していたことにより発生したものと説明がありましたが、町長自身は現町長の結果責任として3カ月の給料を減額されましたが、そのほかに関係した町職員の処分についてのお考えをお聞きしたいと思います。

今後は職員が不正に関与することがないよう、ガイドラインの策定等も含めて答 弁をお願いします。

次に、同じ議第25号ですが、債務負担行為補正のし尿収集運搬委託料1,5555万2,000円が増額となる要因、算出の基礎となった内訳をお聞きしたいと思います。

次に、議第36号、今回の塵芥車購入は何らかの理由により増車されるものなのか、それとも現在ある3トン車の経年により買いかえされるものなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) 私のほうからは、社会福祉法人愛和会からの返還金 についての、1点目のご質問にお答えをいたします。

議員お述べのとおり、今回調査の対象といたしました保育所委託事業については、 国及び県の補助事業であり、法人側からの委託料の返還を受けて、本町としても国 及び県への補助金の返還が必要になるものでございます。 具体的な返還に向けた事務処理につきましては、今後県との協議を行っていくことになりますが、その中で加算金が発生することも十分に考えられるところでございます。

愛和会からの返還金については、融資等をお受けになり返還されたようにも伺っておりますが、報道発表と同時に保護者の皆様に対しましてこれからも安心して保育園を利用していただけるよう、町としても法令にのっとり、協力・支援・指導を行っていく旨を連絡させていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) 続きまして、2点目の指摘事項による改善点はということにつきましては、町といたしましては町議会の百条委員会や弁護士・公認会計士などの外部委員によります第三者委員会の両委員会からいただいたご指摘・改善意見を真摯に受けとめ、町として今後このようなことが起こらないよう、3つの取り組みを進めてまいりました。

まず、公務に対する町民の信頼を確保することを目的に、「職員倫理規定」を制定いたしました。

これは職員が職務内外において常に自覚しなければならない公務員倫理の確立・保持について定めるもので、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、利害関係者に対する禁止行為も具体的に位置づけを行っているものでございます。一般職がこの規定に違反いたしましたときは懲戒処分の対象となるもので、全職員の職員倫理に対する意識の高揚をしっかりと図っていきたいと考えております。

次に、今回の案件を踏まえ、補助金の執行を適正に行うため、「補助金等事務手続ガイドライン」を策定し、補助金交付の手続等に関する事項を規定し、補助対象 や補助金額等の適格性を担保することで、町予算の執行及び補助金事務手続の適正 化を図ってまいります。

具体的には、各段階での審査の複数人チェックや書類審査だけでなく現地調査を 行うこと、領収書の添付、精算払いの原則などを内容とするガイドラインに沿いま して、全職員が補助金の公益性、公平性の確保に努めてまいります。

3つ目は、「法令遵守推進条例」の制定でございます。

この条例は、町が組織的に法令遵守に取り組んでいく体制を明らかにするものでございます。奈良県では、奈良市、生駒市、大和高田市に続く制定でございます。 条例におきましては、特別職も含めた全ての職員が、職員の責務として倫理行動基準を遵守するとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な「公益通報」や「不当要求行為への対応」などの制度化により、公平公正な町政運営を目指してまいります。

町では、これらの取り組みが形骸化とならないよう、新年度から危機管理等を担当する総務部管理監を任用し、コンプライアンスなど自分たちの職場で適法・適正にしっかりと仕事ができる体制づくりを維持・継続していくための内部統制の推進にリーダーシップを発揮していただいており、今月も県警本部から講師を招き、不当要求防止講習を、ロールプレイングなども交えて開催するほか、職員倫理についての研修等も実施しているところでございます。

また、契約検査担当係を財政課の所管とし、予算執行、契約の両面での管理が可能となるよう、事務所管の見直しを行ったほか、財政課ではランダムに補助事業を選択し、外部機関による事業の適格性を確認することも検討中でございます。

本町では、保育等の委託事業だけでなく、今後全ての委託事業、補助事業について適法・適正な事務執行を行うよう、全職員にコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

次に、関与があった町職員の処分ということでございますが、今回の一連の事案につきましては、町民の町政に対する信頼を大きく揺るがすこととなり、職員一人一人が不祥事の再発防止と本町に対する信頼の回復に努めなければなりません。町としても、全職員に対し、職務執行の公正性の確保、公務員倫理の確立、適正な行政執行体制の実現に取り組むよう、厳しく求めたところでございます。職員個人への処分ということは行っておりませんが、先ほど議員からもございましたように、町長については現町政の責任者として事態を重く受けとめ、報酬の減額を行われたところで、これまでの経緯等により関係職員にも必要な指導を行ってきたところでございます。

今回の事案につきましては、背景に委託先と町とが長年のなれ合いの関係にあった中で、ずさんな事業報告や町の不十分なチェック体制があり、双方にルーズな事

務処理があったものと考えており、職員個人というよりも町全体の組織風土の改革が喫緊の課題であると考えております。町職員全員が既成概念に捉われることなく、当たり前のことですが、適法・適正な事務執行のため、再発防止のため、先ほど申し上げました3つの取り組みに日々努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 今、公室長のほうから答弁がありました適法・適正な事務執 行や再発防止の取り組みは当たり前のことですが、常に危機意識を持った対応が必 要と私は感じております。

例えば、職員が適正な事務処理を行っていたとしても、補助金を出すよう、また 有利なはからいをするよう圧力をかけられた場合、担当者では後々のことを考えて 気持ちが揺らいだり、心が折れたり、そのプレッシャーに屈してしまったりすると いうことも考えられます。そんな不当な要求、理不尽な要求があったときこそ、組 織としての適正な対応と基準が必要となってまいります。現に私が28年度分の委 託料、補助金交付に際し、提出された前年度の実績報告書のずさんさから、私自身 が交付を停止したにもかかわらず、役場内、町内、町外さまざまな方から圧力があ りました。しかも堂々と愛和会から頼まれてきたと発言をされています。それが通 用していた本町の風土と組織文化にも大きな問題があったと私は認識をしておりま す。

これを機に、本町の体質を打破し、3つの取り組みを推進し、きっぱり徹底してまいりますので、よろしくご理解を申し上げたいと思います。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) それでは、し尿収集運搬委託料1,555万2,0 00円の算出基礎は、についてでございます。

現在、田原本町内において、し尿収集・運搬にはバキュームカー1台の稼働により業務を行っていただいております。し尿収集・運搬に伴うバキュームカー1台の年間稼働の原価計算額は2,400万円であります。

下水道整備事業の普及に伴い、現在の稼働率が約50%であり、稼働率を考慮し原価計算額の2,400万円の半分の1,200万円をし尿の年間経費として積算

いたしました。

次に、平成28年度から平成32年度までのし尿収集・運搬に係る第3期合理化事業の実施による合特法の趣旨に基づいた、現行業務の安定した継続・維持を目的とした補塡金が年間400万円で、5年間で2,000万円であります。補塡金に関し、平成28年度、29年度は協議中でもあり、当該年度分は支払っておりませんでした。協議の結果、5月23日に協定を締結し、補塡金相当額の2,000万円を平成30年度から平成32年度の3年間で割り戻した金額、約666万円を加算した金額である1,866万円を基礎根拠とし、業務委託金額を月額150万円と算出いたしました。

そして、平成30年度分は業務委託契約を締結する予定が7月の年度途中であることから、原価計算額の1,200万円については9カ月分の900万円と積算いたしました。900万円に666万円を加算した1,566万円を基礎根拠とし、業務委託金額を月額160万円と算出いたしました結果、月額160万円の9カ月分に消費税8%を乗じた金額の1,555万2,000円となったわけであります。続きまして、議第36号、財産の取得についてでございます。

これにつきましては、購入する塵芥収集車は買いかえか増車かということでございますけれども、今回する購入を予定しております3トンの塵芥収集車は、買いかえによるものであり増車となるものではありません。

平成20年7月に購入いたしました3トン級塵芥収集車の故障が頻繁に発生しておりました。ごみ排出量の多い休み明け、収集車の車検時の対応、事故・故障などによる塵芥収集車の不足を補い、安定したごみの収集体制を継続していくため、買い替えするものでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 2番、山田議員。
- ○2番(山田英二君) ありがとうございました。

愛和会関連につきましては、去る5月30日全員協議会で、理事者側からいただいた資料の今後の対応、これに全てまとめられていると思うんですが、これの下段のほうの「今後は」から大体5行、この5行を皆さんしっかりまた確認していただいて、この「厳正に事務を執行してまいります」をしっかり遵守していただいて行

政運営を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。 以上です。

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、2番、山田議員の総括質疑を打ち切ります。

質疑ありませんか。11番、吉田議員。

- ○11番(吉田容工君) 今の答弁で聞かせていただきたいんですけれども、「愛和会等に指導していきます」と何回かおっしゃったんですけれども、田原本町にそんな権限はあるんですか。そこを確認させてください。どんな権限で指導されるんでしょうか。
- ○議長(植田昌孝君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(竹島基量君) 保育に対して指導していくということでございまして、法人運営については県の管轄でございます。
- ○議長(植田昌孝君) 吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 保育の何を指導されるのかわかりませんが、またそれは聞かせていただきたいと思います。

今回は総括質疑ですので、私の委員会以外の分について、わからないところを聞 かせていただきます。

まず、議第27号ですけれども、これは職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例ということです。具体的に何がどう変わるのかというところを聞きたいんです。特に学校教育法第104条第7項第2号に改めるとなっていますが、この学校教育法第104条第7項第2号というのが探しても見つかりませんので、中身がどんなものかというのを教えていただきたい。

それと、これまで田原本町ではこういう自己啓発休業というのを取られた実績が どれだけあるのか教えてください。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) お答えを申し上げます。

まず、学校教育法第104条第7項第2号の内容でございますが、これが今回学校教育法の改正で、第104条第4項第2号が第7項第2号になったものです。学校教育法第104条第7項第2号では、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

が、文部科学大臣の定めるところにより、学位を授与する者として、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学または大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者に学士・修士または博士の学位を授与するということが規定をされております。

もう一点、自己啓発等休業の取得状況は、ということでございますが、今のとこ る本町における自己啓発等休業の実績はございません。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) そうしたら、第104条第4項第2号が第104条第7項 第2号に変わったということで、学校以外の教育施設での休業ということになると 思うんですね。ついでに第104条第4が7になっていますので、4、5、6とそ の前に来るのはどういうものが書いてあるんですか。
- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) 今回の学校教育法の改正ということでございますけれ ども、第104条に職業教育の推進を図るために専門性が求められる職業を担うた め、大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育 機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度を設ける改正がありまして、そ のための項の規定が第104条に追加され、項ずれとなったものでございます。
- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) ありがとうございます。それでは次いきます。 議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例についてです。

第48条第10項から第12項には何が書いてあるのかということと、「10万円を加算する金額」となると書いてありますが、これらを実施した場合住民税がふえるのか減るのか、改定の影響はどうなるのかということ。それと、法人税変更の対象法人はどういう法人かということ。たばこ税の改正内容と、430円値上げする規定はどこにあるのか教えてください。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 第48条第10項から12項までの内容につきましては、 資本金の額または出資金の額が1億円を超える内国法人等に対しまして、法人税の

納税申告書及び添付書類の申告等手続を、電子申告の方法による提出を義務づける ものでございます。

次に、「10万円加算した金額」ということでございますが、現段階の規定では 扶養親族を有する場合、控除対象配偶者及び扶養親族数に1を加算した数に16万 8,000円を加算した金額を非課税の範囲として定めておりましたが、この改正 では従来の規定に加え10万円を加算するもので、所得金額から判定する非課税の 範囲を10万円拡大するものでございます。

次に、住民税は増えるのか減るのか、改正の影響は、につきましては、非課税範囲の拡大の見直しにおきましては、個人町民税は減ると思われます。一方、基礎控除や調整控除の見直しを対象とするものについては、個人町民税はふえるものと思われます。しかし、この改正による大きな影響はないものと考えております。

次に、法人税の変更の対象法人はということでございますが、先ほど申しました 資本金または出資金額が1億円を超える法人などでございます。

次に、たばこ税の改正内容は。また、430円値上げする規定はどこにあるのか、につきましてですが、たばこ税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式の見直しの改正を行うもので、たばこ税の引き上げでは国と地方の配分比率を1対1を維持した上で、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円を平成30年10月1日より段階的に引き上げるものです。

また、3級品に係るたばこ税の税率は、3級品のたばこ税の特例税率の廃止時期 を延長するものでございます。

一方、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの課税標準を「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とすることとし、平成30年10月1日より段階的に実施することとするものでございます。

その430円の根拠でございますが、田原本町税条例の第95条に、たばこ税の 税率を規定する条文がございます。この中で税率の改正は段階的に5,262円か ら5,692円へ、これは平成30年10月1日から、また5,692円から6, 122円へは平成32年10月1日から、また6,122円から6,552円へは 平成33年10月1日から改正するもので、1,000本当たり税率それぞれ43 0円改正するものでございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) その中でわかりにくいのは個人町民税については減るだろうという話がありまして、私が推測しているのは、今基礎控除を10万円増やしまして、年金控除を10万円減らしましょうと。それと給与所得控除も減らしましょうというような形の改正がなされたのかなと思うんですよ。そのことがここに書いてあるのかなと思うんです。

基礎控除は10万増えるんですか、増えないんですよね。今33万から43万になるということは以前に決まったか、それともここに書いてあるのか教えてほしいのと、それと年金所得の方の年金控除が減ると、これもここに書いてはないですよね。それは所得税を準用するか何かだと思うんですけれども、それがどこに書いてあるか、それと給与所得控除が減るということについてはどこに書いてあるのかということを聞きたいと思います。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) すみません、この10万円につきましては、1つは非課税になる対象の金額といたしまして、今までは障害者や未成年、寡婦に該当する方につきましては非課税の限度額は125万円でございました。それを135万円に引き上げるということでございます。

また、それと同時に扶養親族数に応じた非課税の範囲、これも10万円拡大するということでございます。今回のこの改正につきましては、その125万円から135万円、非課税の範囲を上げるということを記載しているところでございます。(「いやいや、だから、基礎控除が上がるのか聞いているんです。ここにはないのですが、既に上げたんですか」と吉田議員呼ぶ)

○議長(植田昌孝君) 暫時休憩します。

午後4時43分 休憩

午後4時43分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開します。総務部長。

○総務部長(小林昌伸君) すみません、基礎控除の33万円を43万円にする、所 得税の38万円を48万円にするというのは、地方税法の中で改正されております ので、今回のこの条例改正には、タイミングは一緒ですが、入っておりません。 (「それなら説明してください。基礎控除が幾らになって、年金控除がどれだけ減 って、所得控除がどれだけ減るか。給与所得控除がどのようになるかという話を聞 きましたでしょう、私。それについて説明してください」と告田議員呼ぶ)

地方税法につきましては今持っておりませんので、後ほど用意させていただきま す。申し訳ございません。(「答えられないのですか」と吉田議員呼ぶ)

暫時休憩します。 ○議長(植田昌孝君)

午後4時44分 休憩

午後4時48分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開します。

総務部長。

○総務部長(小林昌伸君) 申しわけございません。

地方税法では、33年1月1日施行日といたしまして、町県民税の基礎控除が3 3万から43万円に上がります。それと同時に所得税の基礎控除は38万円から4 8万円、それと反対に年金と給料控除分、これが10万円ずつ減額されるというこ とでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) それと、この改正に書いてあると思いますけれども、前年 の合計所得金額2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除 と調整控除の適用を除外するということについて、説明をしてください。
- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 2,500万円以上の所得の方につきましては、基礎控 除分43万円と、調整控除の適用を受けないということでございます。(「調整控 除は所得控除のことかな、給与所得控除のことかな。ちょっとこの辺わかりませ ん」と吉田議員呼ぶ)

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 調整控除といいますのは、所得税と町県民税の控除の隙間がございます。先ほど言いました48万円と43万円、その控除が逆転したらいけませんので、その辺で調整される控除のことでございます。
- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 議第29号、田原本町都市計画税条例の一部改正の条例ですけれども、なかなかこれも難しいんです。今の都市計画税条例にない分が改正の対象になっていますので、その中では附則第18項、もしくは第45号と、これを変えると書いてあるんですね。ところが今の都市計画税条例には書いてないんですね。その点ではこの間変更があった分の改正なのかなと思うので、附則第18項もしくは第45号に何が書いてあって、これをどういうふうに変えるのかということ。あと、附則第15条、第43項から第47項には何が書いてあるかと。そして、これは基本的には都市再生特別措置法ということで、低未利用地の活用を図ると、今使っておらない土地の活用をするということが前提になって改正されると聞いているんで、これをすることでどういうふうに活用できるのかと、具体的な話として都市計画税の免除というものがあるのかなと思うんですけれども、この辺について、この改正の中身を、形じゃなくて中身を教えてほしいんですけれども。
- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 附則第18条が見当たらないということでございますが、これにつきましては平成30年3月31日に専決処分をいたしまして、30年4月1日より施行となった田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例により、田原本町都市計画税条例附則第17条は第18条と改めたものでございます。平成30年4月1日より施行の、田原本町都市計画税条例に「若しくは第45項」と規定しております。

内容につきましては、都市計画税条例第2条第2項中におきまして、固定資産税の課税標準となるべき価格が都市計画税における課税標準となると規定しており、 法第349条各項に、固定資産税の課税標準を減額する乗率を設けるものでございます。

次に、附則第15条第43項から第47項には何が書いてあるのかということで

ございますが、附則第15条は改正後の地方税法の規定を示すものであります。改 正法附則第15条第43項から第47項に規定されるのは、それぞれ固定資産税及 び都市計画税の課税標準となるべき価格を条例で定める割合を乗じて得た額等とす るよう定めることが記載されております。

次に、低未利用土地の活用を図れるのか、都市計画税の免除、この改正の影響につきましては、現在、策定中の立地適正化計画に低未利用地の有効活用と適正管理のための制度を定めることにつきまして検討をしているところでございます。また、都市計画税の課税標準額を3分の2とすることで、都市計画税の課税標準を3分の1軽減するものでございます。

また、この改正による税の対象は、現時点ではありませんので、影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) お諮りいたします。間もなく午後5時になりますが、本日の 会議時間を延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長し、 引き続き会議を行います。

11番、吉田議員。

- ○11番(吉田容工君) そこで、低未利用地というのはどんな土地なのかというの を教えてほしいんです。具体的な話でお願いします。
- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) 低未利用地というのは、面積も小さく、いろんなと ころに散在している土地という、簡単に言えばそういう土地でございます。
- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 小さいって、どのくらいですか。小さいと言われてもわからない。
- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利

用程度が低い低利用地の総称ということでございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 次、議第30号、田原本町立学校設置条例の一部を改正する条例について聞きます。

田原本町立認定こども園平野幼稚園というふうに変えるとなっていますので、これはちょっと確認ですけれども、認定こども園の幼稚園部分だけがこうなるのか、 それとも幼稚園と保育園が、認定こども園としてこうなるのかということが、これだけではわかりませんので、聞かせていただきたいと。

それと、校区というのはどうなっているのかというところを教えてください。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) それではお答えをいたします。

まず、認定こども園の幼稚園部分だけを意味するのかというお尋ねでございますが、認定こども園の平野幼稚園につきましては、認定こども園の幼稚園型といたしまして、1号及び2号の認定を受けた3歳から5歳の園児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設となりますので、幼稚園というところでございます。

それから、園区の範囲につきましては、認定こども園に移行することによりまして、園区は町内全域でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 次に、議第32号、水仙会館解体及び防火水槽設置工事請 負契約締結について聞かせていただきます。

これは指名競争入札で行われたようなので、なぜ指名競争入札を選択したのかということ、入札を辞退された方が何者かあるように聞いていますので、辞退の理由は何なのかということ、その防火水槽の機能とどれぐらいの大きさなのかということ、耐震性能が備わっているのかということ、そして撤去後の利用予定がどういう状況になっているのかということ、あわせて答えてもらえますか。

- ○総務部長(小林昌伸君) 総務部長。
- ○議長(植田昌孝君) 指名競争入札を選択した理由と辞退された事業所の理由でございますが、指名競争入札を選択した理由につきましては、設計金額が3,000 万円以上の工事で参加できる町内業者数は、土木工事では10者ございますが、建

築工事では2者しかございません。これをホームページに入札公告を上げましても、 町外業者は金額的に関心が低く、競争性が十分に発揮できるだけの業者数を確保す ることができないといったおそれがございます。

以上のことから、水仙会館の解体及び防火水槽設置工事等のように、設計金額が数千万円の工事につきましては、競争性が発揮される業者数を確保できるよう、指名競争入札により実施しているところでございます。

また、辞退された事業所の理由につきましては、人員不足であるとか金額が合わない、また自社都合ということでございます。

次に、防火水槽の機能また耐震性能につきましては、設置予定の防火水槽は日本 消防設備安全センター認定の既製品で、貯水量が100立方メートルでございます。 また、耐震性能につきましては、地震の規模を示すマグニチュードで7.9に耐え 得る強度を持っているとのことでございます。

続きまして、撤去後の土地につきましては、職員駐車場として最大10台分使用するほか、残りの駐車場及び土地につきましては田原本A校区自治会に貸与する予定でございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 金額は5,400万でしたよね。このぐらいだったらほかの業者は関心を示さないと、町内だったら2者しかないということで選んだ、そう感じたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。それは実績か何かあるんですか、それを聞きたいのと、防火水槽はどのぐらいためると言われたのかちょっと聞き取れませんでしたので、それもお答えいただきたいと。

あと、職員の駐車場に使うなんて、そんなもったいないことをする必要ないだろと思うし、全部A校区の自治会に運営を任せたら良いでしょう。10台とめてしまったら他にとめられないようになるんじゃないですか、なぜ職員の駐車場をそんなところに持ってくるんですか、それをちょっとお聞きをいたします。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 入札の基準についてでございますが、当然最終的には指 名審査会を開きまして、そこで決めることになりますが、町で今行っている基準と

いたしましては、1億円を超えるような事業につきましては一般競争入札、1億円を切る建築工事につきましては指名競争入札といった形で決めさせていただいております。

次に、貯水量ですが、100立方メートルでございます。

職員駐車場の件につきましては、A校区と話をしながら、そういった利用方法で 今のところ予定しております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 町が職員駐車場として貸してくれと言ったらA校区はどう ぞと言うと思いますよ。なぜ田原本町が置かせてくださいと言ったのかを説明して ほしいんですよ、僕は。それを聞きたいんです。
- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 現在職員駐車場につきましては、民間から借りているところ等々ございまして、そこの駐車場につきましては田原本幼稚園の職員さんがとめておられます。そういったことから、職員駐車場としてまた民間で借りるのかというような議論がある中で、あの場所であればちょうど職員駐車場として利用できるといったこともございまして、そういった検討を行った結果、職員駐車場で利用するということでございます。
- ○議長(植田昌孝君) 吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 一方的な話だと思います。

議第35号、平野幼稚園園舎耐震補強等工事請負契約締結についてを質問します。 今回は1億円以上だから一般競争入札となるんだと思うんですけれども、入札で 何者か辞退されている、2者ですね。その辞退の理由と、これで耐震補強工事が幾 らから幾ら、数字的にIs値が変わるのかというのと、現在の保育室数と改修後の 保育室数、認定こども園独自の設備としたらどのぐらいのものができ上がるのかと いうところを、わかりやすく説明お願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) まず、入札の辞退でございます。2者でございまして、 理由につきましては業務多忙のため、またもう一者につきましては積算が間に合わ

ないとおっしゃられております。

次に、耐震の強度でございますが、北棟はIs 値0.51から0.91でございます。南棟につきましては0.31から0.84となるものでございます。

次に、現在の保育室の数、改修後の数でございますが、現在の保育室は7室で、 改修後も同じでございます。

それから、認定こども園の独自の設備ということでございますが、おおむね現在の園舎をそのまま利用するということでございますが、認定こども園で必要な施設といたしましては保育室、それから遊戯室、屋外の遊技場、それから調理機能を有する設備となっております。また、平野幼稚園ではこれに加えまして、各保育室にエアコンを設置するということでございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 一般競争入札ですので、先ほどの指名競争入札と違って、業者が参加したいという意向で入ってこられているんだと思うんですよ。入ってこられた人が多忙だから要らないと言って、不思議な業者だと思いますけれどもね。ちょっとわけがわからないというか、意欲のない入札なのかと思いますけれども、その辺はちょっと問題のある業者かなという認識を私はしますけれどもね。

そこで、耐震強度ですけれども、北も南もふえると。ただ、強度というのは横の 強度と縦の強度と両方ともありますよね。今示していただいたのは横の強度じゃな いかなと思うんですね。縦の強度は問題ないからおっしゃっていないと思うんです けれども、ついでに縦の強度はどうなのかというところをお願いします。

それと、保育室が増えなくても認定こども園として対応できるという点では、今空き教室があるということなのかなと思いますけれども、その点はどれだけのゆとりがあるんですか。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) まず、耐震の方向ということでございますけれども、耐震の補強工事につきましては方杖補強という形で行っておるのが北棟でございます。 補強を30カ所したということでございまして、どちらかというとそのおっしゃっている横のほうの形でございます。それから南棟につきましては、平成28年度でも実施をしておるんですけれども、今回は壁のブレース8カ所を行ったということ

で、その短いほうの耐震の数値については申しわけございません、今ちょっと手持ちでございません。

それから保育室でございますが、どれぐらいの受け入れをするのかというところもございますけれども、現在の保育室7でございますので、その範囲内での受け入れということで、現在の数の変更はいたしておりません。

以上でございます。(「いや、全然答えてないですよ、何人ぐらい受けられるの、 認定こども園の保育として」と告田議員呼ぶ)

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) 定数でございますが、今現在の定数が3歳、それから4歳、5歳という子たちで、60名の180名という今定数になってございます。

そのうちで、学年といたしましては1号50名、それから2号を10名、それの3倍という形の定数ではございますが、現在の平野幼稚園での数につきましては、おおむねその定数の約半分ぐらいの就園となっております。(「Is値の縦の値は出ませんか」と吉田議員呼ぶ)

○議長(植田昌孝君) 資料を出してください、後でいいですから。

それでは、以上をもちまして総括質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたしま す。ありがとうございました。

午後5時11分 散会